

令和7年版

鎌ヶ谷市環境の概況

鎌ヶ谷市

目 次

第1章 鎌ヶ谷市の概要と組織

I 鎌ヶ谷市の概要

1. 位 置	1
2. 地 勢	1
3. 人口及び世帯数	1
4. 面 積	1
5. 土地利用	1

II 環境行政の体制

1. 組 織	2
2. 鎌ヶ谷市環境審議会	2
3. 鎌ヶ谷市廃棄物減量等推進審議会	3
4. 事務分掌	4

第2章 環境行政の推進

I 鎌ヶ谷市第3次環境基本計画

1. 計画の目的	5
2. 計画期間	5
3. 目標とする環境像	5
4. 環境施策の体系	6
5. 計画の推進体制	8

II 環境学習・環境啓発の推進

1. 啓発・展示	9
2. 環境学習事業	9

第3章 現状と対策

I 公害苦情

1. 概要及び現状	10
2. 年度別受付件数	10
3. 業種別発生件数	11
4. 用途地域別発生件数	11
5. 月別公害苦情受付件数	12
6. 苦情処理状況	12

II 大気汚染

1. 概要及び現状	1 3
2. 環境基準	1 3
3. 大気測定局測定結果	1 4～2 0
(1) 硫黄酸化物	1 4
(2) 窒素酸化物	1 5
(3) 一酸化窒素	1 6
(4) 二酸化窒素	1 7
(5) オキシダント	1 8
(6) 浮遊粒子状物質	1 9
(7) 微小粒子状物質	2 0
4. 光化学スモッグ注意報等の発令状況	2 1～2 3
5. PM2.5注意喚起の発令状況	2 4～2 5

III 水質汚濁

1. 概要及び現状	2 6
2. 環境基準	2 6～2 7
3. 水質汚濁の対策	2 8～3 4
(1) 公共用水域の監視	2 8
(2) 公共下水道の整備	2 8
(3) その他の浄化対策	2 8
(4) 公共用水域水質調査結果	2 8～3 4
4. 家庭雑排水共同処理施設事業	3 5

IV 騒音・振動

1. 概要及び現状	3 6
2. 環境基準	3 7
3. 交通騒音・振動	3 8～4 0
(1) 自動車騒音・常時監視	3 8
(2) 自動車騒音測定結果・面的評価	3 8～3 9
(3) 航空機騒音	3 9
(4) 航空機騒音測定結果	3 9～4 0
4. 騒音・振動の防止対策	4 1～4 2
(1) 法令等に基づく規制	4 1～4 2

V 地盤沈下	
1. 概要及び現状	4 3
2. 地盤沈下の状況	4 3
3. 地盤沈下防止対策	4 3
VI 地下水汚染	
1. 概 要	4 4
2. 揮発性有機化合物における地下水の水質に係る基準	4 4～4 5
VII 悪 臭	
1. 概要及び現状	4 6
2. 悪臭の対策	4 6～4 8
VIII 公害防除資金融資制度	4 8
IX ごみ処理	
1. ごみ処理の概要	4 9
2. ごみ処理の現状	5 0
(1) 収集の現状	5 0
(2) 処理の現状	5 0
3. 対 策	5 1～5 4
(1) 減量化、再資源化対策	5 1～5 4
(2) ごみの散乱防止対策	5 4
X し尿処理	
1. し尿処理の現状	5 5～5 7
(1) 概 要	5 5
(2) し尿収集運搬作業	5 6
(3) し尿処理手数料徴収	5 7
2. 浄化槽処理の現状	5 8～5 9
(1) 浄化槽の概要	5 8
(2) 合併処理浄化槽設置の補助制度	5 8
(3) 処理量の推移	5 9
XI 環境衛生	
1. 畜犬登録	6 0
(1) 登録及び狂犬病予防注射	6 0
(2) 捕獲及び返還	6 0

XII 地球環境

1. 鎌ヶ谷市地球温暖化対策実行計画	6 1
(1) 概 要	6 1
(2) 令和6年度実績	6 1
(3) 温室効果ガス排出量比較	6 1
(4) 今後の対応	6 1

XIII 放射性物質対策

1. 福島第一原子力発電所の事故の発生を受けて	6 2
2. 空間放射線量について	6 2～6 3
(1) 定点測定	6 2
(2) 通学路測定	6 3
3. 鎌ヶ谷市除染実施計画	6 3～6 4
(1) 基本理念	6 3
(2) 目 標	6 3
(3) 除染実施区域	6 3
(4) 土壌等の除染等の措置の着手時期及び完了時期	6 3～6 4
(5) 除染状況	6 4
4. 市の取り組み	6 4

資 料 編

環境年表	6 5～7 3
環境関係用語	7 4～7 6
鎌ヶ谷市環境基本条例	7 7～8 0
鎌ヶ谷市公害防止条例	8 0～8 4
鎌ヶ谷市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	8 5～8 8
鎌ヶ谷市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に 関する条例	8 8～9 2
鎌ヶ谷市あき地の雑草等の除去に関する条例	9 2～9 3
鎌ヶ谷市ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例	9 3～9 4

第1章

鎌ヶ谷市の概要と組織

I 鎌ヶ谷市の概要

1. 位置

鎌ヶ谷市は千葉県の北西部に位置し、東京都心から25km圏内で、鉄道による交通は約30分という近郊都市です。

東は白井市、南は船橋市、西は市川市、松戸市に、北は柏市に隣接しています。

昭和30年代後半からの宅地開発の進行による急激な人口増加に伴い都市化が進み、平成8年12月には人口10万人を超え、平成30年8月に11万人に到達し、その後大きな増減なく推移しています。

また、新鎌ヶ谷駅周辺では都市再生機構による区画整理事業が進捗し鉄道4線（東武アーバンパークライン・京成松戸線・北総線・成田スカイアクセス線）の結節点という優位性を生かした街づくりが進められています。

2. 地勢

鎌ヶ谷市は、10～20mの丘陵の起伏をもつ下総台地に位置しています。そして、下総台地を南北に分ける分水嶺が本市の北部を通り、30mを越す東葛飾地区の台地の最高地をなしています。

また、数条の谷地にある川は、手賀沼へ注ぐもの（手賀沼流域）、印旛沼に注ぐもの（印旛沼流域）、東京湾へ注ぐもの（真間川流域、海老川流域）とそれぞれの水源地をなしています。

3. 人口及び世帯数

総数 109,802人（男54,006人、女55,796人）

世帯数 52,637世帯

（令和7年4月1日現在）

4. 面積

21.08平方キロメートル

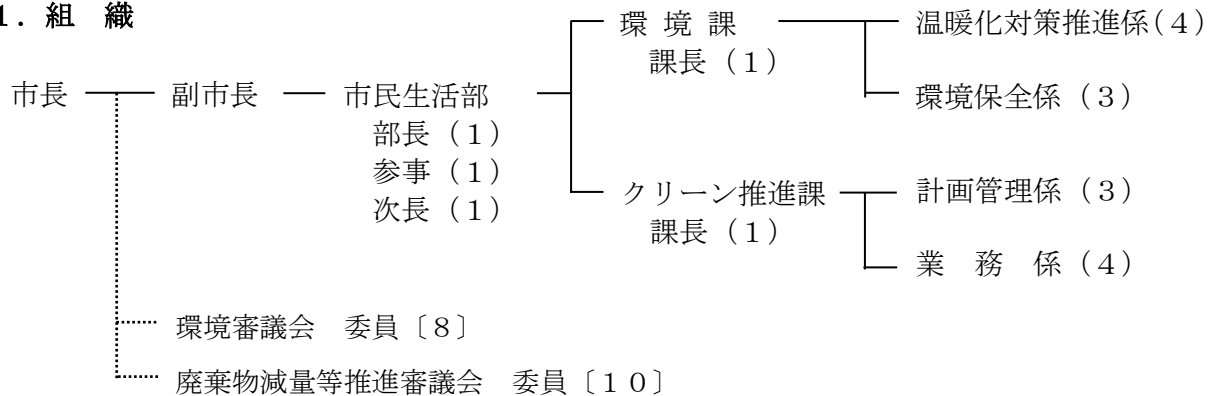
5. 土地利用

鎌ヶ谷駅及び新鎌ヶ谷駅を中心に商業地域とし、鎌ヶ谷駅周辺を住居地域及び住居専用地域としています。また、くぬぎ山地区の一部及び東道野辺地区の一部を準工業地域としています。

また野菜、果樹などの近郊農業が盛んです。特に梨の栽培は、栽培技術の向上、経営の近代化等により県内屈指の生産地となっています。

II 環境行政の体制

1. 組織



2. 鎌ヶ谷市環境審議会

環境審議会は、鎌ヶ谷市環境基本条例に基づき設置されています。市長の諮問に応じ、公害の防止、生活環境の保全、その他環境の保全に関する施策に関し、必要な調査及び審議を行うものです。

鎌ヶ谷市環境審議会委員

(表2-2-1)

委員規定	職名	氏名	委嘱年月日	任期満了日
学識経験者	大妻女子大学教授	木下 勇	R6.6.1	R8.5.31
	千葉商科大学准教授	杉本 卓也	〃	〃
事業者	農業委員会の代表	山田 芳裕	〃	〃
	商工会の代表	本山 宗治	R7.4.22	〃
市民	公募市民	野田 正治	R6.6.1	〃
		和田 裕子	〃	〃
		斎藤 弘誌	〃	〃
市長が必要と認めた者	自治会連合協議会	高野 武	〃	〃
	東葛飾地域振興事務所 地域環境保全課 主幹	大伴 正人	〃	〃

※令和8年2月現在

3. 鎌ヶ谷市廃棄物減量等推進審議会

廃棄物減量等推進審議会は、鎌ヶ谷市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に基づき設置されています。

市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量及び適正処理に関する事項、その他市長が必要と認めた事項について調査及び審議を行うものです。

鎌ヶ谷市廃棄物減量等推進審議会委員

(表2-3-1)

委員規定	職名	氏名	委嘱年月日	任期満了日
学識経験者	環境カウンセラー	和田 光誉	R7.7.25	R9.7.24
	江戸川大学名誉教授	伊藤 勝	〃	〃
市長が必要と認める者	自治会連合協議会	高野 武	〃	〃
	環境美化対策推進協議会	皆川 洋子	〃	〃
	小中学校PTA連絡協議会	野村 利文	〃	〃
	公募市民	矢崎 博一	〃	〃
		尾崎 弘憲	〃	〃
民間諸団体の推薦を受けた者	商工会	本山 宗治	〃	〃
	有価物資源組合	佐藤 宗之	〃	〃
	清掃事業協同組合	石井 あかり	〃	〃

※令和7年10月現在

4. 事務分掌

環 境 課	温暖化対策推進係	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境基本計画に関すること。 2 省資源、省エネルギー、再資源に係る計画の策定及び調整に関すること。 3 環境の保全及び共存並びに普及啓発に関すること。 4 自然環境の保全に関すること。 5 環境審議会に関すること。 6 環境教育並びに環境学習に関すること。 7 四市複合事務組合（斎場）に関すること。 8 墓地等の経営許可等に関すること。
	環境保全係	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境の監視及び測定に関すること。 2 大気環境に関すること。 3 水環境に関すること。 4 騒音、振動、悪臭に関すること。 5 公害に係る相談及び苦情処理に関すること。 6 公害防止協定に関すること。 7 小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関すること。 8 犬の登録・狂犬病予防注射に関すること。 9 ねずみ・衛生害虫に関すること。 10 公衆浴場の助成に関すること。 11 空閑地の管理に関すること。 12 専用水道及び簡易専用水道の布設及び管理に関すること。 13 小規模水道の布設及び管理に関すること。 14 放射線対策に係る総合調整に関すること。
クリーン推進課	計画管理係	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般廃棄物処理（し尿及び浄化槽汚泥）実施計画の策定に関すること。 2 廃棄物減量等推進審議会に関すること。 3 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合に関すること。 4 廃棄物処理施設周辺整備の調整に関すること。 5 一般廃棄物処理施設の管理に関すること。 6 一般廃棄物（し尿等）処理業務の委託に関すること。 7 し尿処理申請及び手数料に関すること。 8 浄化槽法に基づく許可及び指導に関すること。 9 合併処理浄化槽の設置費補助に関すること。
	業 務 係	<ol style="list-style-type: none"> 1 ごみの減量化及びリサイクルの普及促進に関すること。 2 ごみ分別収集の指導及び相談に関すること。 3 ごみステーションに関すること。 4 ストックヤードの管理に関すること。 5 不法投棄に関すること。 6 産業廃棄物の連絡調整に関すること。 7 廃棄物等に関する緊急処理に関すること。

※令和7年4月現在

第2章

環境行政の推進

I 鎌ヶ谷市第3次環境基本計画

本計画は、環境基本条例の基本理念の実現に向けて、環境保全および創造に関する施策を示すとともに、市民・事業者・行政のそれぞれが担うべき取組みを明示するものです。

また、本市のまちづくりの最上位計画である「鎌ヶ谷市総合基本計画」に掲げる将来都市未来像を環境面から実現する、環境行政の基礎となる計画であり、環境に関連する計画においては最上位に位置付けられます。

計画の推進にあたっては、SDGs の達成に向けて、環境・経済・社会をめぐる様々な課題の解決に資するように各種の取組みを実施します。

1. 計画の目的

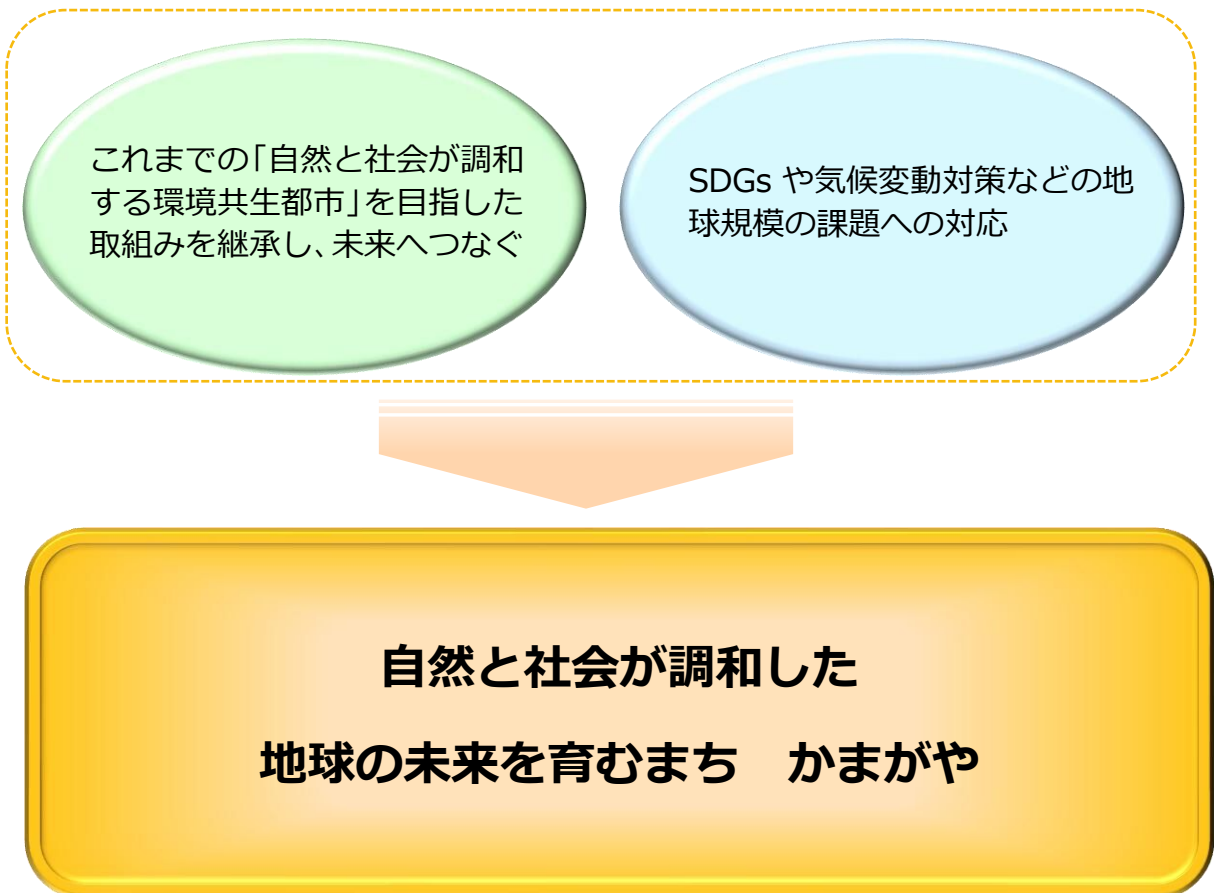
昨今の環境問題を取り巻く国内外の情勢の変化に的確に対応した計画の見直しを図るため、「鎌ヶ谷市地球温暖化対策実行計画（区域施策）」及び「鎌ヶ谷市気候変動実行計画（新規計画）」を包含した「鎌ヶ谷市第3次環境基本計画」を策定しました。

2. 計画期間

計画の期間は令和5年度から令和14年度までの10年間とし、必要に応じて見直しを行います。

3. 目標とする環境像

本計画は、「鎌ヶ谷市環境基本条例」の基本理念の達成に向けて、「自然と社会が調和した地球の未来を育むまち かまがや」を目標とする環境像とし、地球環境の保全が世界共通の重要課題であることを認識し、日常生活や社会活動のあらゆる側面において積極的に環境保全に取り組み、次世代に誇れるまちづくりを推進します。



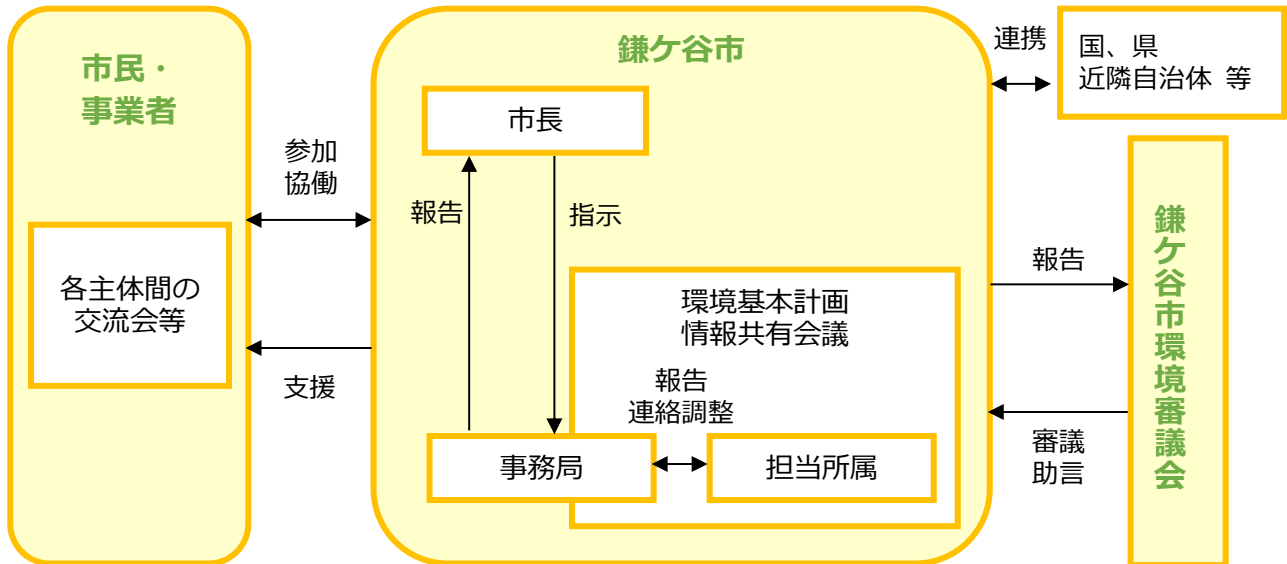
4. 環境施策の体系

目標とする環境像	基本目標	個別目標
自然と社会が調和した 地球の未来を育むまち かまがや	<p>1 脱炭素社会 「脱炭素に配慮した くらしを育むまち」 ～地球へのやさしさを選択～</p> <p style="border: 1px solid #00a0e3; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">地球温暖化対策実行計画（区域施策）</p>	<p>(1) 省エネルギーの推進</p> <p>(2) 再生可能エネルギーの利用促進</p> <p>(3) 脱炭素型まちづくりの推進</p>
	<p>2 循環型社会 「資源循環に配慮した くらしを育むまち」 ～環境への負荷を減らす、 生活の中でできること～</p>	<p>(4) 「5つのRe」の推進</p> <p>(5) ごみ処理体制の推進</p>
	<p>3 自然共生社会 「自然と人との 共生を育むまち」 ～多様ないのちを守る、 居心地のいいくらし～</p>	<p>(6) 生物多様性の保全</p> <p>(7) みどり・水辺の保全</p>
	<p>4 安全・安心社会 「安全・安心・快適な くらしを育むまち」 ～環境変化の影響に備える～</p> <p style="border: 1px solid #f08080; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">気候変動適応計画</p>	<p>(8) 公害対策の推進</p> <p>(9) 快適なまちなみの形成</p> <p>(10) 気候変動適応策の推進</p>
	<p>5 市民・事業者との協働 「環境パートナーシップを 育むまち」 ～未来のこと、一緒に考えよう～</p>	<p>(11) 環境教育・環境学習の推進</p> <p>(12) 環境に配慮した行動の実践</p> <p>(13) 協働による環境活動の推進</p>

施策	関連する SDGs
1) 家庭の省エネルギーの促進 2) 事業者の省エネルギーの促進 3) 公共施設の省エネルギーの推進	
4) 再生可能エネルギーの適切な導入の促進 5) 広域連携による再生可能エネルギー調達の促進	
6) 建物の省エネルギー化の促進 7) 公共交通、自転車利用の促進 8) エネルギーの面的利用の推進	
9) ごみ発生抑制に向けた普及啓発 10) 分別排出、収集の徹底 11) 資源化促進のための仕組みづくり 12) 循環経済への転換に向けた普及啓発	
13) 安定的で効率的なごみ処理体制の推進	
14) 動植物の生息、生育環境の保全 15) 動植物とふれあえる空間の創造 16) 外来種対策の推進	
17) 緑地の保全、創出 18) 水辺の保全、整備 19) 公園の整備 20) 農地の保全、活用	
21) 公害対策の推進 22) 監視、測定の実施	
23) 環境美化の推進 24) まちなみ景観の向上	
25) 自然災害対策の推進 26) 健康被害対策の推進 27) 災害に強いまちづくりの推進	
28) 学校における環境教育の充実 29) 地域における環境学習機会の拡充	
30) 環境負荷の少ないライフ・ワークスタイルへの転換 31) 環境活動情報の共有	
32) 環境ボランティア、環境リーダーの育成 33) 環境に配慮した活動への支援 34) 協働による環境活動、イベントの充実 35) 協働による環境マネジメントの場の創出	

5. 計画の推進体制

本計画の推進体制にあたっては、市内各部門の横断的連携と市民・事業者との協働による推進が不可欠です。そのために、鎌ヶ谷市環境審議会をはじめ、市民・事業者・行政がそれぞれ主体的に本計画の施策に取り組めるよう、相互の協力体制の確立を目指します。



II 環境学習・環境啓発の推進

今日の環境問題の多くは、複数の要因が相互に絡み合っており発生しています。良好な環境を取り戻すためには、一人ひとりが環境の現状を知り、環境問題が他人事ではないという意識や感性を育てていくことが必要です。また、市民一人ひとりが自発的に環境保全活動を実践していくためには、環境問題について考えたり、理解を深めたりする場や機会が必要となります。

環境基本計画において環境学習・環境啓発事業は、さまざまな環境保全のための取り組み課題の土台を担うものとして位置付けられています。

そのため、だれもが気軽に訪れることができるよう、さまざまな環境団体、民間企業及び教育機関等との連携を図り、幅広く継続的な環境学習・環境啓発を展開しています。

1. 啓発・展示

令和6年度に開催した事業

事業名	開催日	会場	内容
かまがや環境パネル展	6月3日～ 6月11日	市民ホール	環境保全団体等によるパネル展示など
第15回かまがや環境フェア	10月11日	市民ホール ほか	環境保全団体や企業によるパネル展示、クイズラリー、SDGsの啓発など

2. 環境学習事業

令和6年度事業

事業名	開催日	会場	参加者	内容
こども環境講座	7月20日	栗野地区公園周辺	26名	こども自然観察会 「栗野の森で探検！発見！親子で探そう！」 講師：栗野の森の会
	7月27日	市役所団体研修室	17名	夏休みこども環境講座 「エネルギーの創・蓄・省と工作教室 ～次世代エネルギーキット作り～」 講師：パナソニック株式会社エレクトリックワークス社
	12月14日	北中沢児童センター	16名	こども工作教室×冬のこども環境講座 「～アケビのつるで飾りを作ろう～」 講師：藤井 清忠 氏（レクリエーションコーディネーター）
自然環境講座	7月27日	栗野コミュニティセンター・栗野地区公園	17名	自然環境講座「鳴く虫の夕べ」 講師：栗野の森の会
	11月26日	南部公民館、市民の森（市営キャンプ場）	13名	自然環境講座「秋の里山体験隊」 講師：ビオトープ利活用推進指導員 横田 耕明 氏
	1月25日	南部公民館、市民の森（市営キャンプ場）	44名	自然環境講座「鎌ヶ谷木育広場～梨の枝で色鉛筆を作ろう～」 講師：toykama3temmy

第3章

現状と対策

I 公害苦情

1. 概要及び現状

近年、本市に寄せられる苦情は、住民同士におけるコミュニティ意識の希薄化などから当事者間で話し合いが行えず、行政に解決を委ねるといった傾向が増えています。また、住宅密集によって事業活動や家庭生活を起因として発生する公害苦情が多くあります。

2. 年度別受付件数

令和6年度中に寄せられた公害苦情は96件で、多かったのは、大気汚染24件(25.0%)、騒音12件(12.5%)でした。大気汚染に係る苦情は、ほとんどが屋外焼却行為に伴うものです。また、典型7公害以外の苦情は、空き地の雑草やその他の原因によるものでした。

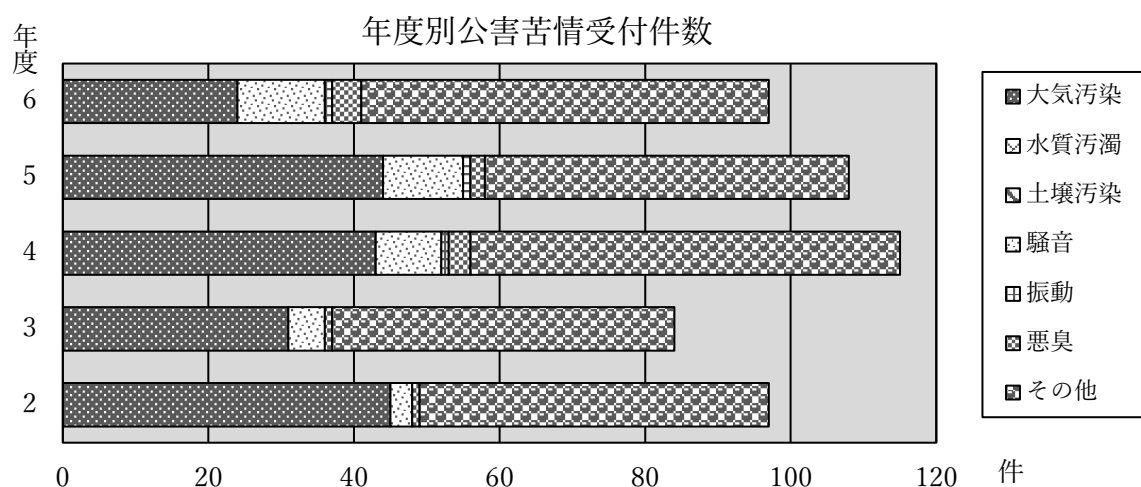
なお、年度別公害苦情受付件数は(表1-2-1)、(図1-2-1)のとおりです。

年度別公害苦情受付件数

(表1-2-1)

年度		2	3	4	5	6
種類						
典型7公害	大気汚染	45	31	44	43	24
	水質汚濁					
	土壌汚染					
	騒音	3	5	11	9	11
	低周波音					1
	振動			1	1	
	地盤沈下					
	悪臭	1	1	2	3	4
典型7公害以外		48	47	59	50	56
合計		97	84	115	108	96

(図1-2-1)



3. 業種別発生件数

令和6年度の業種別発生件数が多かったのは、空き地36件でした。これらの詳細は、(表1-3-1)のとおりです。

令和6年度 業種別公害苦情発生件数 (表1-3-1)

業種	種類	典型7公害						典型7公害以外	合計
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下		
農業		11							11
建設業		4			4		1	1	10
製造業					3		2	1	6
電気・ガス・熱供給業									
運輸・通信業		1							1
卸売・小売業・飲食店									
不動産業								6	6
医療・福祉								1	1
サービス業		1							1
公務									
分類不能の産業		1			2				3
家庭生活									
家庭生活以外	事務所								
	空き地							47	47
	その他								
その他									
不明		6			3		1		10
合計		24			12		4	56	96

4. 用途地域別発生件数

令和6年度の用途地域別発生件数が多かったのは、住居地域48件、市街化調整区域39件の順でした。これらの詳細は、(表1-4-1)のとおりです。

令和6年度 用途地域別公害苦情発生件数 (表1-4-1)

用途地域	種類	典型7公害						典型7公害以外	合計
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下		
住居地域		7			6		3	32	48
近隣商業地域									
商業地域									
準工業地域		1			2			4	7
市街化調整地域		15			4		1	19	39
不明		1						1	2
合計		24			12		4	56	96

5. 月別公害苦情受付件数

令和6年度に受け付けた月別の苦情件数は、(表1-5-1)のとおりです。

令和6年度 月別公害苦情受付件数 (表1-5-1)

種類 年/月	典型7公害							典型7 公害 以外	合計
	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭		
5 / 4月	1			1			1		3
5月	1			1				6	8
6月	2			4				7	13
7月				2				6	8
8月							1	9	10
9月	1							8	9
10月	2			1			1	11	15
11月	6			1			1	4	12
12月	1							4	5
6 / 1月	2							1	3
2月	4			1					5
3月	4			1					5
合計	24			12			4	56	96

6. 苦情処理状況

令和6年度における公害苦情は、典型7公害の種類別で見ると、大気汚染の苦情が全体の約2割を占めています。これらの苦情の背景には、ダイオキシン問題や焼却にかかる規制強化などによる市民の関心の高まりによるものと思われます。

大気汚染に係る苦情を用途地域別にみると、住居地域7件(29.2%)、市街化調整区域15件(62.5%)となっています。これらは、農業・事業所や家庭での野焼き行為を発生原因としたものです。

市では、野焼き行為の通報を受けると直ちに現地へ赴き、行為者への事情聴取を行うとともに、違法な焼却行為を止めさせるなどの指導を行っています。一方で、発生頻度の高い地区を中心として環境パトロールを行うなど、良好な生活環境づくりに努めています。

また、事業所と住宅とが混在して隣接していることにより、事業活動に起因した苦情の発生も多くなっています。こうした問題は、事業所側が周辺の住宅等に対して十分な注意を払い、場合によっては施設改善を行うことはもとより、地域内での話し合いにより解決が図られることが最も望ましいところです。

なお、典型7公害以外の苦情は、その大半が空き地の雑草に起因したものです。

II 大気汚染

1. 概要及び現状

大気汚染は、固定発生源である工場や事業場と、移動発生源である自動車、航空機などから排出される硫黄酸化物、窒素酸化物、粉じん等、二次的に気象条件や太陽光の影響により発生する光化学オキシダントなどがあげられます。大気汚染は広域的な広がりを持つもので、その地域に汚染源がない場合でも、他の地域の汚染源の影響を受けて汚染される可能性があります。

本市においては、大気汚染の発生源となる工場、事業場等は比較的少ないのですが、市内に設置されている県大気測定局（表 2-1-1）データにより大気汚染の広域的な状況の把握に努め、ホームページで公開しています。

鎌ヶ谷市内に設置されている千葉県大気測定局

（表 2-1-1）

測定局名	用途地域	所在地 設置場所	測定項目							
			二酸化 硫黄	窒素 酸化物	一酸化 炭素	オキシ ダント	浮遊 粒子状 物質	微小粒 子状 物質	風向 風速	温度 湿度
軽井沢局	市街化 調整区域	軽井沢 2060-32 (軽井沢児童遊園 内)	—	○	—	○	○	○	—	—
初富局 (自動車排出 ガス測定局)	市街化 調整区域	初富 924-6 (市制記念公園内)	休止中							

2. 環境基準

環境基本法により、人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準として、二酸化硫黄・二酸化窒素・一酸化炭素・光化学オキシダント・浮遊粒子状物質・微小粒子状物質について定められており、それぞれの環境基準値は、（表 2-2-1）のとおりです。

大気汚染に係る環境基準

（表 2-2-1）

物質	環境上の基準	測定方法及び記録表示
二酸化硫黄 SO ₂	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること	溶液導電率法、紫外線蛍光法 1時間積算濃度
二酸化窒素 NO ₂	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、又はそれ以下であること	吸光光度法、化学発光法 1時間積算濃度
一酸化炭素 CO	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	非分散型赤外分析法 1時間積算濃度
光化学 オキシダント O _x	1時間値が0.06ppm以下であること	吸光光度法、電量法 紫外線吸収法、化学発光法 瞬間濃度 1時間積算濃度
浮遊粒子状物質 SPM	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること	光散乱法、圧電天びん法 β線吸収法、1時間積算濃度
微小粒子状物質 PM _{2.5}	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること	質量濃度測定法

3. 大気測定局測定結果

(1) 硫黄酸化物

硫黄酸化物は、燃料（重油、石炭）中に含まれている硫黄分が燃焼することによって発生するガスで、二酸化硫黄（亜硫酸ガス・ SO_2 ）と三酸化硫黄（ SO_3 ）のことをいいます。主な発生源は、工場やビルのボイラー等です。

低濃度のガスは無色・無臭の気体で、呼吸により空気とともに体内に入ると、慢性気管支炎、気管支ぜん息、肺気腫等閉塞性肺疾患を起こします。また、高濃度になると、植物にも影響を及ぼします。

硫黄酸化物濃度による人への影響

0.3～1	ppm	… 敏感な人は臭いを感じる
5	ppm	… 上気道に刺激を感じる
20	ppm	… 目に刺激を感じる
30～40	ppm	… 呼吸困難になる
300～500	ppm	… 生命が危険になる

(2) 窒素酸化物

窒素酸化物には、 N_2O (亜酸化窒素)、 NO (一酸化窒素)、 N_2O_3 (三酸化二窒素)、 NO_2 (二酸化窒素)、 N_2O_4 (四酸化二窒素) など各種ありますが、大気汚染物質として問題になるのは、 NO と NO_2 です。これらは、燃料や空気中の窒素が酸化されることにより発生します。燃料によって直接発生するものは NO で、 NO_2 は NO が酸化することによってできます。

発生源としては、自動車や航空機、船舶などの移動発生源と、工場や住居などの固定発生源があります。

窒素酸化物は、光化学スモッグを発生させる原因となるほか、中枢神経や呼吸器系に障害を及ぼします。また、高濃度になると、植物にも影響を与えます。なお、測定結果及び月平均値の推移は、(表2-3-1)、(図2-3-1)のとおりです。

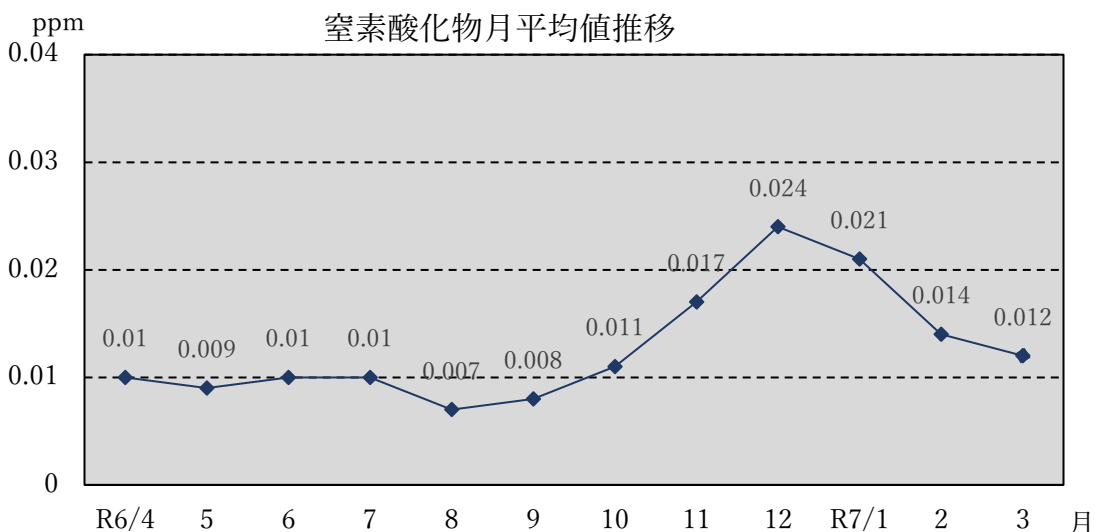
窒素酸化物濃度による人への影響	
0.5 ppm	… 4時間で肺細胞に影響が現われる
2 ppm	… 臭いを感じる
50 ppm	… 呼吸不全が起こる
100 ppm	… 数分間で生命が危険となる

窒素酸化物測定結果

(表2-3-1)

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値
	日	時間	ppm	ppm	ppm
県軽井沢局	365	8,697	0.013	0.204	0.063

(図2-3-1)



(3) 一酸化窒素

窒素酸化物の一つで酸化窒素ともいいます。無色の気体で、空中の酸素に酸化されて有色の二酸化窒素となります。

自動車の排気ガス中にも含まれ、落雷などの場合は空中の窒素と酸素が結合して一酸化窒素が発生します。窒素酸化物と炭化水素と酸素が共存する場合、太陽光線の作用によってオキシダントができやすくなります。なお、一酸化窒素の環境基準はありません。

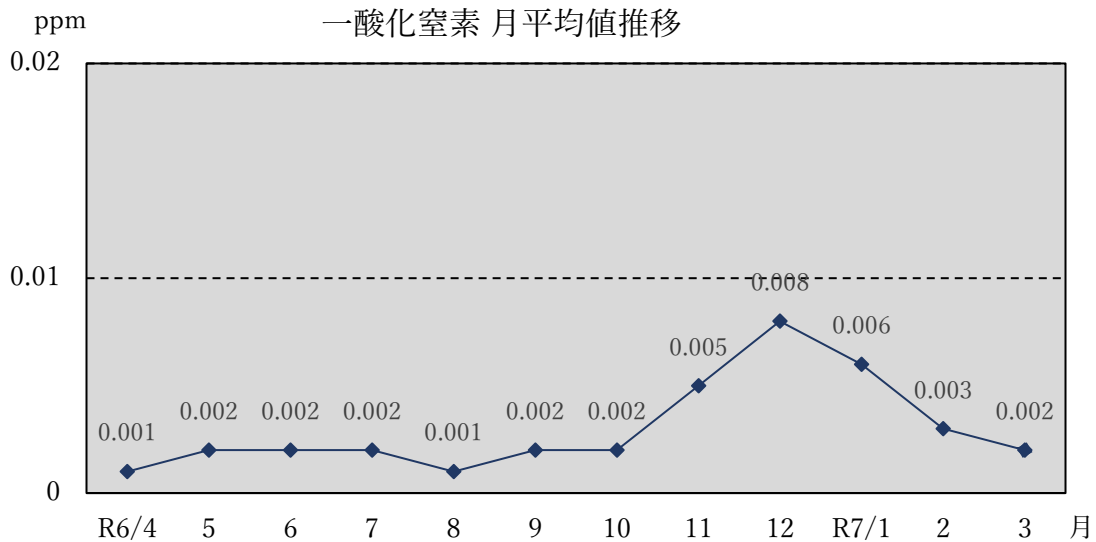
測定結果及び月平均値の推移は、(表2-3-2)、(図2-3-2)のとおりです。

一酸化窒素測定結果

(表2-3-2)

測 定 局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値
	日	時 間	ppm	ppm	ppm
県軽井沢局	365	8,697	0.003	0.143	0.029

(図2-3-2)



(4) 二酸化窒素

二酸化窒素は、大気中窒素酸化物の主要成分で、窒素酸化物毒性の主原因物質です。また、現在における大気汚染の中心と位置づけられています。

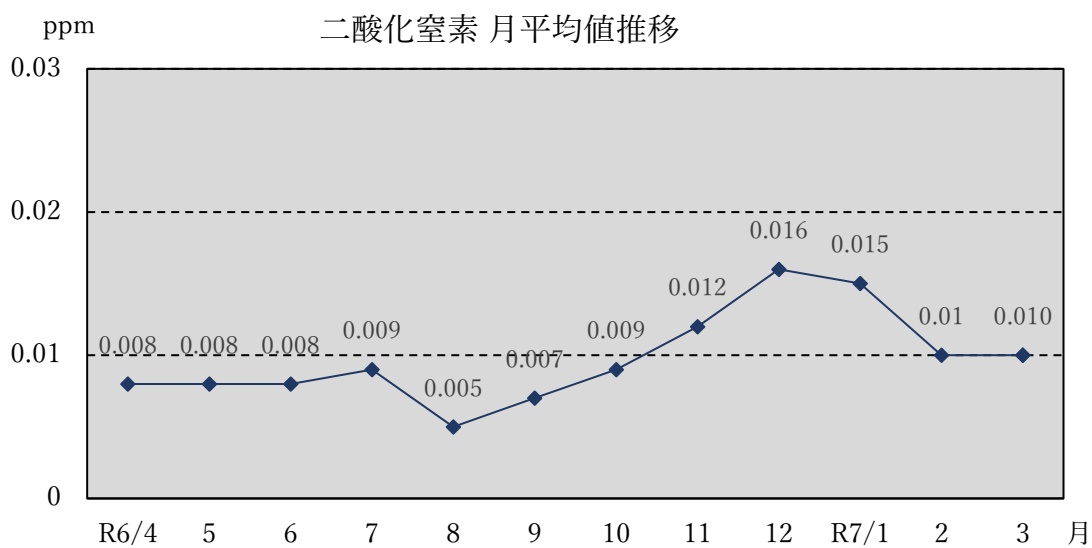
なお、測定結果及び月平均値の推移は(表2-3-3)、(図2-3-3)のとおりです。

二酸化窒素測定結果

(表2-3-3)

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.2 ppmを超えた時間数	日平均値が0.06ppmを超えた日数	1時間値の最高値	日平均値の最高値
	日	時間	ppm	時間	日	ppm	ppm
県軽井沢局	365	8,697	0.01	0	0	0.69	0.033

(図2-3-3)



(5) オキシダント

オキシダントとは、工場や自動車から排出される窒素酸化物と、炭化水素などが太陽の強い紫外線を受けて光化学反応を起こし、その結果生成されるものです。これが、光化学スモッグと一般的に言われているものです。

生成の仕組みは、複雑でまだ十分にわかっていませんが、おおむね気温、湿度が高く、風が弱く、日射しの強い日によく発生します。

光化学スモッグの影響は、眼を刺激したり、呼吸器系皮膚粘膜を侵したりするほか、植物の成長を阻害するなど広範囲に及びます。

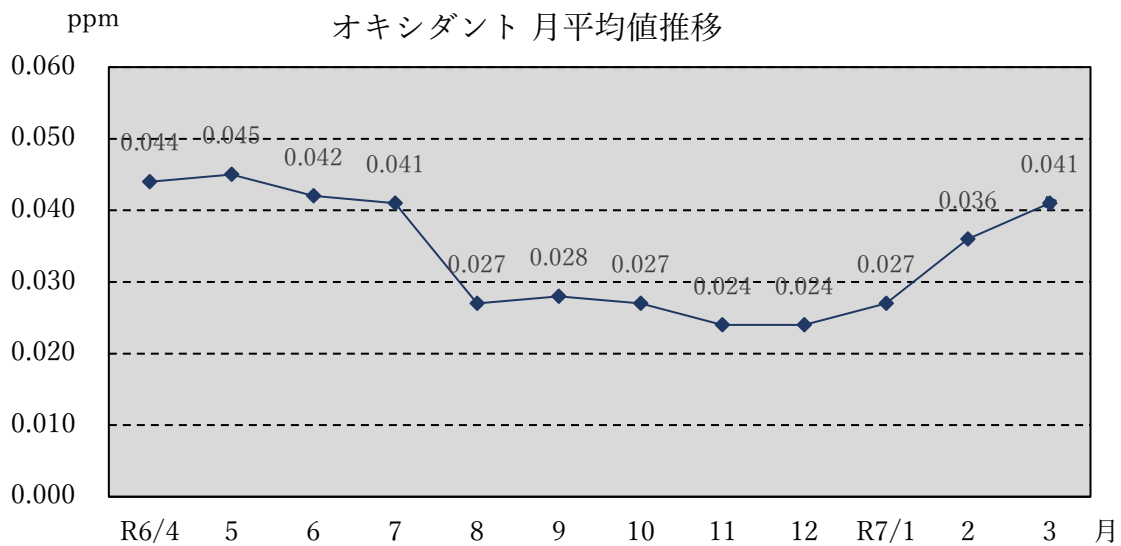
なお、測定結果及び月平均値の推移は(表2-3-4)、(図2-3-4)のとおりです。

オキシダント測定結果

(表2-3-4)

測定局	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを越えた時間数	昼間の1時間値が0.12ppmを超えた日数	昼間の1時間値の最高値
	日	時間	ppm	時間	日	ppm
県軽井沢局	365	5,463	0.034	357	0	0.111

(図2-3-4)



(6) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒径 10μ （ミクロン）以下の粉じん、煙及びミストなどをさします。主な人為的発生源として、工場や事業場等の燃焼施設のような固定発生源や、自動車、航空機等の移動発生源が挙げられます。このほかにも、鉱物や穀物などの貯蔵施設から諸作業に伴って飛散するものもあり、発生原因は種々雑多です。

物の焼却に伴い発生するものは粒径が小さく、機械的な摩耗等によって生じるものはそれに比べ大きくなります。

小さいものほど肺の奥まで吸い込まれやすく、気道や肺胞に沈着し、慢性気管支炎、ぜん息気管支炎など呼吸器系に障がいをおよぼします。

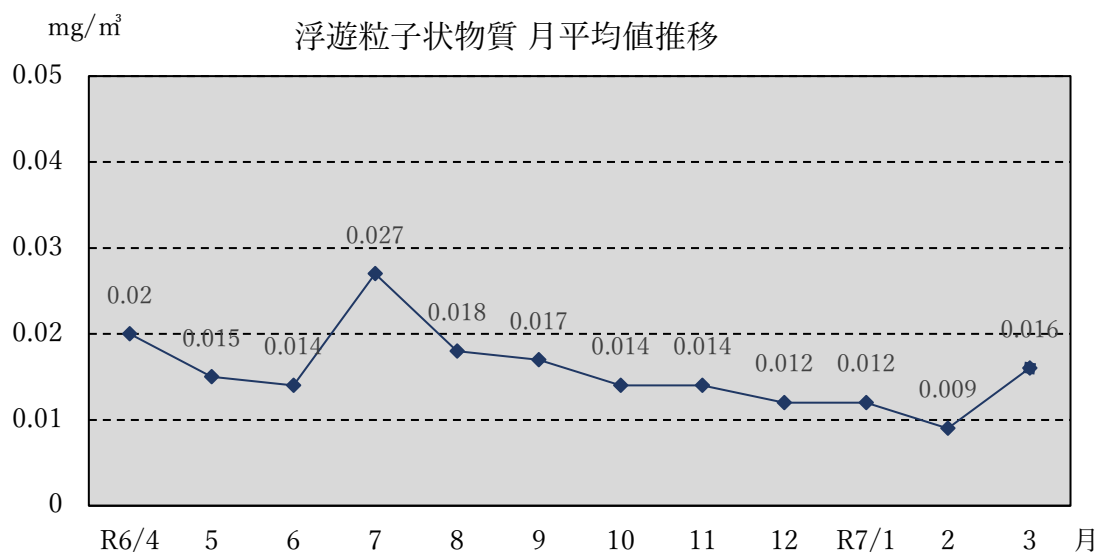
なお、測定結果及び月平均値の推移は(表2-3-5)、(図2-3-5)のとおりです。

浮遊粒子状物質測定結果

(表2-3-5)

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた時間数	日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数	1時間値の最高値	日平均値の最高値
	日	時間	mg/m^3	時間	日	mg/m^3	mg/m^3
県軽井沢局	362	8,701	0.016	0	0	0.113	0.069

(図2-3-5)



(7) 微小粒子状物質

微小粒子状物質とは、大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ は 1mm の千分の1)以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質 (SPM: $10\mu\text{m}$ 以下の粒子) よりも小さな粒子です。

PM_{2.5}は非常に小さいため(髪の毛の太さの1/30程度)、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

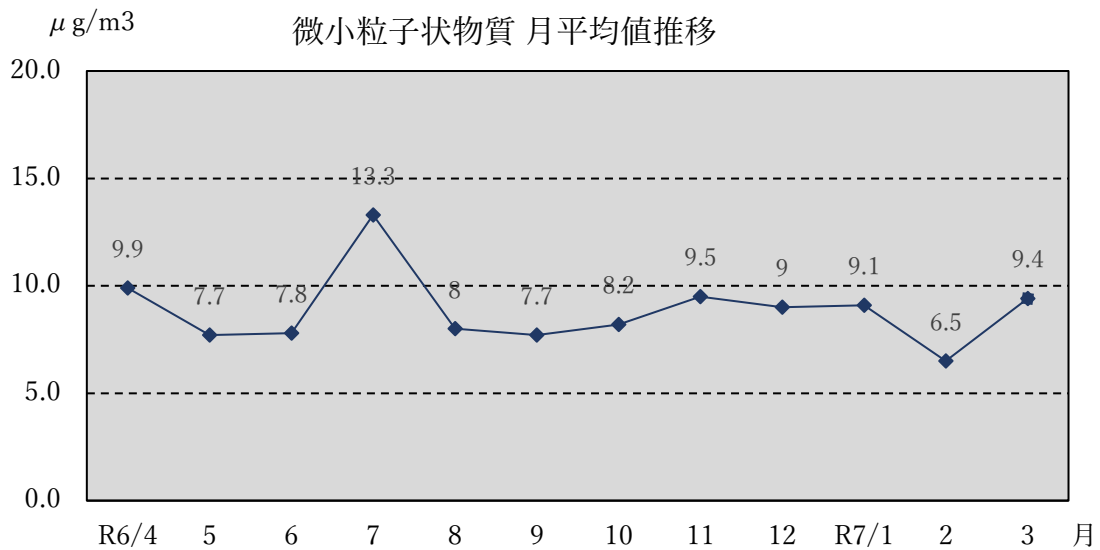
なお、測定結果及び月平均値の推移は(表2-3-6)、(図2-3-6)のとおりです。

微小粒子状物質測定結果

(表2-3-6)

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	1時間値の最高値	日平均値の最高値
	日	時間	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$
県軽井沢局	362	8,695	8.9	0	—	26.0

(図2-3-6)



4. 光化学スモッグ注意報等の発令状況

光化学スモッグは、工場や自動車等から排出される排気ガスに含まれる窒素や炭化水素の酸化物が、太陽の紫外線を受けて化学反応を起こし、オキシダント（強酸化性物質）を発生した状態を言います。これにより、目や喉の痛み、息苦しさ、めまいなどの健康被害を及ぼします。

県では、県内を12地域に分けて監視体制を敷いており、本市は葛南地域になります。

(1) 光化学スモッグ注意報等

当日の発令は、予報、注意報、警報及び重大緊急報の4区分で、発令期間は4月1日から10月31日までです。発令基準は、(表2-4-1)、年度別推移は(表2-4-2)、令和6年度葛南地域光化学スモッグ注意報発令状況は、(表2-4-3)のとおりです。

なお、鎌ヶ谷市大気汚染緊急時等連絡体制組織図(平日)は(図2-4-1)のとおりです。

注意報等の発令基準

(表2-4-1)

発令区分	基準
予報	気象条件並びに各種汚染物質濃度を検討し、オキシダントによる大気汚染の状況が悪化するおそれがあると判断される時、判断した当日の午前11時までに発令。
注意報	基準測定局におけるオキシダント濃度が、0.12ppm以上になり、この状態が継続すると判断される時に発令。
警報	オキシダント濃度が、0.24ppm以上になり、この状態が継続すると判断される時に発令。
重大緊急報	オキシダント濃度が、0.40ppm以上になり、この状態が継続すると判断される時に発令。

光化学スモッグ注意報等の発令状況の年度別推移

(表2-4-2)

地域		年度				
		2	3	4	5	6
注意報等 発令回数	野田	1	1	2	1	1
	東葛	0	1	2	2	2
	葛南	1	3	4	4	5
	千葉	3	3	6	5	7
	市原	2	4	4	3	6
	君津	1	1	1	2	3
	印西	0	1	2	1	2
	成田	0	0	2	0	2
	北総	0	0	0	0	0
	九十九里	0	0	2	0	0
	長生・夷隅	0	0	0	0	0
	南房総	0	0	0	0	1
全県	5	4	7	6	15	
初回発令年月日		8月3日	5月24日	6月28日	5月18日	5月21日
最終発令年月日		8月20日	8月28日	8月15日	7月26日	9月6日
予報発令		0	0	0	0	0

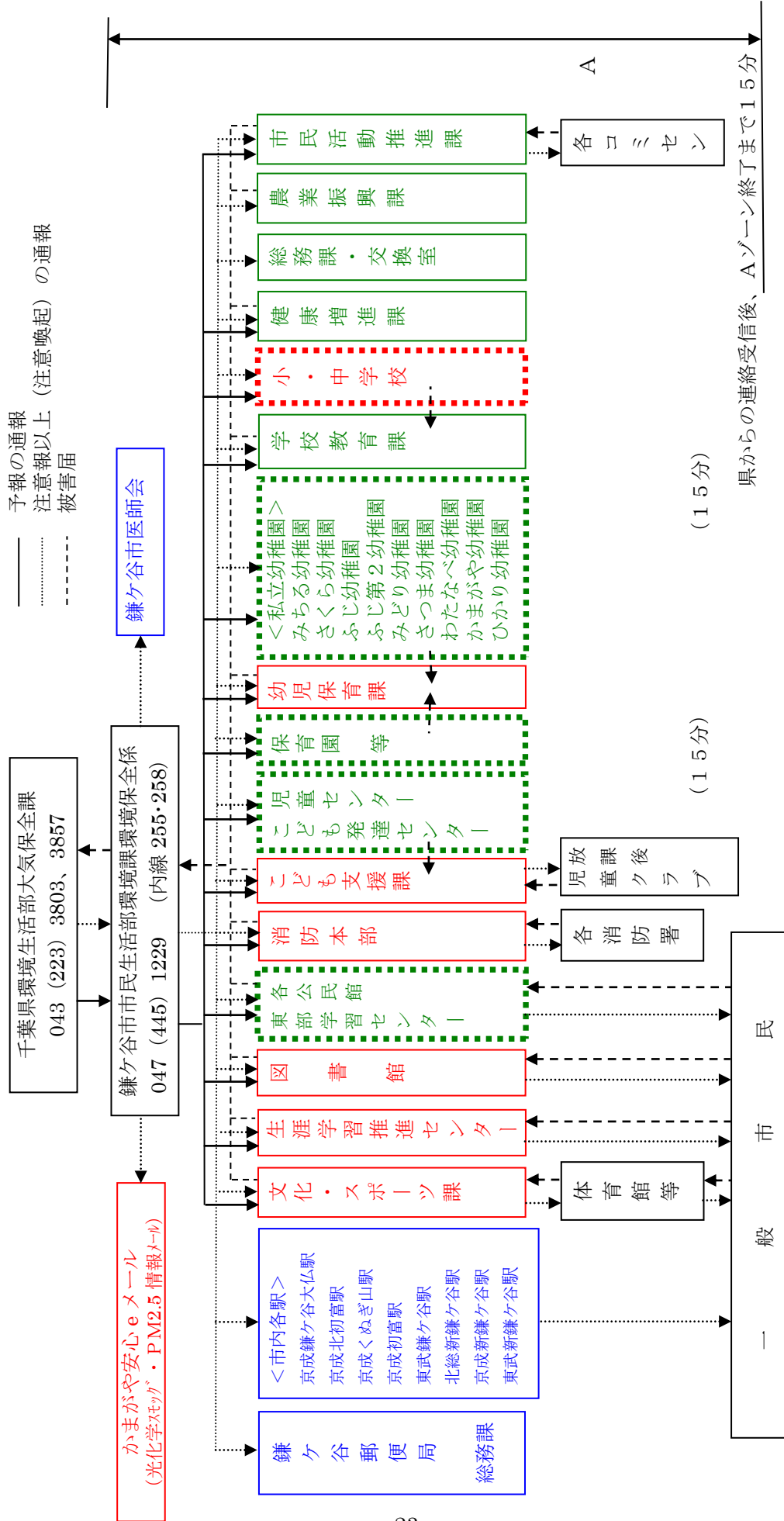
令和6年度 葛南地域光化学スモッグ注意報発令状況

(表2-4-3)

月日 (曜日)	予報		注意報		オキシダント最高濃度とその時の気象							被害届出数 (人)	備考
	時間帯	延時間	時間帯	延時間	時刻	測定局	濃度 (ppm)	風向	風速 (m/s)	気温 (℃)	湿度 (%)		
7月10日 (水)			11:20 ～ 13:20	2:00	11:00	習志野 鷺沼	0.123	南南西	2.8	31.2	72	なし	
7月22日 (月)			16:20 ～ 17:20	1:00	16:00	習志野 鷺沼	0.126	北北西	1.2	31.3	81	なし	東京都、神奈川県で注意報発令
7月23日 (火)			13:20 ～ 15:20	2:00	13:00	八千代 高津	0.128	西南西	0.7	31.5	67	なし	群馬県、埼玉県で注意報発令
7月27日 (土)			13:20 ～ 17:20	4:00	15:00	習志野 鷺沼	0.140	南南西	1.5	30.4	78	なし	埼玉県、東京都で注意報発令
8月4日 (日)			13:20 ～ 15:20	2:00	14:00	船橋若 松	0.152	西南西	0.7	32.2	63	なし	埼玉県、東京都、神奈川県で注意報発令

- (注) 1 オキシダントの緊急体制は、昭和46年6月1日から実施されている。
 2 光化学スモッグ予報制度は、昭和47年7月から実施されている。
 3 オキシダント最高濃度測定局において温度・湿度を測定していない場合は、括弧書きで記載した最寄りの測定局のデータを引用

鎌ヶ谷市大気汚染緊急時等 連絡体制組織図 (平日)



* 太枠内部署への通報はFAXを利用。他は電話

5. PM2.5 注意喚起の発令状況

大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさが $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}=1\text{mm}$ の千分の1) 以下の非常に小さな粒子のことをPM2.5(微小粒子状物質)といいます。その成分には、炭素成分、硝酸塩、硫酸塩、アンモニウム塩のほか、ケイ素、ナトリウム、アルミニウムなどの無機元素などが含まれており、地域や季節、気象条件などによって組成も変動します。またPM2.5には、物の燃焼などによって直接排出されるもの(一次生成)と、環境大気中での化学反応により生成されたもの(二次生成)とがあります。

環境省が平成25年2月に設置した「微小粒子状物質(PM2.5)に関する専門家会合」では健康被害が出現する可能性が高くなると予測される濃度水準として、注意喚起の為の暫定的な指針となる値を1日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ と定めています。千葉県では、県北部・中央地域及び九十九里・南房総地域の2地域に区分し監視体制を敷いており、本市は県北部・中央地域になります。

(1) 注意喚起の判断基準

千葉県では、平成25年3月12日から1日の平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想される場合に、注意喚起情報を提供しています。注意喚起対象期間は通年です。

注意喚起の発令は、平成25年11月4日9時に初めて発令されました。

また、千葉県では、平成25年12月10日に注意喚起の考え方の見直しを行っています。見直し後の注意喚起の判断基準は(表2-5-1)のとおりです。

なお、鎌ヶ谷市PM2.5高濃度時連絡体制組織図(平日)は(図2-5-1)のとおりです。

注意喚起の判断基準

(表2-5-1)

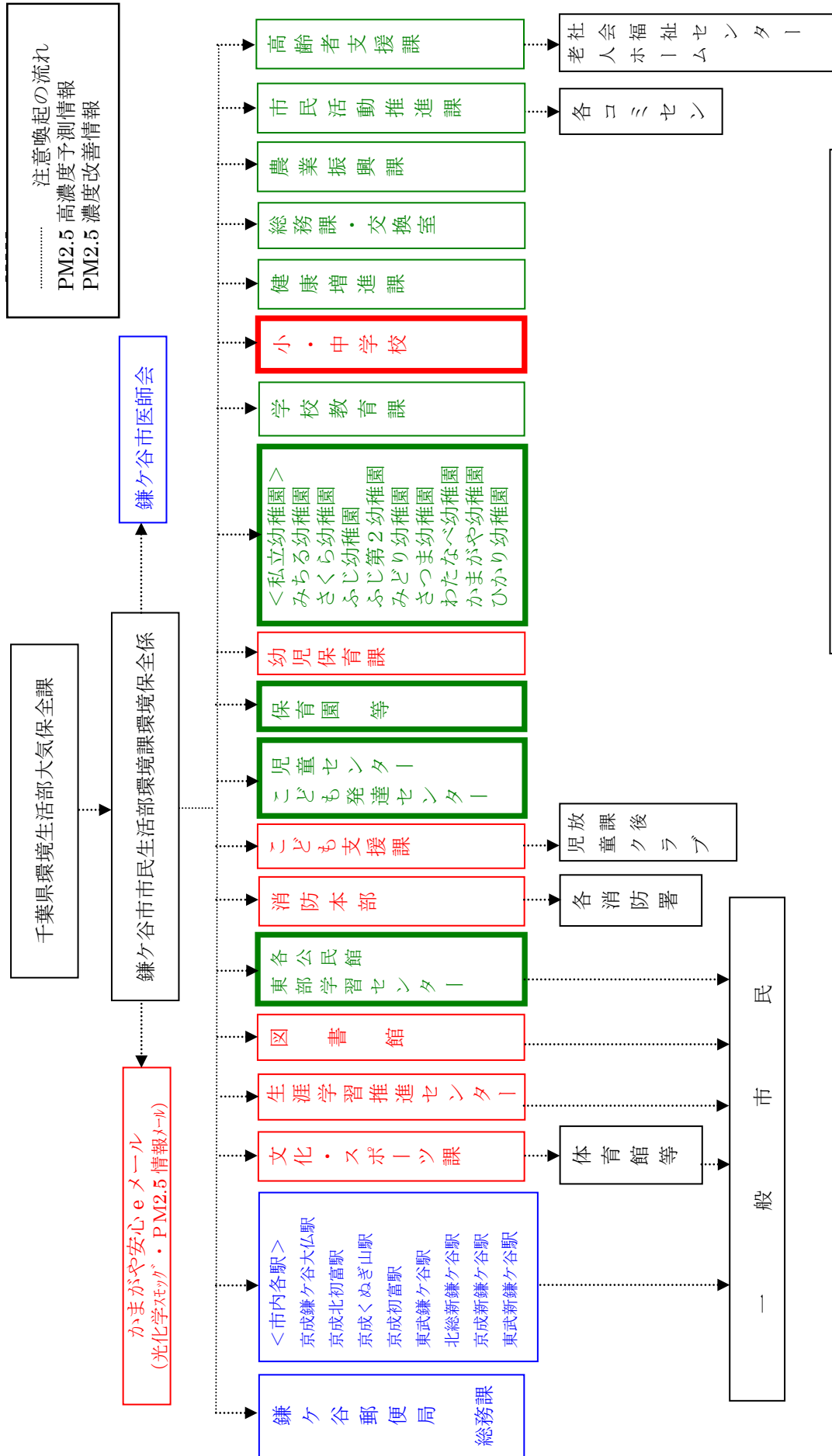
発令内容 (時刻)	注意喚起の判断基準の目安	地域区分
注意喚起 (午前9時頃)	各地域内の一般環境大気測定局において、午前5時、6時、7時の1時間値の平均値の中央値が $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超え、かつ高濃度の状態が継続すると判断される場合とする。	県内を2地域に区分
注意喚起 (午後1時頃)	各地域内の一般環境大気測定局において、午前5時から12時までの各測定局の平均値の地域内の最大値が $80\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超え、かつ高濃度の状態が継続すると判断される場合とする。	県内を2地域に区分

(2) 濃度改善の情報提供

注意喚起を実施した地域内の全ての一般環境大気測定局において、午後4時までの濃度が2時間連続して $50\mu\text{g}/\text{m}^3$ を下回った場合に、濃度が改善された旨の情報を提供しています。

なお、原則として午後4時までに濃度が低下しない場合には、情報提供は実施していません。

鎌ヶ谷市PM2.5 高濃度時連絡体制組織図（平日）



* 太枠内部署への通報はFAXを利用。他は電話

Ⅲ 水質汚濁

1. 概要及び現状

水質汚濁とは、工場や事業場、家庭からの排水などによって、海や湖、河川などが汚染されることを言います。言い換えると、河川などの“自浄作用”の限界を超えて、汚濁物質が流入することを意味します。

こうした汚濁の原因と言え、かつては工場や事業場の排水などが主でしたが、排水基準の規制強化などにより事業場などの汚濁防止対策が進んだ今日では、私たちの日常生活からの排水がその大部分を占めるようになりました。特に、東葛地域の人々と関係の深い手賀沼においては、水質汚濁負荷量の約3割、印旛沼においては、約2割を生活排水が占めています。

生活排水は、トイレから排出されるし尿を含んだ排水と台所や風呂場などから排出される家庭雑排水の2つに大別されますが、し尿はし尿処理施設等で処理されているのに対し、家庭雑排水は多くの家庭がそのまま河川などへ流しているため、家庭雑排水対策をどのように行うかが、水質汚濁防止の上でたいへん重要な課題となってきます。

家庭雑排水処理の抜本的な対策は、公共下水道の整備にあります。しかし、現状の普及率からみても、今後相当の年月と莫大な費用を要することが予想されます。したがって、本市では家庭雑排水対策として市内公共用水域調査を定期的実施するとともに、使用した食器の前処理や三角コーナーの使用、廃油類の適正処理などの啓発事業を実施しています。

2. 環境基準

市内主要河川・水路一覧は（図3-2-1）のとおりです。大津川については、その一部が手賀沼水系に係る環境基準の水域類型が指定されています。

本市に関係している河川・湖沼の環境基準は、（表3-2-1）、また、すべての公共用水域に適用される、人の健康の保護に関する環境基準は、（表3-2-2）のとおりです。

生活環境の保全に関する環境基準 (表3-2-1)

項目	水域名(類型)	真間川	大津川	金山落	神崎川	海老川
		E	C	B	A	E
水素イオン濃度 (pH)		6.0~8.5	6.5~8.5	6.5~8.5	6.5~8.5	6.0~8.5
生物化学的酸素要求量 (BOD)		10 mg/L 以下	5 mg/L 以下	3 mg/L 以下	2 mg/L 以下	10 mg/L 以下
溶存酸素量 (DO)		2 mg/L 以上	5 mg/L 以上	5 mg/L 以上	7.5 mg/L 以上	2 mg/L 以上
浮遊物質 (SS)	ごみ等の浮遊が認められないこと	50 mg/L 以下	25 mg/L 以下	25 mg/L 以下	25 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと
大腸菌数 (CFU/100mL)		—	—	1,000 以下	300 以下	—

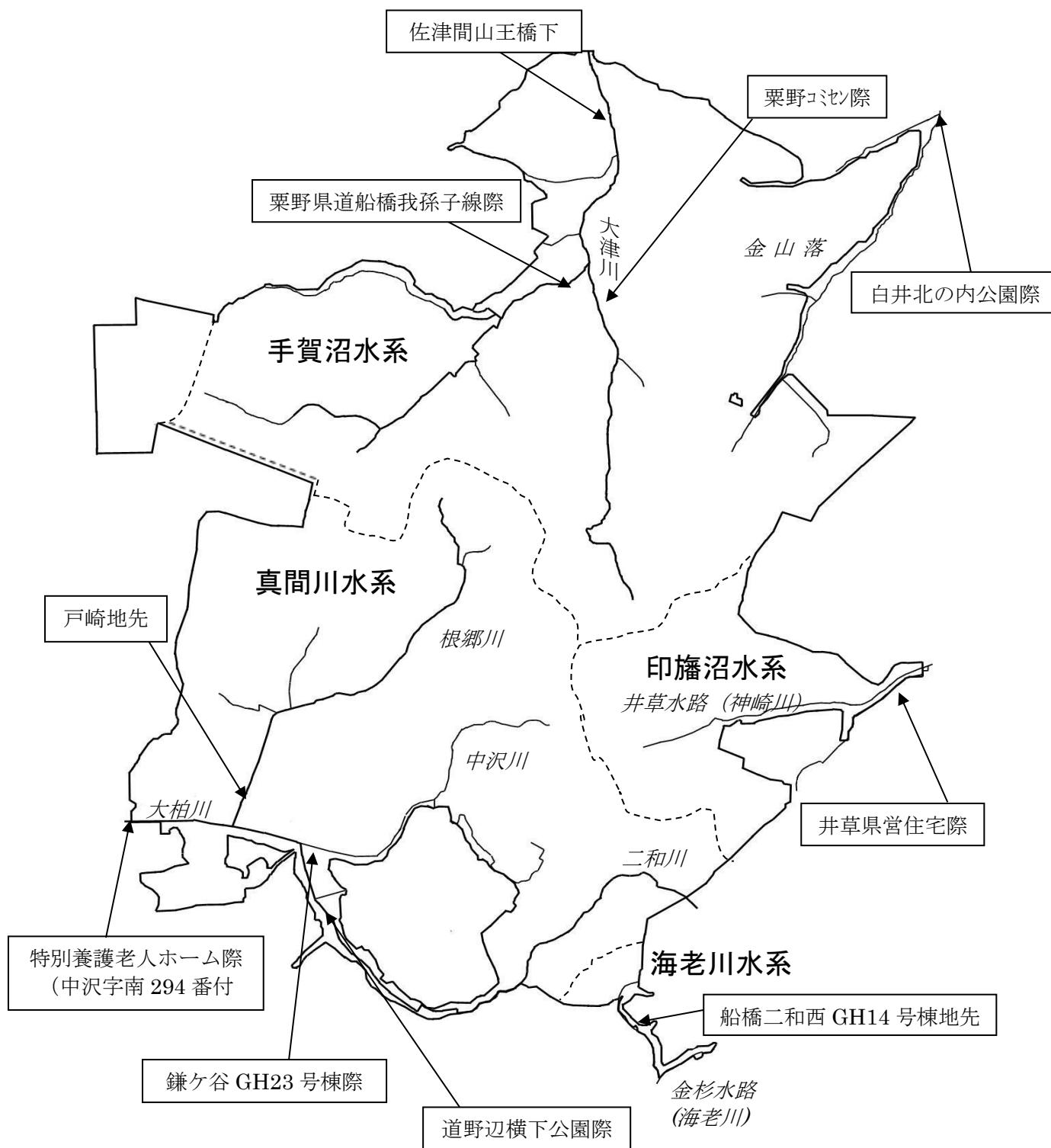
人の健康の保護に関する環境基準 (全公共用水域に適用) (表3-2-2)

項目	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ヒ素	総水銀	アルキル水銀	ポリ塩化ビフェニル (PCB)
基準値	0.003 mg/L 以下	検出されないこと	0.01 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	0.0005 mg/L 以下	検出されないこと	検出されないこと

※ 全27項目

市内主要河川・水路及び採水地点一覧

(図3-2-1・図3-3-1)



3. 水質汚濁の対策

(1) 公共用水域の監視

本市では、各河川など市内公共用水域の汚濁状況を把握・監視するため、毎年4回（各水系の流末は年6回）定期測定を、(図3-3-1)に示した10地点で実施しています。

(2) 公共下水道の整備

公共用水域における最大の汚濁原因は、生活系の雑排水によるもので、この最も有効な浄化対策として公共下水道の整備があげられます。

本市における公共下水道の普及率は、令和7年4月1日現在で73.9%となっています。

(3) その他の浄化対策

河川の水質浄化対策事業としては、広報紙や環境講座、また各種イベント会場での啓発などを行っています。

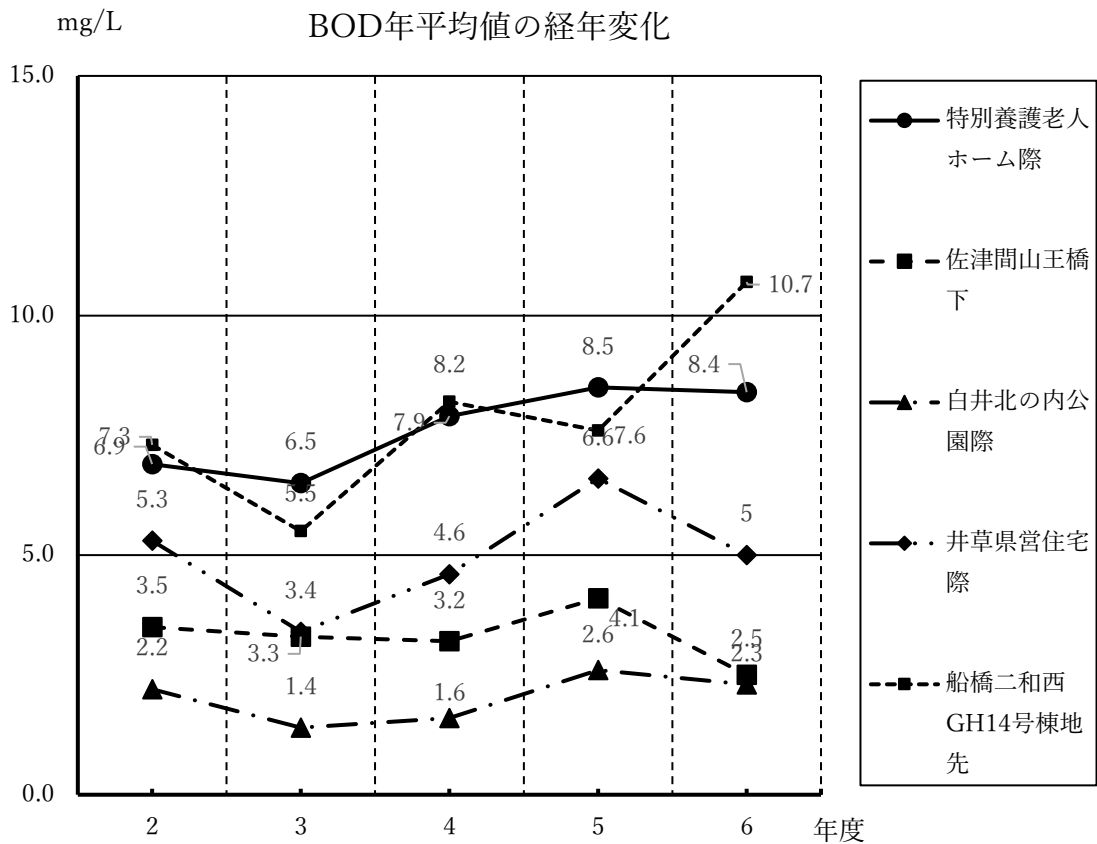
(4) 公共用水域水質調査結果

令和6年度の水質調査結果(表3-3-7)では、健康項目は全地点で環境基準値を概ね達成していますが、生活環境項目については依然として汚濁が著しい状況にあります。

なお、各水系の流末5地点で計測した水質の経年変化は、(表3-3-1～表3-3-5)、BODの経年変化は、(図3-3-2)のとおりです。

また、令和6年度における各河川の水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境項目の適合状況は、(表3-3-6)のとおりです。

(図3-3-2)



水質分析結果の年平均値の経年変化

・特別養護老人ホーム際（真間川水系 → 東京湾）

（表3-3-1）

年度 測定項目		2	3	4	5	6	環境基準 (真間川)
水素イオン 濃度 pH	最大	7.5	7.5	7.5	7.6	7.6	8.5以下 6.0以上
	最小	7.4	7.4	7.4	7.3	7.4	
生物学的酸素要求量 BOD (mg/L)		6.9	6.5	7.9	8.5	8.4	10以下
浮遊物質 SS (mg/L)		2.9	3.3	4.2	5.2	5.6	ゴミなどの浮遊が認められないこと
溶存酸素量 DO (mg/L)		5.8	5.7	5.5	5.7	5.8	2以上
大腸菌数 (CFU/100mL)		-	-	727	1,860	5,050	

・佐津間山王橋下（大津川水系 → 手賀沼）

（表3-3-2）

年度 測定項目		2	3	4	5	6	環境基準 (大津川)
水素イオン 濃度 pH	最大	7.9	7.6	7.6	7.6	7.8	8.5以下 6.5以上
	最小	7.4	7.2	7.3	7.3	7.3	
生物学的酸素要求量 BOD (mg/L)		3.5	3.3	3.2	4.1	2.5	5以下
浮遊物質 SS (mg/L)		4.8	4.2	3.3	4.1	4.5	50以下
溶存酸素量 DO (mg/L)		8.2	8.5	8.3	7.3	8.3	5以上
大腸菌数 (CFU/100mL)		-	-	122	198	758	

・白井北の内公園際（金山落 → 下手賀沼）

（表 3 - 3 - 3）

年度 測定項目		2	3	4	5	6	環境基準 （金山落）
水素イオン濃度 pH	最大	8.4	8.4	8.6	8.3	8.6	8.5以下 6.5以上
	最小	7.5	7.5	7.5	7.6	7.6	
生物化学的酸素要求量 BOD (mg/L)		2.2	1.4	1.6	2.6	2.3	3以下
浮遊物質 SS (mg/L)		6.4	6.7	4.1	5.2	2.9	2.5以下
溶存酸素量 DO (mg/L)		10.5	10.9	10.2	10.6	11.0	5以上
大腸菌数 (CFU/100mL)		-	-	152	145	1412	1,000以下

・井草県営住宅際（神崎川水系 → 印旛沼）

（表 3 - 3 - 4）

年度 測定項目		2	3	4	5	6	環境基準 （神崎川）
水素イオン濃度 pH	最大	9.1	10.1	10.0	9.4	9.2	8.5以下 6.5以上
	最小	7.2	7.5	7.5	7.6	7.6	
生物化学的酸素要求量 BOD (mg/L)		5.3	3.4	4.6	6.6	5.0	2以下
浮遊物質 SS (mg/L)		9.7	2.9	4.8	6.9	3.6	2.5以下
溶存酸素量 DO (mg/L)		12.1	12.6	14.8	13.6	14.8	7.5以上
大腸菌数 (CFU/100mL)		-	-	60	163	282	300以下

・船橋二和西 GH14 号棟地先 (海老川水系 → 東京湾)

(表 3-3-5)

年度 測定項目		2	3	4	5	6	環境基準 (海老川)
水素体濃 度 pH	最大	7.4	7.3	7.3	7.4	7.3	8.5 以下 6.0 以上
	最小	7.2	7.1	7.1	7.1	7.1	
生物化学的酸素要求量 BOD (mg/L)		7.3	5.5	8.2	7.6	10.7	10 以下
浮遊物質量 SS (mg/L)		5.8	2.3	5.0	4.8	5.8	ゴミなどの浮遊が 認められないこと
溶存酸素量 DO (mg/L)		5.1	5.0	4.7	5.3	5.1	2 以上
大腸菌数 (CFU/100mL)		-	-	502	1,103	2,290	

令和6年度環境基準の適合状況(年平均値)

(表3-3-6)

河川名、 調査地点 項目		大柏川				大津川			金山 落	神崎 川	海老 川
		① 道野辺横下公園際	② 鎌ヶ谷 GH 23号棟際	③ 戸崎地先	④ 特別養護老人ホーム際	⑤ 栗野県道船橋我孫子線際	⑥ 栗野コミセン際	⑦ 佐津間山王橋下	⑧ 白井北の内公園際	⑨ 井草県営住宅際	⑩ 船橋二和西GH 14号棟地先
水素イオン濃度 pH	m/n	4/4	4/4	4/4	6/6	4/4	4/4	6/6	5/6	3/6	6/6
	適合率	100	100	100	100	100	100	100	83	50	100
	平均値	7.5	7.5	7.4	7.5	7.5	7.3	7.5	8.0	8.5	7.2
生物化学的酸素要求量 BOD (mg/L)	m/n	2/4	3/4	4/4	5/6	3/4	2/4	6/6	5/6	2/6	3/6
	適合率	50	75	100	83	75	50	100	83	33	50
	平均値	8.1	8.9	6.4	8.4	4.3	6.5	2.5	2.3	5.0	10.7
浮遊物質 SS (mg/L)	m/n	4/4	4/4	4/4	6/6	4/4	4/4	6/6	6/6	6/6	6/6
	適合率	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	平均値	2.7	5.9	5.9	5.6	2.3	2.8	4.5	2.9	3.6	5.8
溶存酸素量 DO (mg/L)	m/n	4/4	4/4	4/4	6/6	4/4	1/4	6/6	6/6	6/6	6/6
	適合率	100	100	100	100	100	25	100	100	100	100
	平均値	6.3	5.2	5.6	5.8	9.0	4.5	8.3	11.0	14.8	5.1
化学的酸素要求量 COD (mg/L)	m/n										
	適合率										
	平均値				6.6			4.4	3.5	4.5	8.0
大腸菌数 (CFU/100mL)	m/n								4/6	5/6	
	適合率								67	83	
	平均値	4925	9550	940	5050	1293	2225	758	1412	282	2290

※ n : 調査回数 m : 環境基準適合回数

令和6年度 市内公共用水域水質調査結果

(表3-3-7)

水系	項目 調査地点	現場測定項目							生活環境項目							その他の項目		
		採 水 年 月 日	外 観	臭 気	透 視 度	気 温 ℃	水 温 ℃	流 量 m ³ /s	pH	SS 浮遊物 濃 度	DO 溶 存 酸 素 濃 度	大 腸 菌 数 CFU/100ml	BOD 生物 化学 的 酸 素 要 求 量 mg/l	COD 化学 的 酸 素 要 求 量 mg/l	ノ ニ ル フ エ ノ ー ル mg/l	MBAS 陰 イ オ ン 界 面 活 性 剤 mg/l	T-P 全 リ ン 素 mg/l	T-N 全 窒 素 mg/l
中 沢 川 ↓ 東 京 湾	1 道野辺横下 公園際	R6.5.27	微灰黄色	微下水臭	>100	22.5	20.7	0.12	7.4	1.6	3.8	3,000	12.0	-	-	-	-	-
		R6.8.5	微灰黄色	微下水臭	>100	33.6	27.9	0.14	8.1	2.4	13.0	2,900	6.2	-	-	-	-	-
		R6.11.11	微灰黄色	微下水臭	>100	16.5	19.0	0.14	7.2	1.0	4.2	7,000	3.5	-	-	-	-	-
		R7.2.5	微灰黄濁	微下水臭	45.4	7.3	12.5	0.07	7.4	5.8	4.0	6,800	10.5	-	-	-	-	-
		平均値	-	-	-	-	-	-	7.5	2.7	6.3	4,925	8.1	-	-	-	-	-
	2 鎌ヶ谷GH 23号棟際	R6.5.27	微灰白色	微下水臭	83.1	22.2	19.8	0.06	7.5	9.2	4.4	1,400	9.4	-	-	-	-	-
		R6.8.5	微灰白色	無臭	>100	34.5	24.4	0.08	7.5	3.8	5.8	18,000	9.5	-	-	-	-	-
		R6.11.11	微灰白色	微下水臭	>100	16.1	18.7	0.09	7.4	3.2	5.9	10,000	4.4	-	-	-	-	-
		R7.2.5	微灰黄色	微下水臭	68.0	7.5	11.7	0.19	7.4	7.2	4.8	8,800	12.3	-	-	-	-	-
		平均値	-	-	-	-	-	-	7.5	5.9	5.2	9,550	8.9	-	-	-	-	-
	3 戸崎地先	R6.5.27	微黄色	微藻臭	84.7	22.2	19.5	0.07	7.3	15.8	4.0	1,000	9.0	-	-	-	-	-
		R6.8.5	微灰白色	無臭	>100	35.9	23.2	0.11	7.5	3.4	5.7	360	4.3	-	-	-	-	-
		R6.11.11	微黄色	無臭	>100	16.3	17.4	0.11	7.4	1.4	6.1	1,300	4.4	-	-	-	-	-
		R7.2.5	微灰白色	無臭	>100	7.0	9.3	0.06	7.4	3.0	6.6	1,100	7.9	-	-	-	-	-
		平均値	-	-	-	-	-	-	7.4	5.9	5.6	940	6.4	-	-	-	-	-
	4 特別養護 老人ホーム際	R6.5.27	微灰黄色	微下水臭	>100	22.6	19.9	0.31	7.4	9.0	4.0	8,700	15.3	-	-	-	-	-
		R6.7.10	微灰黄色	無臭	>100	33.0	24.6	0.53	7.4	4.4	6.0	3,800	6.9	-	-	-	-	-
		R6.8.5	微灰白色	微下水臭	>100	34.5	24.2	0.35	7.6	3.2	6.9	4,800	6.0	6.1	N.D.	0.05	0.79	8.11
		R6.11.11	微灰黄色	微下水臭	>100	16.9	17.8	0.36	7.4	2.8	5.6	8,200	7.3	-	-	-	-	-
		R7.1.15	微灰白色	無臭	>100	8.6	10.7	0.33	7.4	2.8	6.1	1,200	6.1	-	-	-	-	-
平均値	-	-	-	-	-	-	7.5	11.4	6.4	3,600	8.7	7.0	-	ND	1.00	10.1		
大 津 川 ↓ 手 賀 沼	5 栗野県道船橋 我孫子線際	R6.5.27	微灰黄色	無臭	>100	22.7	19.5	0.03	7.3	1.6	7.4	270	3.1	-	-	-	-	
		R6.8.5	微灰黄色	無臭	>100	35.0	26.3	0.04	8.2	2.6	11.7	3,300	1.8	-	-	-	-	
		R6.11.11	微灰白色	無臭	>100	18.8	18.3	0.04	7.2	1.4	6.8	1,100	1.8	-	-	-	-	
		R7.2.5	微灰白色	無臭	81.8	7.8	8.5	0.01	7.4	3.6	9.9	500	10.3	-	-	-	-	
		平均値	-	-	-	-	-	-	7.5	2.3	9.0	1,293	4.3	-	-	-	-	
	6 栗野コミセン 際	R6.5.27	微灰白色	無臭	>100	23.5	20.4	0.13	7.2	3.6	4.0	2,400	7.4	-	-	-	-	
		R6.8.5	微灰黄色	無臭	>100	37.5	23.0	0.06	7.3	2.6	4.3	3,700	3.5	-	-	-	-	
		R6.11.11	微灰白色	無臭	>100	17.9	17.2	0.05	7.2	1.4	5.0	1,400	3.4	-	-	-	-	
		R7.2.5	微灰白色	微下水臭	>100	7.3	11.3	0.06	7.4	3.6	4.8	1,400	11.8	-	-	-	-	
		平均値	-	-	-	-	-	-	7.3	2.8	4.5	2,225	6.5	-	-	-	-	
7 佐津間 山王橋下	R6.5.27	微灰白色	無臭	>100	22.5	19.4	0.14	7.5	4.2	7.4	340	3.6	-	-	-	-		
	R6.7.10	微灰白色	無臭	>100	35.0	24.4	0.16	7.5	5.0	9.0	660	2.1	-	-	-	-		
	R6.8.5	微灰白色	無臭	>100	35.6	27.1	0.11	7.8	9.4	9.7	1,100	1.8	4.4	N.D.	N.D.	0.49	7.74	
	R6.11.11	微灰白色	無臭	>100	20.0	17.2	0.11	7.3	3.8	7.8	1,400	1.7	-	-	-	-		
	R7.1.15	微灰白色	無臭	>100	15.7	10.7	0.11	7.3	1.6	6.8	870	3.0	-	-	-	-		
平均値	-	-	-	-	-	-	7.5	4.5	8.3	758	2.5	4.4	-	-	0.05	0.79	8.68	
金 山 落 ↓ 下 手 賀 沼	8 白井 北の内公園際	R6.5.27	微黄色	無臭	>100	23.1	20.5	0.09	8.1	3.2	11.6	280	1.5	-	-	-	-	
		R6.7.10	微灰白色	無臭	>100	36.2	24.8	0.13	8.3	1.2	12.1	140	2.0	-	-	-	-	
		R6.8.5	微灰白色	無臭	>100	36.9	25.7	0.11	8.6	2.8	12.6	350	2.4	3.0	N.D.	0.06	0.37	5.77
		R6.11.11	微灰白色	無臭	>100	18.5	17.7	0.09	7.7	2.6	9.1	4,900	1.7	-	-	-	-	
		R7.1.15	微灰白色	無臭	>100	13.5	12.2	0.05	7.6	1.8	10.4	2,600	3.4	-	-	-	-	
		R7.2.5	微灰白色	無臭	>100	6.0	10.5	0.06	7.8	6.0	10.1	200	3.0	4.0	-	ND	0.46	7.52
平均値	-	-	-	-	-	-	8.0	2.9	11.0	1,412	2.3	3.5	-	-	-	-		
井 草 水 路 ↓ 印 旛 沼	9 井草 県営住宅際	R6.5.27	微黄緑色	微藻臭	>100	23.4	20.4	<0.01	8.4	2.2	11.9	220	3.5	-	-	-	-	
		R6.7.10	微灰白色	微下水臭	>100	35.0	26.9	0.01	9.2	1.6	17.6	90	1.1	-	-	-	-	
		R6.8.5	微黄緑色	微藻臭	>100	36.4	26.4	0.01	8.8	2.4	15.0	960	2.6	3.9	N.D.	0.07	0.57	6.14
		R6.11.11	微黄緑色	無臭	>100	17.5	17.8	<0.01	8.7	4.8	19.5	220	1.9	-	-	-	-	
		R7.1.15	微緑濁	微藻臭	67.5	12.5	8.5	<0.01	7.6	7.6	11.0	80	14.5	-	-	-	-	
		R7.2.5	微灰白色	無臭	>100	10.0	10.8	<0.01	8.4	2.8	13.6	120	6.4	5.0	-	ND	0.55	6.02
平均値	-	-	-	-	-	-	8.5	3.6	14.8	282	5.0	4.5	-	-	-	-		
金 杉 川 ↓ 海 老 川	10 船橋二和西 GH14号棟地先	R6.5.27	微黄色	微下水臭	>100	22.0	20.8	<0.01	7.1	3.6	5.0	800	14.5	-	-	-	-	
		R6.7.10	微黄緑色	微下水臭	89.4	32.1	23.2	0.01	7.2	3.8	5.0	700	8.0	-	-	-	-	
		R6.8.5	微黄色	無臭	>100	32.3	23.8	<0.01	7.1	3.4	4.3	140	3.4	4.2	N.D.	0.06	0.29	6.91
		R6.11.11	微黄色	無臭	>100	16.3	17.8	<0.01	7.1	1.2	5.2	500	5.9	-	-	-	-	
		R7.1.15	微灰黄濁	微下水臭	65.0	9.9	14.2	<0.01	7.3	14.2	5.5	2,800	18.3	-	-	-	-	
		R7.2.5	微灰白濁	微下水臭	54.5	8.0	13.5	<0.01	7.3	8.8	5.6	8,800	13.8	11.7	-	0.14	1.59	13.3
		平均値	-	-	-	-	-	-	7.2	5.8	5.1	2,290	10.7	8.0	-	-	-	-
定 量 下 限 値	-	-	-	-	-	-	0.01	-	1	0.5	1	0.5	0.5	0.00006	0.05	0.003	0.05	

備考：N.Dとは定量下限値を下回ることで。

数値の取り扱いについて：水素イオン濃度は、アルカリ側(7.0以上)は切り捨て、酸性側(7.0未満)は切り上げとする。

4. 家庭雑排水共同処理施設事業

家庭雑排水の処理には何ら法的措置もなく、公共下水道が整備されていない地域における水質浄化対策は、重要な課題となっています。

このような状況の中、市では県の補助を受け、鎌ヶ谷市栗野に家庭雑排水共同処理施設を設置し、手賀沼に注ぐ大津川流域の河川浄化事業を行っています。

なお、共同処理施設の水質の経年変化は（表3-4-1）、令和6年度の水質状況は（表3-4-2）のとおりです。

栗野家庭雑排水共同処理施設の水質分析結果の経年変化（年平均値）

（表3-4-1）

測定項目		年度					環境基準 (大津川)
		2	3	4	5	6	
水素イオン濃度 pH	原水	7.6	7.5	7.5	7.5	7.4	8.5以下 6.5以上
	放流水	7.2	7.2	7.1	7.2	7.3	
生物化学的酸素要求量 BOD (mg/L)	原水	40.1	75.9	24.8	18.2	19.5	5以下
	放流水	6.5	6.6	6.5	7.1	7.3	
浮遊物質量 SS (mg/L)	原水	26.4	377	51.8	18.4	23.7	50以下
	放流水	5.7	7.0	6.1	4.6	5.3	

令和6年度 栗野家庭雑排水共同処理施設水質状況（大津川→手賀沼）

（表3-4-2）

測定項目 年/月	水素イオン濃度 pH		生物化学的酸素要求量 BOD (mg/L)		浮遊物質量 SS (mg/L)	
	原水	放流水	原水	放流水	原水	放流水
6 / 4月	7.1	6.9	13.6	6.3	8.0	2.6
5月	7.5	7.2	19.0	7.3	6.6	5.0
6月	7.4	7.2	29.5	6.0	16.7	4.6
7月	7.6	7.4	15.8	6.3	25.2	4.2
8月	7.5	7.5	12.0	4.0	20.2	4.8
9月	7.6	7.6	9.6	4.4	11.0	3.4
10月	7.4	7.4	12.3	4.2	18.0	7.0
11月	7.6	7.4	16.7	4.8	15.8	2.8
12月	7.6	7.5	29.0	5.7	22.0	5.0
7 / 1月	7.5	7.2	21.5	7.2	34.0	4.4
2月	7.6	7.2	22.8	11.6	29.3	5.2
3月	7.2	7.1	31.6	19.6	77.0	14.8

IV 騒音・振動

1. 概要及び現状

騒音・振動は各種公害の中でも日常生活に特に密接しており、苦情件数も上位に位置づけられています。

騒音の発生源としては、工場、建設作業、自動車、航空機、鉄道などがありますが、最近の傾向としては自動車等の空ぶかし、家庭からのピアノ・クーラー・テレビ・ステレオの音、カラオケの音、巡回車の拡声機の音といったいわゆる近隣騒音の苦情が増加しています。

日常生活に伴って発生する近隣騒音は、問題となる音が多種多様であること、住民一人ひとりが加害者にも被害者にもなりうることから、これを防止していくためには身近な騒音に対する一人ひとりの心がけが必要で、行政のみならず住民の一人ひとりが公害防止に努力しなければなりません。

本市では、市街化調整区域を除く区域が騒音規制法、振動規制法の規制地域に指定されています。

音 の 目 安

デシベル	音
120	飛行機のエンジン付近
110	自動車の警笛
100	電車のガード下
90	騒々しい工場の中
80	電車の車内
70	騒々しい街頭
60	普通の会話
50	静かな事務所
40	図書館内
30	ささやき声
20	木の葉のふれ合う音

振 動 の 目 安

振動デシベル	状 態
IV 中震 90	家屋が激しく揺れ、歩行者にも感じられる
III 弱震 80	家屋がゆれ、戸、障子がガタガタと鼓動する
II 低震 70	戸、障子がわずかに動くのがわかる
I 微震 60	静止している人や、特に地震に注意深い人が感じる
無震 50	人体には感じない
40	

2. 環境基準

騒音防止の目標になるものとして、「騒音に係る環境基準」(表4-2-1・表4-2-2・表4-2-3)が定められています。この基準は、大多数の人が問題にする騒音の大きさなどについて科学的知見に基づき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで、維持されることが望ましい基準を定めたもので、日常生活において睡眠妨害、聴取妨害、作業能率の低下、不快感などをきたすことがないことを基本としています。

環境基準(騒音) (表4-2-1)

地域の類型	基準値	
	昼間 (午前6時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から翌日の午前6時)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- (注) 1. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域。
 2. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域(第一種低層住宅専用地域、第一種中高層住宅専用地域)。
 3. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域(第一種住宅地域、第二種住居地域準住居地域)。
 4. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域(近隣商業地域、商業地域、準工業地域)。
 ただし、道路に面する地域(自動車騒音)の環境基準は、上表によらず、下表の基準値の欄に掲げるものとなります。

道路に面する地域の環境基準(騒音) (表4-2-2)

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表に関わらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(表4-2-3)

基準値			
昼間	70 デシベル以下	夜間	65 デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下)によることができる。

3. 交通騒音・振動

交通騒音・振動とは、交通機関より発生する騒音・振動で、道路交通の騒音・振動、鉄道による騒音・振動、航空機による騒音などがあります。

(1) 自動車騒音・常時監視

騒音規制法第18条において都道府県知事（市の区域においては市長）は自動車騒音の状況を常時監視することとなっています。常時監視結果をもとに、道路沿道の面的評価（沿道の評価区間毎に、沿道から50m以内の住居に対して、環境基準を満たす住居の割合で評価する方法）を行い、道路沿道における自動車騒音の状況を把握しています。

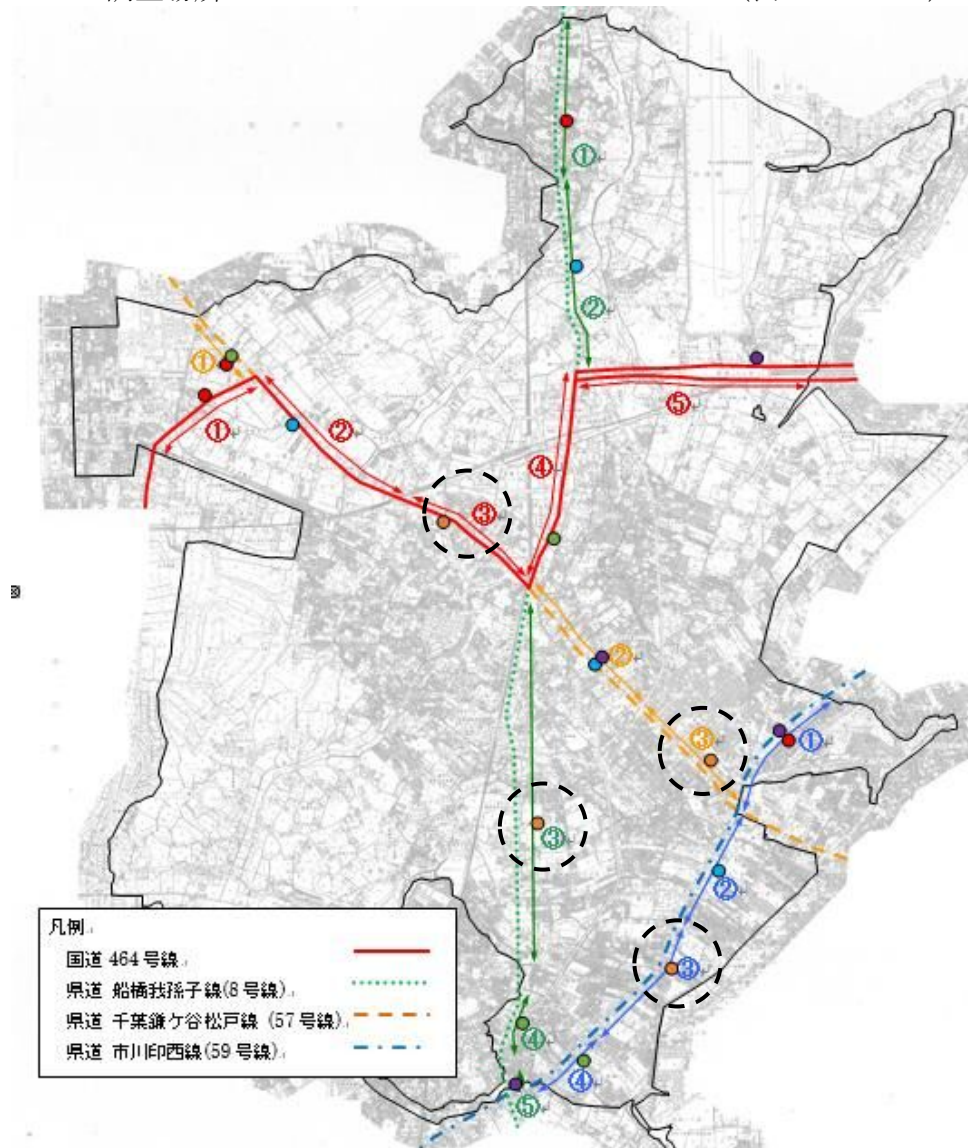
(2) 自動車騒音測定結果・面的評価

令和6年度の調査は、令和6年12月16日（月）9時から17日（火）9時に行いました。調査場所、自動車騒音測定結果、面的評価の環境基準達成状況は（表4-3-1）、（表4-3-2）、（表4-3-3）のとおりです。

今回の調査対象区間の全戸数は1,824戸で、そのうち環境基準を達成している住居は1,658戸であり、環境基準達成率は全体で90.9%でした。

調査場所

（表4-3-1）



(注) 令和6年度の調査区間は図中の③の区間

(表4-3-2) —

自動車騒音測定結果

単位：デジベル

路線名	測定地点住所	時間区分	道路端				
			等価騒音レベル	環境基準		要請限度	
				適否	(特例値)	適否	(特例値)
国道464号線	初富本町2丁目19	昼間	68	○	70	○	75
		夜間	68	×	65	○	70
県道船橋我孫子線	東道野辺5丁目1	昼間	69	○	70	○	75
		夜間	69	×	65	○	70
県道千葉鎌ヶ谷松戸線	東初富6丁目7	昼間	67	○	70	○	75
		夜間	65	○	65	○	70
県道市川印西線	鎌ヶ谷7丁目4	昼間	68	○	70	○	75
		夜間	68	×	65	○	70

- 注) 1. 環境基準は「幹線道路を担う道路に近接する空間の特例値」を適用。
 2. 表中の記号は以下のとおり。○：基準を満足 ×：基準を超過
 3. 要請限度との比較については、3日間の測定値を対象とするため、参考。

(表4-3-3)

	全戸数 (戸)	昼夜ともに 基準値以下		昼のみ 基準値以下		夜のみ 基準値以下		昼夜とも 基準値超過	
		戸数 (戸)	割合 (%)	戸数 (戸)	割合 (%)	戸数 (戸)	割合 (%)	戸数 (戸)	割合 (%)
国道464線	394	351	89.1	43	10.9	0	0	0	0
県道船橋我孫子線	850	743	87.4	107	10.3	0	0	0	0
県道千葉鎌ヶ谷松戸線	347	347	100.0	0	0	0	0	0	0
県道市川印西線	233	217	93.1	16	6.9	0	0	0	0
	1,824	1,658	90.9	166	9.1	0	0	0	0

(3) 航空機騒音

下総飛行場周辺における航空機騒音の分布状況等の実態を把握するため、平成28年度まで東部学習センター、令和2年度まで南初富保育園、令和3年度から五本松小学校の屋上で調査を実施しています。

平成25年4月から航空機騒音に係る環境基準の評価指標が、加重等価平均感覚騒音レベル(WECPNL)から時間帯補正等価騒音レベル(L_{den})に変更となり、それに併せて環境基準値も変更となりました。

(4) 航空機騒音測定結果

令和6年度の調査は、11月25日(月)から12月8日(日)の14日間行いました。

調査期間中は、主に固定翼機のP-3Cの飛行が確認されました。騒音の発生回数については、日によって0回から84回の間で、測定期間中の総回数は495回でした。

調査地点での時間帯補正等価騒音レベル(L_{den})は、49.1dBであり、五本松小学校が位置する調査地点は、航空機騒音に係る環境基準の地域類型Iが適用されており、環境基準値(57dB以下)を下回っていました。

なお、調査結果の概要は、(表4-3-4)のとおりです。

令和6年度 航空機騒音測定結果

(表4-3-4)

期間：令和6年11月25日～令和6年12月8日（14日間連続）

調査地点：鎌ヶ谷市立五本松小学校

測定日	時間帯別騒音発生回数（回）					最大騒音 レベル $L_{A, Smax}$ [dB]	時間帯別 等価騒音 レベル $L_{Aeq, d}$ [dB]	総合騒音 $L_{Aeq, T}$ [dB]	時間帯補正 等価騒音 レベル L_{den} [dB]	加重等価平均 感覚騒音 レベル [WECPNL]
	夜間 0～7時	昼間 7～19時	夕方 19～22時	夜間 22～24時	合計					
11/25(月)	0	59	0	0	59	平均 75.3 最大 83.4 最小 52.9	$L_{Aeq, d}$ 52.9 $L_{Aeq, e}$ - $L_{Aeq, n}$ -	54.5	49.9	66.0
11/26(火)	0	53	0	0	53	平均 73.8 最大 80.7 最小 54.0	$L_{Aeq, d}$ 52.7 $L_{Aeq, e}$ - $L_{Aeq, n}$ -	55.4	49.7	64.1
11/27(水)	0	20	15	0	35	平均 77.8 最大 83.7 最小 54.7	$L_{Aeq, d}$ 52.3 $L_{Aeq, e}$ 56.7 $L_{Aeq, n}$ -	59.0	54.3	69.0
11/28(木)	0	21	0	0	21	平均 72.8 最大 78.5 最小 53.8	$L_{Aeq, d}$ 47.5 $L_{Aeq, e}$ - $L_{Aeq, n}$ -	53.8	44.5	59.0
11/29(金)	0	84	0	0	84	平均 73.5 最大 79.2 最小 53.8	$L_{Aeq, d}$ 54.1 $L_{Aeq, e}$ - $L_{Aeq, n}$ -	55.6	51.1	65.8
11/30(土)	0	24	0	0	24	平均 75.5 最大 81.8 最小 52.4	$L_{Aeq, d}$ 50.8 $L_{Aeq, e}$ - $L_{Aeq, n}$ -	54.7	47.8	62.3
12/1(日)	0	28	0	0	28	平均 74.8 最大 81.2 最小 53.9	$L_{Aeq, d}$ 50.7 $L_{Aeq, e}$ - $L_{Aeq, n}$ -	53.4	47.7	62.3
12/2(月)	0	36	0	0	36	平均 75.1 最大 82.0 最小 53.3	$L_{Aeq, d}$ 52.0 $L_{Aeq, e}$ - $L_{Aeq, n}$ -	54.6	49.0	63.6
12/3(火)	0	32	0	0	32	平均 76.8 最大 81.7 最小 55.3	$L_{Aeq, d}$ 53.4 $L_{Aeq, e}$ - $L_{Aeq, n}$ -	55.3	50.4	64.8
12/4(水)	0	69	0	0	69	平均 74.0 最大 80.2 最小 54.3	$L_{Aeq, d}$ 53.4 $L_{Aeq, e}$ - $L_{Aeq, n}$ -	54.6	50.4	65.4
12/5(木)	0	29	0	0	29	平均 75.8 最大 83.2 最小 51.5	$L_{Aeq, d}$ 51.5 $L_{Aeq, e}$ - $L_{Aeq, n}$ -	54.0	48.5	63.4
12/6(金)	0	15	0	0	15	平均 74.9 最大 80.5 最小 56.1	$L_{Aeq, d}$ 48.4 $L_{Aeq, e}$ - $L_{Aeq, n}$ -	54.2	45.4	59.6
12/7(土)	0	0	0	0	0	平均 ---- 最大 ---- 最小 ----	$L_{Aeq, d}$ - $L_{Aeq, e}$ - $L_{Aeq, n}$ -	52.0	—	0.0
12/8(日)	0	10	0	0	10	平均 66.4 最大 75.8 最小 56.3	$L_{Aeq, d}$ 39.2 $L_{Aeq, e}$ - $L_{Aeq, n}$ -	51.5	36.2	49.4
合計	0	480	15	0	495					
平均	0	34.3	1.1	0.0	35.4	74.9	$L_{Aeq, d}$ 51.4 $L_{Aeq, e}$ 45.2 $L_{Aeq, n}$ -	54.8	49.1	63.9
最大	0	84	15	0	84	83.7	$L_{Aeq, d}$ 54.1 $L_{Aeq, e}$ 56.7 $L_{Aeq, n}$ -	59.0	54.3	69.0
最小	0	0	0	0	0	—	—	51.5	—	0.0

4. 騒音・振動の防止対策

(1) 法令等に基づく規制

工場及び事業場から発生する騒音・振動を規制する関係法令は、騒音規制法、振動規制法及び市公害防止条例があります。

この関係法令では、騒音・振動が著しく発生する施設（以下「特定施設」という。）を定め、特定施設を有する工場及び事業場（以下「特定工場等」という。）は、騒音の規制基準（表4-4-1）および振動の規制基準（表4-4-2）を遵守しなければなりません。

また、一時的に大きな騒音・振動を発生する建設工事なども、特定の機械を使用する作業（以下「特定建設作業」という。）については、（表4-4-3）の規制基準を遵守しなければなりません。

① 騒音又は振動の規制基準

ア. 騒音の規制基準（敷地の境界線における許容限度） （表4-4-1）

時間の区分 区域の区分	昼 間	朝 夕	夜 間
	午前8時から 午後7時まで	午前6時から8時まで及び 午後7時から10時まで	午後10時から 翌日の午前6時まで
第一種低層住居専用地域 及び 第一種中高層住居専用地域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第一種住居地域及び 第二種住居地域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
近隣商業地域、商業地域 及び準工業地域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
その他の地域	60デシベル	55デシベル	50デシベル

イ. 振動の規制基準（敷地の境界線における許容限度） （表4-4-2）

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
	午前8時から 午後7時まで	午後7時から 翌日の午前8時まで
第一種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、 第一種住居地域及び 第二種住居地域	60デシベル	55デシベル
近隣商業地域、 商業地域及び準工業地域	65デシベル	60デシベル
その他の地域	60デシベル	55デシベル

② 特定建設作業に係る規制基準

令和6年度における特定建設作業については、騒音規制法によるものが36件、振動規制法によるものが66件、市公害防止条例によるものが259件でした。

上記のうち、23件の特定建設作業においては、騒音規制法、振動規制法、市公害防止条例全ての規制基準に該当いたします。

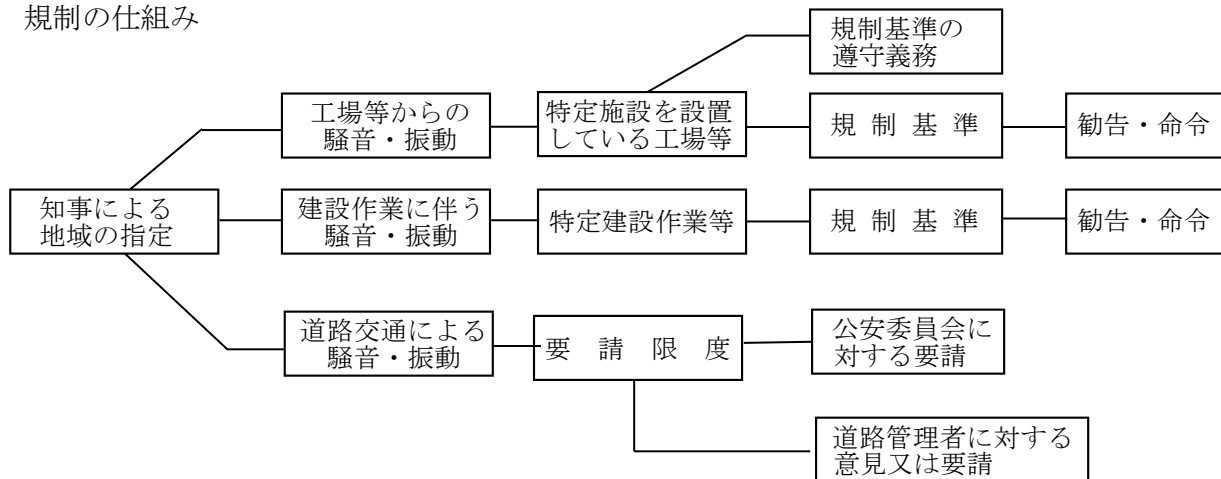
なお、特定建設作業に係る規制基準は、(表4-4-3)のとおりです。

(表4-4-3)

	騒音	振動	作業禁止時間	作業時間	連続作業期間	作業日
くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	85 デシベル 以下	75 デシベル 以下	午後7時から午前7時まで	10時間／日	連続6日	日曜及び休日以外
空気圧縮機を使用する作業						
鋼球を使用して建築物その他工作物を破壊する作業						
舗装版破砕機を使用する作業						
ブレーカーを使用する作業						
ブルドーザー、バックホウ等を使用する作業						
振動ローラーを使用する作業						
びょう打機及びインパクトレンチを使用する作業						
さく岩機を使用する作業						
コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行なう作業						

※ 騒音規制法及び振動規制法では、生活環境を保全し国民の健康の保護に資することを目的として、工場、建設作業及び道路交通から発生する騒音、振動を規制しています。また、騒音と振動は影響の及ぶ範囲や人の健康への影響などに類似した特性がみられ、また、同一発生源から同時に発生する機会が多いため、両法律はほぼ同様の仕組みになっています。

規制の仕組み



[地域指定]

都道府県知事(市の区域においては市長)は、住居が集合している地域、病院や学校の周辺地域などにおける騒音、振動を防止することにより、住民の生活環境を保全すべき地域を指定することになっています。

騒音、振動による影響範囲は、発生源の周辺地域に限られるので、生活環境を保全すべき実態がない工業専用地域、原野などは、この指定地域から除外されます。

V 地盤沈下

1. 概要及び現状

地盤沈下とは、地表面が沈下していく現象で、この現象は広範囲にわたるため、その調査・対策も広域的のものでなければなりません。

地盤沈下の原因を究明するためには、当該地域の地盤変動等について詳細な調査検討を要するが、一般的な原因として、地下水や天然ガスかん水の採取等の人為的要因、若しくは地震動や時間経過による圧密等の自然的要因、又はこれらの複合要因が考えられています。

※圧密：ゆれや上部からの荷重によって地層中の水や空気が移動して地層が収縮する現象。

2. 地盤沈下の状況

本市における地盤沈下の状況は、市内6カ所の水準点を測量して行われています。昭和60年度から平成22年度までの地盤変動状況では、ほぼ全域で地盤沈下はありませんでしたが、平成23年度の測定では、全地点で地盤沈下量4.88～5.35cmでした。これは、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響が大きいと思われています。

千葉県では、毎年1月1日を基準日として「地盤変動調査」を実施しており、令和7年1月1日の調査結果では、鎌ヶ谷市を含む葛南地域は、地盤沈下量2cm未満でした。

3. 地盤沈下防止対策

広域的な地盤沈下防止対策として、県内では、工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律（ビル用水法）、千葉県環境保全条例（指定地域制度を導入し、指定地域の中で規制）（表5-3-1）、鎌ヶ谷市公害防止条例などにより規制を行っています。

千葉県内の地下水採取規制一覧

（表5-3-1）

法令名	指定地域	規制基準		規制対象
		スレーナの位置	吐出口断面積	
工業用水法	千葉市(国道14号線及び国道16号線以西)、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、市原市(国道16号線以西)、浦安市、袖ヶ浦市(国道16号線以西)	650m以深	6c㎡を超え 21c㎡以下	工業用 工業とは製造業(物品の加工修理業を含む)電気供給業及びガス供給業及び熱供給業をいう。
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	千葉市(上水道給水区域)、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、市原市(上水道給水区域)、鎌ヶ谷市、浦安市	650m以深	6c㎡を超え 21c㎡以下	建築物用 冷房設備、暖房設備、水洗便所、自動車車庫に設けられた洗車設備、公衆浴場(浴室床面積の合計が150㎡を超えるもの)
県環境保全条例	市川市、船橋市、松戸市、習志野市、市原市、鎌ヶ谷市、浦安市、袖ヶ浦市、長柄町	650m以深	6c㎡を超え 21c㎡以下	工業用、鉱業用、建築物用、農業用、水道用、工業用水道事業用、ゴルフ場における散水用
	木更津市、君津市、富津市、四街道市	350m以深		
	野田市、成田市(旧大栄町を除く。)、佐倉市、流山市、八千代市、柏市、我孫子市、八街市、印西市、白井市、富里市、山武市(旧山武町に限る。)、酒々井町、栄町、芝山町	250m以深		

VI 地下水汚染

1. 概要

地下水は水質・水温が安定し手軽に利用できることから、飲料水、農業用水などの貴重な水源として使用されています。また、地下水の一部は湧水や伏流水となり川の流れの源にもなっています。しかし、近年、産業の技術革新などに伴い化学物質による新たな環境汚染が問題となっており、特にトリクロロエチレンなどの揮発性有機化合物による地下水汚染が各地で確認されています。

そこで国は、平成元年に「水質汚濁防止法」を改正し、揮発性有機化合物のうちトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを有害物質に指定し、地下への浸透を禁止し、監視・規制を強化するようになりました。さらに、平成9年には地下水の水質汚濁に係る環境基準が告示され、平成11年には地下水環境基準に、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素並びにほう素が、平成21年には、塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサン及び現行のシス-1,2-ジクロロエチレンにかわり、1,2-ジクロロエチレン（シス体及びトランス体の和）が追加されました。

本市では、「環境基本法」、「水質汚濁防止法」、「土壌汚染対策法」及び「千葉県環境保全条例」に基づき、県と協力して地下水の水質監視・事業者の指導を行うなど、地下水汚染の防止に努めています。

令和6年度には、地下水の汚染状況を確認する地下水汚染調査を実施しました。

2. 揮発性有機化合物における地下水の水質に係る基準

監視・規制が強化された揮発性有機化合物の地下水への水質汚濁に係る環境基準は、（表6-2-1）のとおりです。

（表6-2-1）

対象物質	トリクロロエチレン ¹	テトラクロロエチレン	1, 1, 1-トリクロロエタン	四塩化炭素	1, 1-ジクロロエチレン
水質基準	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	1 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下

令和6年度地下水汚染調査

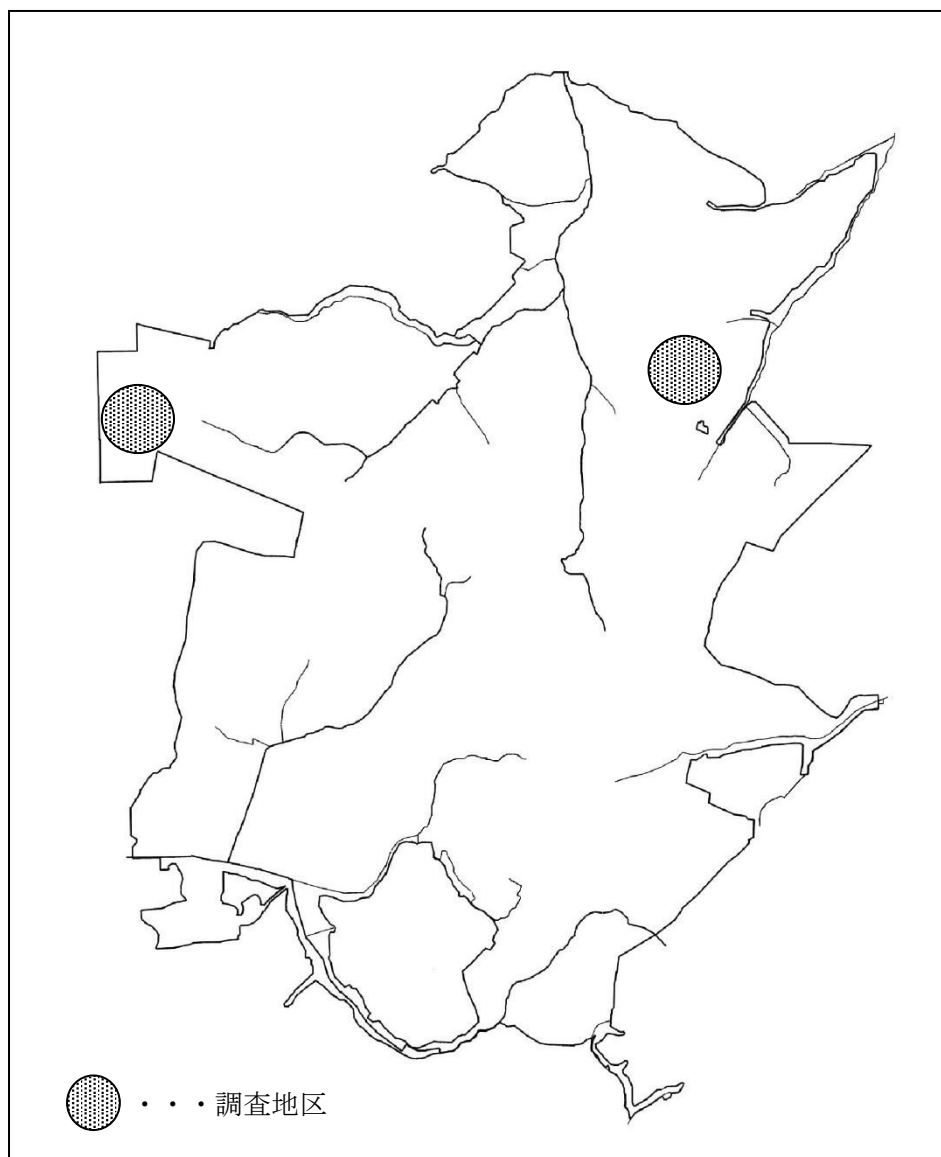
揮発性有機化合物による地下水汚染の実態を定期調査し、地下水汚染状況をモニタリングするため、調査を実施しました。

調査結果は、（図6-2-1）及び（表6-2-2）のとおりです。

〔調査概要〕

調査地区 …… くぬぎ山・栗野・軽井沢地区
 調査日 …… 令和6年12月24日
 調査井戸数 …… 12件
 調査物質 …… トリクロロエチレン他4物質 （総計26検体）
 調査方法 …… 公定法による水質分析

¹ 平成26年11月17日、「0.03mg/L以下」から「0.01mg/L以下」に改正



(表6-2-2)

対象物質	調査検体数	検出検体数		不検出数
		基準超過	基準未満	
トリクロロエチレン	10	1	8	1
テトラクロロエチレン	7	0	3	4
1,1-ジクロロエチレン	2	0	0	2
1,1,1-トリクロロエタン	6	0	0	6
四塩化炭素	1	0	0	1

VII 悪臭

1. 概要及び現状

私たちの身のまわりに目を向けてみると、いろいろなにおいを感じることができます。

においを出す物質の数は、40数万あるといわれ、それらの成分間には相乗・相殺作用があり、非常に複雑です。

人には、においに対して敏感な人もいれば鈍感な人もいて、嗅覚については個人差がかなりあると言われていますが、普通の人で識別可能な化合物は約10万種類あると推定されています。

悪臭が極端に強いときは、胃腸の活動がにぶくなり、消化液の分泌が抑えられることによって、食欲がなくなり、まれに嘔吐、頭痛などの影響がみられるとされていますが、多くは一過性です。

したがって、悪臭の人体への影響としては、主に不快感などの感覚的影響が中心で、生活妨害として理解されています。

2. 悪臭の対策

昭和46年6月に施行された悪臭防止法は、工場・事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制することにより、「生活環境を保全し、国民の健康の保護に資する」ことを目的としています。

悪臭物質としては、当初、アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル及びトリメチルアミンの5物質を定めていましたが、その後、昭和51年に二硫化メチル、アセトアルデヒド及びスチレンの3物質が追加され、平成2年4月1日よりプロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸の4物質が、平成5年6月にはさらに10物質が追加され、現在22の物質が特定悪臭物質として排出規制されています。

これら特定悪臭物質とその主な発生源は（表7-2-1）のとおりです。

一方、この「特定悪臭物質濃度規制」では、検出された物質によって発生源の特定はできるといった利点がある反面、低濃度の悪臭が多種類集まっている複合臭や規制対象外の悪臭物質による臭気について対応が難しい点がありました。

このため、鎌ヶ谷市では平成24年10月から、規制方法を人の嗅覚を用いて臭気の程度を数値化する「臭気指数規制」に変更し、規制地域は市内全域、規制対象はすべての工場・事業場としました。

これら臭気指数の規制基準は（表7-2-2）のとおりです。

なお、事業活動に伴って生じる悪臭で、生活環境が損なわれていると認められる場合に規制となります。家庭や自動車及び建設工事等から発生する悪臭は規制対象外です。

悪臭防止法における特定悪臭物質

(表7-2-1)

特定悪臭物質	基準(ppm)	臭気の種類	主な発生源
アンモニア	1	し尿のようなにおい	畜産事業場、化製場、し尿処理場等
メチルメルカプタン	0.002	腐ったたまねぎ臭	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
硫化水素	0.02	腐った卵臭	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場等
硫化メチル	0.01	腐ったキャベツ臭	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
二硫化メチル	0.009	腐ったキャベツ臭	
トリメチルアミン	0.005	腐魚臭	畜産事業場、化製場、水産缶詰製造工場等
アセトアルデヒド	0.05	青臭い刺激臭	化学工場、魚腸骨処理場、煙草製造工場等
スチレン	0.4	都市ガスのようなにおい	化学工場、FRP製品製造工場等
プロピオン酸	0.03	すっぱいような刺激臭	脂肪酸製造工場、染織工場等
ノルマル酪酸	0.001	汗くさいにおい	畜産事業場、化製場、でんぷん工場等
ノルマル吉草酸	0.0009	むれたくつ下臭	
イソ吉草酸	0.001	むれたくつ下臭	
プロピオンアルデヒド	0.05	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	
イソブチルアルデヒド	0.02	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	
イソバレルアルデヒド	0.003	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	
イソブタノール	0.9	刺激的な発酵したにおい	塗装工程を有する事業場等
酢酸エチル	3	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
メチルイソブチルケトン	1	刺激的なシンナーのようなにおい	
トルエン	10	ガソリンのようなにおい	
キシレン	1	ガソリンのようなにおい	

排出口における基準

規制基準は、特定悪臭物質の種類ごと（アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンの13物質）に次の算出式により求められた排出ガスの流量です。

$$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

q : 流量 (単位 m³N/時) - 規制基準値

He : 排出口の高さの補正值 (単位 m) - 有効煙突高さ

Cm : 悪臭物質の種類ごとに定められた敷地境界線規制基準値 (単位 ppm)

悪臭防止法に定める臭気指数の規制基準

(表7-2-2)

地域区分 \ 規制基準	敷地境界 (1号基準)	気体排出口 (2号基準)	排水 (3号基準)
第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	1.2	悪臭防止法第4条第2項第2号で定める方法	2.8
近隣商業地域 商業地域 準商業地域 市街化調整区域	1.3	同上	2.9

臭気指数

臭気指数とは、人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を数値化したものです。具体的には採取した空気をにおいが感じられなくなるまで無臭空気希釈したときの希釈倍率（臭気濃度）の対数値に10を乗じた値です。測定は、嗅覚検査に合格した臭気判定士によって行われます。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \text{Log} (\text{希釈倍率})$$

臭気指数の目安

$$1.5 \text{ 倍希釈} \Rightarrow 10 \times \text{Log} (1.5) = 1.2$$

$$2.5 \text{ 倍希釈} \Rightarrow 10 \times \text{Log} (2.5) = 1.4$$

VIII 公害防除資金融資制度（中小企業資金融資制度）

公害防止施設並びにそれに附属する設備の設置に要する資金及び公害防止のための工場移転に要する資金を融資する制度です。

(令和6年度)

(表8-1-1)

資金名	融資限度額	融資期間	据置期間	利率	利子補給率
公害防除資金	2,000万円	10年以内 (減価償却年数以内)	12カ月以内	2.2%~2.6%	2.0%

※ 令和6年度の新規融資は0件です。

※ 継続融資件数は令和7年3月末現在で0件です。(公害防除資金)

IX ごみ処理

1. ごみ処理の概要

これまでの社会経済システムは、大量生産、大量消費、大量廃棄の流れを主流とするものでした。こうして、自らの手により自然環境を悪化させる中で環境破壊が一層深刻化を増し、昨今では人類が生存していくことさえ危惧されるといった事態が生じてきました。

こうした背景から、限りある資源の過剰利用という今までの生活スタイルから脱却し、少ない資源でより多くの満足が得られ、かつ環境への負荷も少ない生活基盤をめざす、言わば地球環境と共生しながら生活を営むと言った循環型社会に向かうことが求められているのです。

ごみの処理についても、これまでのような環境負荷の大きい焼却や埋め立てを基本とするものから、環境負荷の少ない資源循環型処理システムに転換させていかなければなりません。

さて、本市の令和6年度におけるごみの総排出量は28,529tで、1人1日当たりの排出量は713gとなっています。

(表9-1-1)及び(図9-1-2)に示すとおり、令和6年度は前年度実績に比べて1人1日当たりの排出量が2.97%減少しました。今後も積極的なごみ減量化への取り組みが必要です。

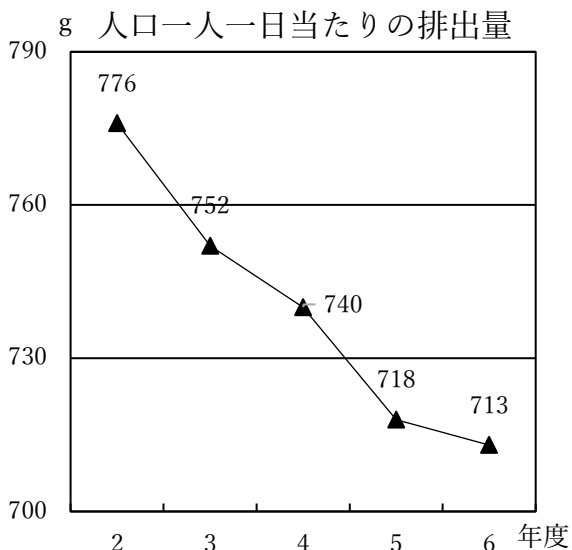
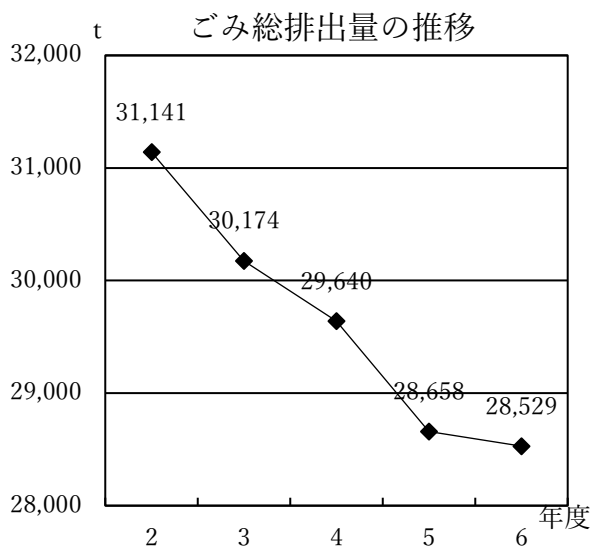
人口及びごみ排出量の経年推移 (表9-1-1)

年 度	2	3	4	5	6
人 口 (人)	109,887	109,996	109,696	109,362	109,629
ごみ総排出量 (t) ※有価物回収除く	31,141	30,174	29,640	28,658	28,529
人口1人1日当たり ごみ排出量 (g)	776	752	740	718	713

(各年9月30日現在住民基本台帳人口)

(図9-1-1)

(図9-1-2)



2. ごみ処理の現状

(1) 収集の現状

ア 一般家庭から出るごみは、燃やすごみ、プラスチック製容器包装類、ペットボトル、燃やさないごみ、資源になるもの、粗大ごみの6種類に分別され、粗大ごみを除きそれぞれ決められた曜日に集積場所より、委託業者が収集しています。

収集回数は、燃やすごみが週3回、プラスチック製容器包装類とペットボトル及び資源になるものが週1回、燃やさないごみが月2回（いずれも原則祝祭日を除く）となっており、粗大ごみについては事前申込制による戸別収集で、処理券貼付によるもの及びクリーンセンターへの持込みの有料回収としています。

なお、燃やすごみとプラスチック製容器包装類は、ごみ袋を指定しています。

イ 事業所から出るごみは、産業廃棄物と一般廃棄物とに区分され、これらは事業者の責任で処理しなければなりません。これら事業系ごみの処理は、専門の廃棄物処理業者に委託します。また、一般廃棄物のうち可燃物（有料制）は、クリーンセンターへ直接搬入するか、許可業者に依頼（有料制）して処理することになります。

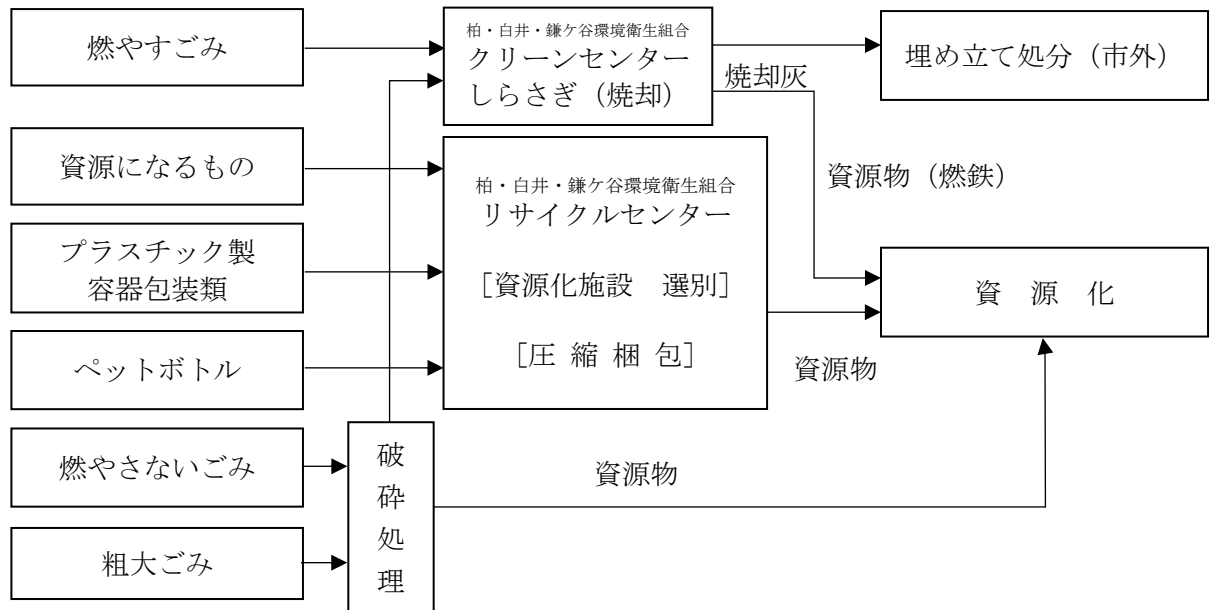
なお、産業廃棄物の一部（紙くず、木くず）については、クリーンセンターで一般廃棄物の処理に支障のない範囲内で処理できる場合があります（有料制）。

(2) 処理の現状

分別搬入されたごみのうち、燃やすごみはクリーンセンターで焼却処理し、焼却灰は民間委託業者により埋め立て処分されています。プラスチック製容器包装類とペットボトルはリサイクルセンターで圧縮梱包し、容器包装リサイクル法による再商品化事業者によりリサイクルされます。また、資源になるものもリサイクルセンターで選別処理し、売却等を行っています。ごみ処理の流れは（図9-2-1）、ごみ処分量は（表9-2-1）のとおりです。

ごみ処理の流れ

(図9-2-1)



ごみ処分量 (単位: t)

(表9-2-1)

年度 \ 処分の内容	焼却	最終処分	資源化	処理量
2	25,662	2,513	5,687	31,141
3	24,832	2,278	5,557	30,174
4	24,475	2,254	5,384	29,640
5	23,613	2,118	5,337	28,658
6	23,618	2,075	5,227	28,529

3. 対策

(1) 減量化、再資源化対策

ア ごみの6分別収集

鎌ヶ谷市では、昭和61年7月14日まで、ごみは3分別（燃せるごみ・燃せないごみ・粗大ごみ）で収集していました。しかし、ごみ量の増大と質の多様化などから、従来の処理体系では処理が困難な状況となってきました。

そこで、ごみ質に応じた効率処理を図るためにも、排出段階における分別をより細分化することが効果的であることから、昭和61年7月15日より5分別収集（燃せるごみ・プラスチック系ごみ・燃せないごみ・資源ごみ・粗大ごみ）に改めました。

また、容器包装リサイクル法の主旨に基づく指定法人による再商品化ルートに適合させるため、平成15年10月1日からは、プラスチック系ごみをペットボトルとプラスチック製容器包装ごみに分けて回収することにより6分別収集とし、資源化率の向上を図りました。

さらに、市民のみなさんのリサイクルへの関心を高めるため、「プラスチック製容器包装ごみ」であったものを「プラスチック製容器包装類」に、「資源ごみ」を「資源になるもの」と、リサイクルされるものは、「ごみ」ではなく「資源」であることを明確化しようと、平成21年9月1日より名称を変更しました。

なお、粗大ごみは平成8年10月1日以降、有料で処理しています。

イ 生ごみ処理容器等の購入費補助

家庭から出る生ごみを、土の中のバクテリアの力などを利用して分解させることで、ごみの減量化を図る生ごみ処理容器等の利用を普及させるため、設置にかかる購入費を助成しています。

この補助は、昭和61年度から始めており、コンポスター、EM処理容器については、1世帯2基までで購入費用の半額（上限4,000円）補助、機械式生ごみ処理機については、1世帯1基までで購入費用の1/3補助（上限20,000円）を予算の範囲内で行っています。

なお、令和6年度には、29件分のコンポスター、EM処理容器、機械式生ごみ処理機などの補助を行いました。過去5年間の補助件数は（表9-3-1）のとおりです。

年度別生ごみ処理容器等補助件数 (表9-3-1)

年度	2	3	4	5	6	累計
補助件数	39	41	37	28	29	2,225

※ 累計は昭和61年度から令和6年度までの総計

ウ 有価物回収運動

ごみの再資源化と減量化を推進するため、小学校区（9校）毎に有価物回収（新聞、雑誌、ダンボール、布類、空きビン、金属類）を行っています。

市では、この運動の主体となっているPTAに対し、回収量に応じて奨励金を交付したり、研修会を開催するなど、市民のリサイクル活動を積極的に支援しています。

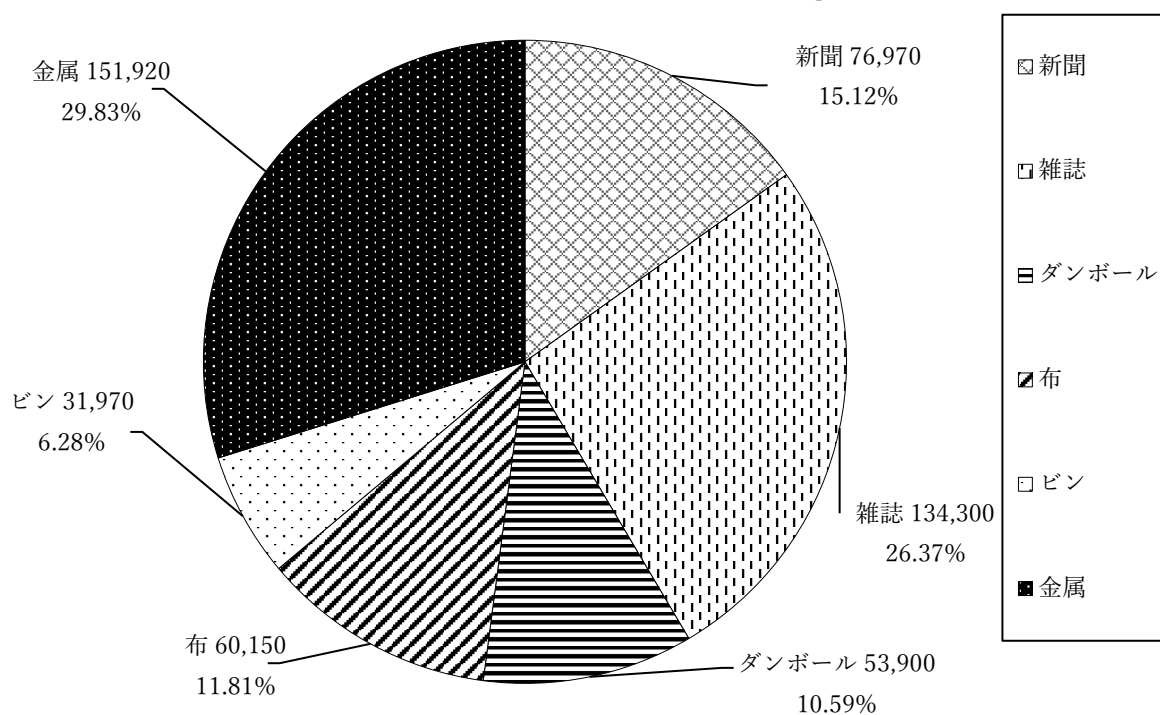
令和6年度は、約509トンの有価物を回収（表9-3-2・図9-3-1）しました。なお、過去5年間の有価物回収量の推移は、（表9-3-3・図9-3-2）のとおりです。

令和6年度有価物回収売払実績 (表9-3-2)

	回 収 実 績	
	回 収 量 (kg)	構 成 比 (%)
新 聞	76,970	15.12
雑 誌	134,300	26.37
ダ ン ボ ー ル	53,900	10.59
布	60,150	11.81
ビ ン	31,970	6.28
金 属	151,920	29.83
合 計	509,210	100.0

(図9-3-1)

令和4年度有価物回収状況（単位：kg）

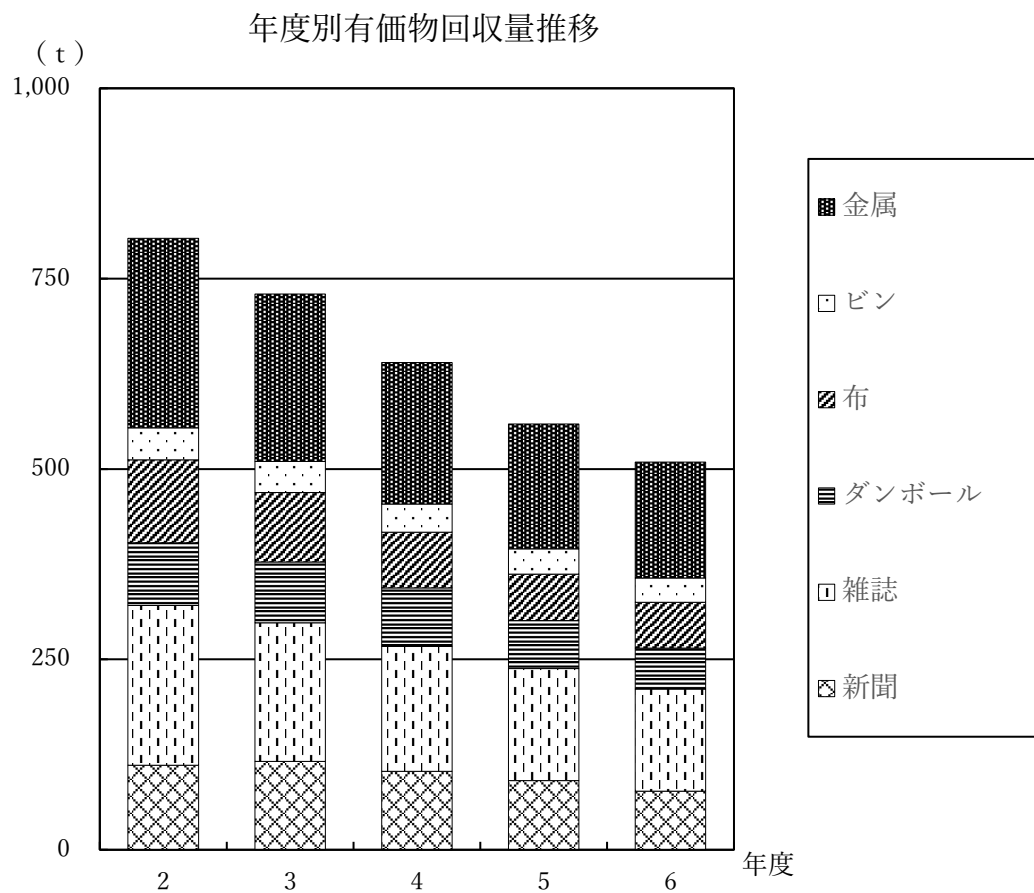


年度別有価物回収量の推移 (単位：t)

(表9-3-3)

年 度	2	3	4	5	6
新 聞	111	116	103	91	77
雑 誌	210	182	164	147	134
ダンボール	82	80	77	63	54
布	109	91	73	61	60
ビ ン	42	41	37	33	32
金 属	249	220	186	164	152
合 計	803	730	640	559	509

(図9-3-2)



エ ふれあい収集事業

自らごみを出すことが困難で、他の者から支援を得られない高齢者や障がい者などの方に対して、ごみ出し支援を行い、負担や不安などを軽減するとともに、安否確認も併せて行います。

対象：市内在住の1人暮らしで、次のいずれかの条件に該当する人、または同居人全員が次のいずれかの条件に該当する世帯。

- 65歳以上で要介護1～5の認定を受けている
- 身体障害者手帳1級もしくは2級を持っている
- 身体障害者手帳3級を持っていて視覚障がいまたは肢体不自由
- 療育手帳の障害程度がA以上である
- 精神障害者保健福祉手帳1級を持っている

ふれあい収集事業の利用件数 (表9-3-4)

年度	各年度利用決定件数					累計決定件数	累計終了件数	利用件数
	要介護	障がい者	両要件	その他	合計			
4	46	4	5	12	67	202	49	153
5	38	1	5	15	59	261	85	176
6	36	4	1	20	61	322	109	213

※各年度末時点

オ ごみ減量キャラクターの制定

ごみ減量に対するイメージアップを目的として、平成9年1月22日に、ごみ減量キャラクター「むだナシくん」を制定しました。

鎌ケ谷市ごみ減量キャラクター



(2) ごみの散乱防止対策

ごみゼロ運動

鎌ケ谷市環境美化対策推進協議会(鎌ケ谷市自治会連合協議会等19団体で構成)では、道路等に散乱している空き缶、空きビンなどの一斉清掃を行い、環境美化意識の浸透と清掃思想の普及に努めています。

ごみゼロ運動の年度別実績

(表9-3-5)

年 度	2	3	4	5	6
参加人員(人)	コロナ禍のため感染拡大防止を踏まえ中止	コロナ禍のため感染拡大防止を踏まえ中止	12,000	12,000	12,000
収 集 量(kg)	コロナ禍のため感染拡大防止を踏まえ中止	コロナ禍のため感染拡大防止を踏まえ中止	14,820	13,050	14,520

X し尿処理

1. し尿処理の現状

(1) 概 要

本市におけるし尿処理事業は、昭和37年4月から民間業者への収集許可という形で開始されました。

その後、昭和43年4月に民間業者へのし尿収集委託、昭和44年4月にはし尿処理手数料徴収開始、昭和45年4月には沼南・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合のし尿処理場が処理能力60kL/日で開設され、昭和46年度には処理能力140kL/日の施設となり、し尿処理の段階的な充実を図ってまいりました。昭和58年度には、窒素除去を含めた高度処理設備に改良を行いました。

平成10年度にアクアセンターあじさいとして建替え事業が完了し、高負荷脱窒素処理方式により処理能力138kL/日の施設として稼働しています。

し尿処理事業の将来は、市街化区域を中心とした公共下水道事業の推進と相まって、くみ取り方式及び浄化槽処理方式の世帯はゆるやかに減少していくものと考えられます。

なお、過去5年間のし尿処理状況の推移は、(表10-1-1)のとおりです。

し尿処理状況の推移

(単位：人、%) (表10-1-1)

年度 項目	2	3	4	5	6
行政人口	109,887 (100.0)	109,996 (100.0)	109,696 (100.0)	109,362 (100.0)	109,629 (100.0)
公共下水道人口	69,119 (62.9)	69,624 (63.3)	70,418 (64.2)	71,289 (65.2)	72,513 (66.2)
合併処理浄化槽人口	20,740 (18.9)	21,818 (19.8)	21,319 (19.4)	20,854 (19.1)	21,390 (19.5)
単独処理浄化槽人口	18,110 (16.5)	16,733 (15.2)	16,224 (14.8)	15,534 (14.2)	14,145 (12.9)
し尿処理人口	1,918	1,821	1,735	1,685	1,581
(構成比)	(1.7)	(1.7)	(1.6)	(1.5)	(1.4)
(対前年比)	(88.2)	(94.9)	(95.3)	(97.1)	(93.8)

(各年度9月30日現在住民基本台帳人口)

(2) し尿収集運搬作業

し尿収集運搬作業については、市内の民間業者（2業者）に委託しています。

作業状況の確認は、各収集世帯に毎年「し尿処理作業票」という伝票を配布し、これを作業員がし尿収集の都度回収し、翌々日市に提出するという方法を行っています。

なお、過去5年間におけるし尿収集運搬件数及びし尿収集量の推移は、(表10-1-2)、(図10-1-1)及び(図10-1-2)のとおりです。

し尿収集運搬件数・量の推移

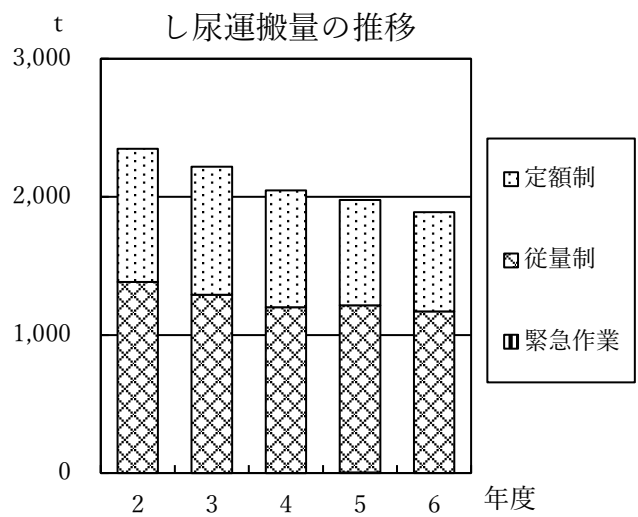
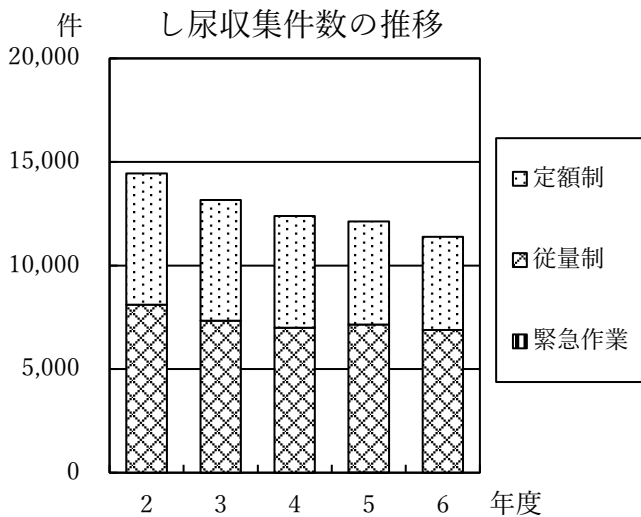
(単位：件、t) (表10-1-2)

項目		年度				
		2	3	4	5	6
定額制	収集運搬件数	6,331	5,826	5,397	4,974	4,497
	収集運搬量	964	926	846	764	718
従量制	収集運搬件数	8,114	7,332	6,992	7,137	6,883
	収集運搬量	1,384	1,291	1,200	1,209	1,170
緊急作業	収集運搬件数	0	3	2	12	0
	収集運搬量	0	1	1	5	0
合計	収集運搬件数	14,445	13,158	12,389	12,111	11,380
	収集運搬量	2,348	2,217	2,046	1,973	1,888

※合計は緊急作業分を除く。

(図10-1-1)

(図10-1-2)



(3) し尿処理手数料徴収

し尿処理手数料は、一般家庭では定額制、事業所など定額制によりがたい場合は従量制を採用しています。

手数料徴収業務は、民間業者に委託し、3ヶ月に1回、納入通知書による自主納付（銀行・コンビニエンスストア）あるいは、口座自動引き落としにより徴収を行っています。

なお、一月当たりのし尿処理手数料料金表は、(表10-1-3)のとおりです。

し尿処理手数料料金表（一月当たり）

(表10-1-3)

種類	取扱区分別手数料（税別）					
し尿	1 定額制					
	世帯 人員	1月のくみ 取り回数	手数料			備考
			基本料金	人頭制	合計	
	1人	1回	210円	160円	370円	1 世帯の人員は、 毎月初日をもって認 定する。 2 定められた1月 のくみ取り回数を超 える場合の手数料 は、超える回数1回 につき420円とす る。
	2人	1回	210	320	530	
	3人	1回	210	480	690	
	4人	2回	420	640	1,060	
	5人	2回	420	800	1,220	
	6人	2回	420	960	1,380	
	7人	2回	420	1,120	1,540	
	8人	3回	630	1,280	1,910	
	9人	3回	630	1,440	2,070	
	10人	3回	630	1,600	2,230	
	2 従量制					
区分			基本料金	単位	単価	
事業所、簡易水洗トイレ等定額制による ことが不相当と認められるもの			210円	10リットル	50円	
仮設トイレ等で臨時にくみ取るもの			210円	10リットル	75円	

※請求に際しては、本表より求めた額に消費税を加算した金額が手数料となります。

2. 浄化槽処理の現状

(1) 浄化槽の概要

本市では、浄化槽により生活排水を処理している人口が32.4%を占めています。そのうち、し尿のみを処理する単独処理浄化槽の割合は12.9%で、生活排水をすべて処理する合併処理浄化槽の割合は19.5%となっています。

(2) 合併処理浄化槽設置の補助制度

河川の水質汚濁の原因の8割は、一般家庭からの生活排水によるものと言われています。単独処理浄化槽やくみ取り便所をご利用のご家庭では、台所・風呂・洗面・洗濯機などの生活雑排水は、そのまま公共用水域に流れ出ます。

合併処理浄化槽は、し尿と生活雑排水を合併処理する浄化槽で、公共用水域に流される汚れの量（BOD）を約7分の1から約8分の1までに減らす環境に優しい浄化槽です。

公共下水道事業認可区域を除く地域（原則7年以上整備が見込まれない区域は補助対象地域に入ります。）で、個人が合併処理浄化槽を設置する場合の助成制度を平成4年度から行っております。なお、平成23年度からは、単独処理浄化槽又はくみ取り便所から高度処理型合併処理浄化槽へ転換する個人のみを設置費用及び転換費用の一部を補助しています。

なお、過去5年間の合併処理浄化槽設置に係る補助基数と補助額は（表10-2-1）のとおりです。

合併処理浄化槽設置費補助の推移

（表10-2-1）

年 度	2	3	4	5	6
補助基数(基)	12	10	6	4	9
補助額総計 (千円)	7,252	5,560	3,460	2,262	4,620

(3) 処理量の推移

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合で処理されるし尿及び浄化槽汚泥の量は、構成市の公共下水道の普及により、今後は年々減少していくものと予測されます。

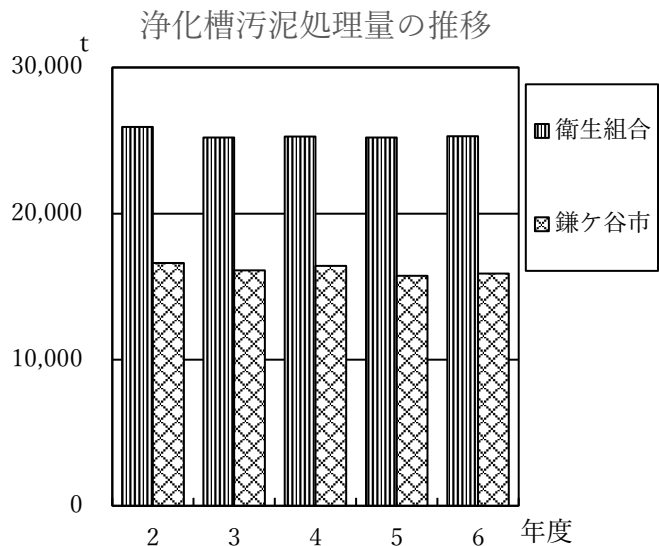
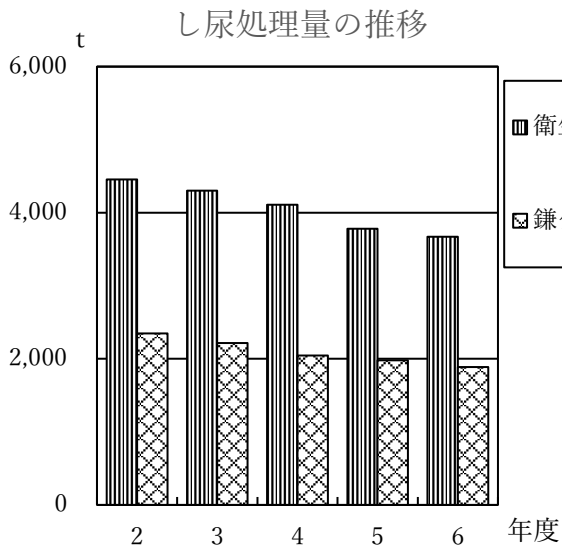
なお、過去5年間の処理量の推移は(表10-2-2)、(図10-2-1)及び(図10-2-2)のとおりです。

し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移 (単位：t、%) (表10-2-2)

年度		2	3	4	5	6
し尿	衛生組合全体	4,456	4,304	4,109	3,782	3,671
	鎌ヶ谷市	2,348	2,218	2,047	1,978	1,888
	鎌ヶ谷市の割合	52.7	51.5	49.8	52.3	51.4
浄化槽汚泥	衛生組合全体	25,923	25,213	25,171	25,202	25,296
	鎌ヶ谷市	16,616	16,113	16,409	15,743	15,898
	鎌ヶ谷市の割合	64.1	63.9	65.2	62.5	62.8
合計	衛生組合全体	30,379	29,517	29,281	28,984	28,967
	鎌ヶ谷市	18,964	18,331	18,456	17,721	17,786
	鎌ヶ谷市の割合	62.4	62.1	63.0	61.1	61.4

(図10-2-1)

(図10-2-2)



XI 環境衛生

1. 畜犬登録

(1) 登録及び狂犬病予防注射

狂犬病は、犬だけでなく人間も一度かかるとほぼ100%死に至る非常に恐ろしい病気です。このため、生後91日以上の飼い犬は狂犬病予防法に基づいて、登録(生涯1回)と狂犬病予防注射(年1回)を受けることが義務づけられています。

市では毎年4月に市内各所で集合注射を行っており、注射の接種・登録・注射済票等の交付の手続きがその場で出来ます。また、集合注射に来られなかった場合は、動物病院で狂犬病予防注射を受けた後に、市の窓口で交付の手続きを行っています。なお、過去5カ年の登録頭数の推移は、(表11-1-1)及び(図11-1-1)のとおりです。

犬の登録頭数の推移 (単位:頭) (表11-1-1)

項目 \ 年度	2	3	4	5	6
注射済票交付数	3,966	4,011	4,165	4,000	4,062
新規登録数	377	376	476	437	404
累計登録数	5,453	5,462	5,405	5,201	5,272

(2) 捕獲及び返還

犬の咬傷被害を防止するため、野良犬などは危害防止の観点から千葉県動物愛護センターにより捕獲し、返還しています。過去5カ年の捕獲・返還頭数の推移は、(表11-2-1)及び(図11-2-1)のとおりです。

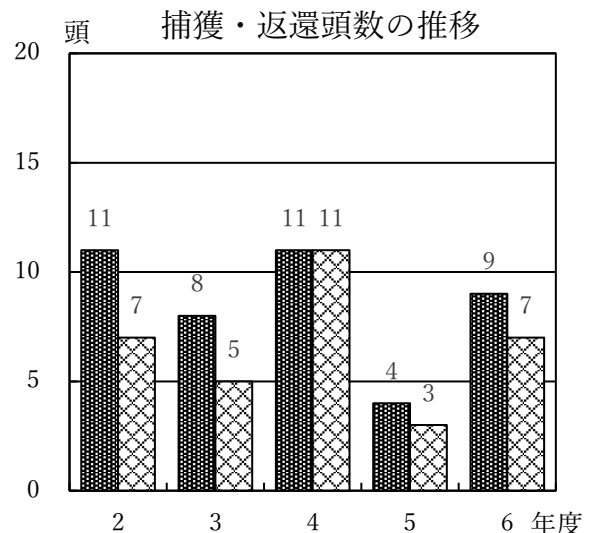
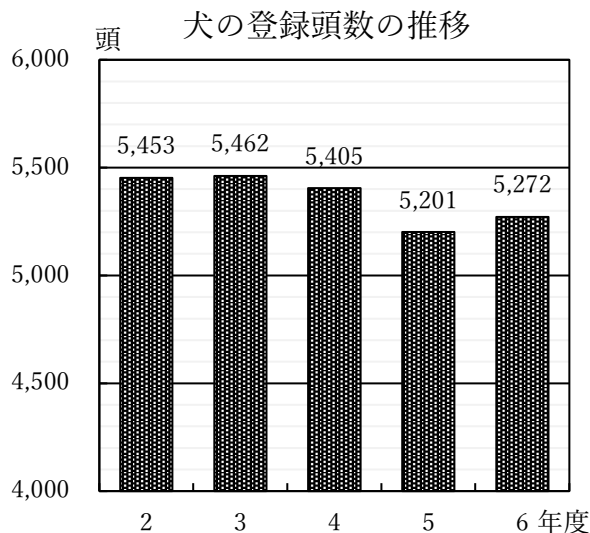
捕獲・返還頭数の推移 (単位:頭) (表11-2-1)

項目 \ 年度	2	3	4	5	6
捕獲頭数	11	8	11	4	9
返還頭数	7	5	11	3	7

※ 返還頭数は、捕獲された犬を飼い主が引き取りにきた頭数を指す。

(図11-1-1)

(図11-2-1)



XII 地球環境

1. 鎌ケ谷市地球温暖化対策実行計画

(1) 概要

本市は、令和5年3月に「鎌ケ谷市第3次環境基本計画」を策定し、これに包含する形で「鎌ケ谷市地球温暖化対策実行計画（区域施策）」を改定しました。この中で、「市域からの温室効果ガス排出量を2032（令和14）年度までに2013（平成25）年度年度比で50%削減する」、という目標を掲げています。

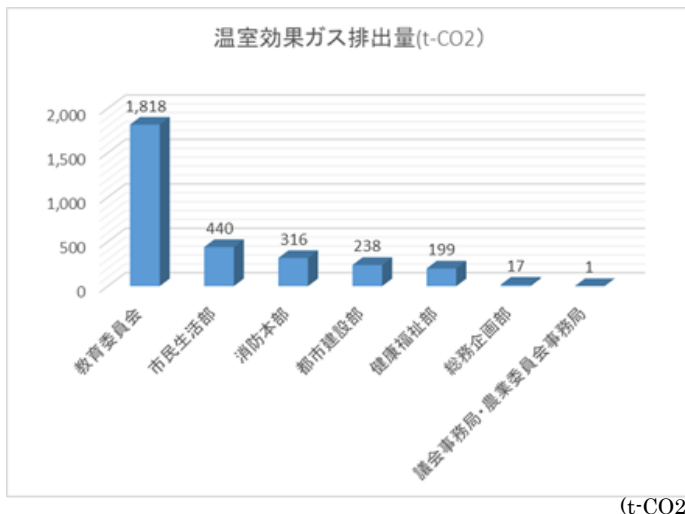
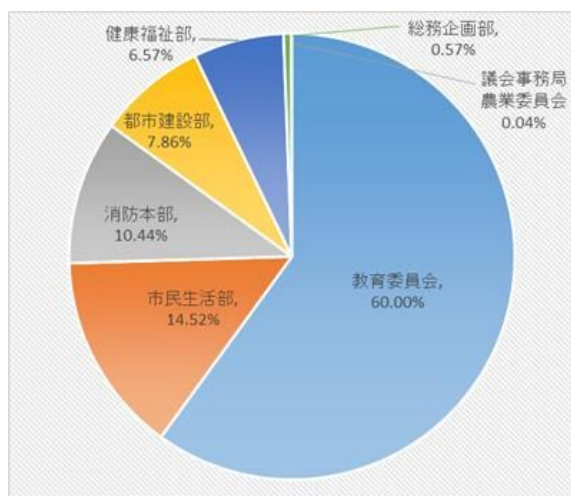
そして同年11月、「鎌ケ谷市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、将来の世代が安全・安心に暮らしていける環境を引き継いでいくため、市民・事業者・行政が一体となって温室効果ガス排出量削減に取り組み、2050年度までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする、脱炭素社会の実現を目指すことを表明しました。

こうした情勢の変化に伴い、令和6年3月に「鎌ケ谷市公共施設エコアクションプラン～鎌ケ谷市地球温暖化対策実行計画（事務事業）～」を改訂し、「本市の事務事業により排出される温室効果ガスを2032（令和14）年度までに2016（平成28）年度比で50%以上削減する」、という目標を新たに設定いたしました。本計画に基づいた行政による率した取り組みにより、市域全体の脱炭素化への機運を高めてまいります。

(2) 令和6年度実績

基準年度（平成28年度）比で約46%の温室効果ガス削減を達成しました。

本市の令和6年度における温室効果ガス排出量は**3,030t-CO₂**（令和6年度実績：**4,741t-CO₂**）でした



(3) 今後の対応

再生可能エネルギー由来電力の導入をはじめとした全庁的な脱炭素への取り組みによって、計画の目標である「本市の事務事業により排出される温室効果ガスの排出量を2032（令和14）年度までに基準年度とする2016（平成28）年度比で50%以上削減」に対して、前年度の約15%から、本年度は約46%と大幅な削減をすることができました。

2032（令和14）年度に向けた脱炭素化を着実に進めております。

大きな要因としては、年度途中（令和5年12月）からの導入である再生可能エネルギー由来電力の購入を、本年度は年間を通じて実施したことです。次年度以降も更なる温室効果ガス排出量削減のため、カーボンニュートラルガスを導入するなど、国が掲げる「2050年カーボンニュートラル」に向け、更なる取り組みを推進してまいります。

XIII 放射性物質対策

1. 福島第一原子力発電所の事故の発生を受けて

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染に対し、同年5月末より市内の小・中学校の校庭、保育園の園庭、公園などの空間放射線量の測定を始め、7月6日に市独自の除染等の対策を示し、9月9日には市独自の除染目標を毎時0.26 μ Sv/h未満と定め、10月25日には0.23 μ Sv/h未満に改めるなどして除染を実施してきました。

9月には放射線対策室を設置し、10月には民地測定や除染相談を始めました。

平成24年4月に「鎌ヶ谷市除染実施計画 - 第1版 -」、平成25年9月に「鎌ヶ谷市除染実施計画 - 第2版 -」を策定し、子どもが通う学校や公園などの空間放射線量の低減を進めました。計画期間は平成27年3月末で終了し、放射線対策室を平成29年3月に廃止しましたが、引き続き空間放射線量のモニタリングを継続しています。

2. 空間放射線量について

(1) 定点測定

平成23年6月から、小・中学校、保育園、公園など55箇所で開催を行い、その後は各公共施設の測定を定期的に行っています。測定地点は各施設の代表地点で行い、除染作業の実施、自然減衰やウェザリング効果等により時間とともに徐々に値が低くなっています。下表(表13-2-1)は測定地点のうち小・中学校の測定結果です。

(表13-2-1)

施設名	H23年6月		H24年6月		R3年5月		R4年5月	
	1m	50cm	1m	50cm	1m	50cm	1m	50cm
鎌ヶ谷小学校	0.17	0.18	0.12	0.13	0.08	0.09	0.09	0.09
東部小学校	0.18	0.18	0.12	0.12	0.06	0.06	0.06	0.06
南部小学校	0.18	0.20	0.14	0.14	0.06	0.07	0.06	0.07
北部小学校	0.22	0.22	0.12	0.13	0.06	0.06	0.06	0.06
西部小学校	0.20	0.21	0.11	0.12	0.06	0.06	0.06	0.06
中部小学校	0.18	0.19	0.10	0.11	0.06	0.06	0.06	0.06
初富小学校	0.16	0.16	0.13	0.15	0.06	0.06	0.06	0.06
道野辺小学校	0.14	0.14	0.10	0.10	0.06	0.06	0.06	0.06
五本松小学校	0.15	0.16	0.10	0.11	0.05	0.05	0.05	0.05
鎌ヶ谷中学校	0.18	0.19	0.11	0.11	0.05	0.05	0.05	0.05
第二中学校	0.15	0.16	0.07	0.08	0.06	0.07	0.07	0.06
第三中学校	0.21	0.20	0.13	0.14	0.06	0.07	0.06	0.06
第四中学校	0.17	0.17	0.11	0.12	0.05	0.06	0.05	0.06
第五中学校	0.19	0.19	0.11	0.12	0.06	0.05	0.05	0.05
平均	0.18	0.18	0.11	0.12	0.06	0.06	0.06	0.06

(単位：マイクロシーベルト/時)

(2) 通学路測定

平成23年8月25日から9月26日にかけて、市内通学路全長51.7kmの空間放射線量測定を1mの高さで行い、空間放射線量の把握に努めました。

測定方法は、指定通学路の100～200メートルごとに児童・生徒が実際に通学している歩道で測定し、測定結果は、0.08～0.21 μ Sv/hでした。

また、平成25年5月14日から6月24日にかけて、再度測定した結果は、0.05～0.13 μ Sv/hでした。

3. 鎌ヶ谷市除染実施計画

平成23年12月28日に「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年法律第110号。以下「特別措置法」という。)第32条に基づく「汚染状況重点調査地域」に鎌ヶ谷市が指定されたことから、平成24年4月に同法第36条の規定による「鎌ヶ谷市除染実施計画 - 第1版 -」を策定し、本計画に基づき除染を進めています。また、平成25年9月に「鎌ヶ谷市除染実施計画 - 第2版 -」を策定しています。

(1) 基本理念

①市民が安全で安心に暮らせるように、速やかに除染を進めます。

②効率的・効果的に除染を進めます。

(2) 目標

①追加被ばく線量が年間で1ミリシーベルト以下となる環境にします。

②計画の全体期間は、平成23年5月から平成27年3月末とします。なお、目標の達成に向け、できる限り早急な除染を実施します。

③短期的には、子どもの生活環境となる施設の空間放射線量率を平成25年3月末を目途に、0.23 μ Sv/h未満にします。

④中期的には、特別措置法の施行後3年を経過した後の平成27年3月までに、市内全域の主な生活環境における平均的な空間放射線量率を0.23 μ Sv/h未満にします。

⑤子どもの生活環境となる施設の空間放射線量を継続的に監視し、0.23 μ Sv/h以上となった場合は、原則として本市独自で繰り返し除染を行います。

(3) 除染実施区域

平均空間放射線量率が0.23 μ Sv/h以上の子どもの生活環境となる施設については、特別措置法に基づく除染実施区域として除染を実施します。

(除染実施区域)

①西佐津間公園 ②市制記念公園 ③鎌ヶ谷市営野球場 ④陸上競技場

⑤佐津間多目的グラウンド ⑥新鎌ふれあい公園 ⑦くぬぎ山公園

⑧貝柄山公園 ⑨A幼稚園 ⑩B幼稚園 ⑪C幼稚園 ⑫藤台中央公園

⑬鎌ヶ谷小学校 ⑭東部小学校 ⑮南部小学校 ⑯北部小学校

⑰西部小学校 ⑱中部小学校 ⑲鎌ヶ谷中学校 ⑳第三中学校

㉑第四中学校 ㉒第五中学校 ㉓栗野保育園 ㉔軽井沢児童遊園

㉕小池橋児童遊園 ㉖こども発達センター (マザーズホーム)

(4) 土壌等の除染等の措置の着手時期及び完了時期

土壌等の除染等の措置の着手時期及び完了予定時期は(表13-3-1)のとおりです。なお、各施設、平成27年3月末日までに、各敷地内すべての平均空間放射線量率を0.23 μ Sv/h未満にします。

(表 1 3 - 3 - 1)

No.	除染対象区分	着手時期	完了予定時期
1	保育園 幼稚園 (私立)	平成 2 3 年 6 月	平成 2 4 年 6 月末日
2	小学校 中学校 児童福祉施設 公園 児童遊園	平成 2 3 年 6 月	平成 2 5 年 3 月末日
3	スポーツ施設	平成 2 4 年 2 月	平成 2 5 年 3 月末日
4	その他の施設	平成 2 3 年 6 月	平成 2 7 年 3 月末日

(5) 除染状況

本市における除染作業は平成 2 3 年 7 月以降、子どもの生活環境となる施設である小・中学校や公園など、除染実施区域や比較的線量の高い施設について、職員及び市民との協働作業で除染を行いました。

なお、鎌ヶ谷市除染実施計画策定前には、大半の公共施設で概ね除染が完了しています。

4. 市の取り組み

(1) 測定器の市民貸出

空間放射線量率測定器の市民貸出を平成 2 4 年 3 月 1 9 日から実施

(2) 職員による敷地 (民有地) の測定と除染相談

平成 2 3 年 1 0 月より、職員が敷地内の測定を希望する方のお宅に伺い、空間放射線量率の測定を行いながら、除染方法などの相談を実施

(3) 食品や飲料水の放射性物質の測定

- ・市内の農林産物の放射性物質検査 (平成 2 3 年 4 月から実施)
- ・学校等の給食食材の放射性物質検査 (平成 2 3 年 1 1 月から実施)
- ・市民の持ち込みによる食品等の放射性物質検査 (平成 2 4 年 3 月から実施)

資 料 編

環 境 年 表

年 月		国の動向	年 月		県の動向	年 月		鎌ヶ谷市の動向	
昭和	25	8	「狂犬病予防法」制定	昭和		昭和			
	29	4	「清掃法」制定 (29.7.1 施行)						
	31	6	「工業用水法」制定 (31.6.11 施行)						
				32	11	「騒音防止条例」制定 (33.1.1 施行)			
33	4	「下水道法」制定 (34.4.23 施行)				33	8	町制を施行する 世帯数 2,252 世帯 人口 11,498 人	
	12	「公共用水域の水質保全に関する法律」(水質保本法)及び「工場排水等の規制に関する法律」制定 (34.4.1 施行)							
37	5	「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」(ビル用水法)制定 (37.8.31 施行)				37	4	し尿処理事業開始 (民間業者に対する収集の許可)	
	6	「ばい煙の排出等の規制に関する法律」(ばい煙規制法)制定 (37.12.1 施行)							
				38	4	「千葉県公害防止条例」制定 (38.10.1 施行)	38	12	「鎌ヶ谷市葬祭具設置条例」制定 (39.4.1 施行)
							39	4	鎌ヶ谷市塵芥焼却処理場が稼働開始
				41	5	「千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱」(硫黄酸化物の部)制定			
42	8	「公害対策基本法」制定(42.8.3 施行)				42	2	「沼南・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合」発足	
43	6	「大気汚染防止法」制定(「ばい煙規制法」廃止) (43.12.1 施行)	43	10	「千葉県犬取締条例」制定	43	4	「鎌ヶ谷市公害対策委員会」発足	
	〃	「騒音規制法」制定 (43.12.1 施行)					〃	し尿収集を民間業者に委託	
				44	4	騒音規制法に基づき規制地域、規制基準を県告示 (千葉市等 7 市)	44	4	し尿処理手数料徴収開始
45	12	第 64 回国会 (公害国会) で、「水質汚濁防止法」等公害関係 14 法が成立、公布	45	4	犬の注射済票交付事務を市町村へ委託 (集合注射のみ)				
				6	わが国最初の光化学スモッグが木更津で発生				
				9	「千葉県公害防止条例施行規則」制定 (45.9.28 施行)				

年 月		国の動向	年 月		県の動向	年 月		鎌ケ谷市の動向
46	6 7	「悪臭防止法」制定 (47.5.31 施行) 「環境庁」発足	46	6 8 12	「千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱」(オキシダントの部) 制定 「印旛沼水質保全協議会」発足 「大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例」及び「水質汚濁防止法に基づき排出基準を定める条例」制定	46	8 9	「印旛沼水質保全協議会」に加入 市制を施行する (46.9.1 施行) 世帯数 12,176 世帯 人口 44,760 人
			47	5 6 7	公害防止条例に基づく地下水採取規制地域を指定 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」制定 (47.6.20 施行) 「光化学スモッグ急性健康障害暫定対策事業」開始	47	10	「鎌ケ谷市公害防止条例」制定 (48.3.15 施行)
48	5	「大気の汚染に係る環境基準」告示	48	7	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定を県告示 (江戸川流入河川等)	48	1 3 4 " 7 10	「鎌ケ谷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」制定(48.4.1 施行) 「鎌ケ谷市公害防止条例施行規則」制定 保険衛生課を「保険年金課」「衛生課」に組織改正 鎌ケ谷市ごみ焼却場が稼働開始 水質汚濁に係る環境基準の水質類型の指定を受ける (真間川、海老川、該当類型E、達成期間ハ) 「鎌ケ谷市環境保全条例」制定 (48.10.1 施行)
49	8	ビル用水法に基づく指定地域 (千葉県の区域のうち千葉市の一部、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、市原市の一部、鎌ケ谷市及び東葛飾郡浦安町の区域) を拡大	49	7 " 8 " "	「酸性の雨による急性健康被害暫定対策事業」開始 公害防止条例に基づく地下水採取規制地域を拡大 騒音規制法に基づき規制地域、規制基準を県告示 (旧告示は廃止) 騒音に係る環境基準の地域類型の指定を県告示	49	8 " "	ビル用水法に基づく規制地域の指定を受ける 騒音規制法に基づく規制地域の指定を受ける (用途地域)
			50	1 2 9	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定を県告示 (手賀沼及び印旛沼流入河川等) 「手賀沼水質浄化対策協議会」発足 「環境モニター制度」発足	50	1 2 5	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定を受ける (大津川、該当類型C、達成期間ハ) 「手賀沼水質浄化対策協議会」に加入 鎌ケ谷市塵芥焼却処理場を「鎌ケ谷市ごみ焼却場」に組織改正
51	6	「振動規制法」制定 (51.12.1 施行)				51	4	衛生課を「環境衛生課」(衛生係、公害係) に組織改正

年 月		国の動向	年 月		県の動向	年 月		鎌ヶ谷市の動向
			52	11	振動規制法に基づき規制地域、規制基準を県告示（53.1.1 施行）	52	4	「四市複合事務組合」発足 「鎌ヶ谷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則」制定 有価物回収（中部小学校区）開始 11 振動規制法に基づく規制地域の指定を受ける（用途地域）
						54	4	「鎌ヶ谷市一般廃棄物最終処分場」共用開始
			55	4	犬の登録事務を市町村長に事務委任	55	4	犬の登録事務を事務委任される 馬込斎場(四市複合事務組合)業務開始
						56	4	鎌ヶ谷市ごみ選別センター稼働開始
			57	2	「千葉県空き缶等対策推進要綱」制定（57.2.13 施行）	57	3	「鎌ヶ谷市土砂等による土地の埋立、盛土及びびたい積の規制に関する条例」制定(57.6.1 施行)
				3	「千葉県家庭雑排水処理指導要綱」制定（57.4.1 施行）			「手賀沼浄化事業連絡会議」に参加
				〃	「手賀沼浄化事業連絡会議」発足		4	「鎌ヶ谷市公害対策審議会」発足 〃 有価物回収を市内全域で実施（9小学校区）
58	5	「浄化槽法」制定（60.10.1 制定）				58	5	鎌ヶ谷市家庭雑排水共同処理施設稼働開始 8 「五中環境保全委員会」発足
59	7	「湖沼水質保全特別措置法」制定（60.3.21 施行）	59	11	「財団法人印旛沼環境基金」設立	59	3	鎌ヶ谷市大気測定局(第五中学校、初富小学校) 設置
	8	「トリクロロエチレン等の排出に係る暫定指導指針」設定					11	「財団法人印旛沼環境基金」設立の為に投資
60	12	「湖沼水質保全特別措置法」に基づく指定湖沼等の指定（印旛沼、手賀沼、霞ヶ浦等）	60	10	「浄化槽法施行細則」制定（60.10.1 施行）	60	4	「環境衛生課」公害係を環境保全係に組織改正 12 湖沼水質保全特別措置法に基づく指定地域の指定を受ける
						61	4	鎌ヶ谷市クリーンセンター稼働開始 〃 ゴミ焼却場を「クリーンセンター」（単独課）に組織改正 7 五分別収集の開始 10 「白井町地区環境委員会」発足
			62	4	「千葉県家庭用小型合併処理浄化槽設置促進事業補助金交付要綱」制定(62.4.1 施行)			
						63	11	鎌ヶ谷市地下水汚染概況調査実施（市内全域） 12 鎌ヶ谷市地下水汚染追跡調査実施（くぬぎ山地区、南鎌ヶ谷地区）

年 月		国の動向	年 月		県の動向	年 月		鎌ケ谷市の動向
平成 元	3	「水質汚濁防止法施行令」一部改正（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを有害物質に追加）	平成 元	1	「千葉県地下水汚染防止対策指導要綱」制定（元.1.10 施行）	平成 元	4	し尿処理手数料の改正
	6	「大気汚染防止法」一部改正（元.12.27 施行）（アスベストを特定粉じんとして規制）		7			市内事業場に対するトリクロロエチレン等の使用状況調査（第1回）実施（元.7.14～8.16）	
	9	「悪臭防止法施行令」一部改正（2.4.1 施行）（ノルマル酪酸、プロピオン酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸の4物質を悪臭物質に追加）		12			鎌ケ谷市地下水汚染状況調査実施（くぬぎ山地区、南鎌ケ谷地区）	
2	6	「水質汚濁防止法」一部改正（2.9.22 施行）（生活排水対策の法制化）	2	2	「千葉県浄化槽取扱指導要綱」一部改正（2.6.1 施行）	2	2	飲用水必須項目検査（船橋保健所）に係る検査申込書、指定容器の貸し出し等の窓口業務開始（2.2.1 実施）
	7					7	7	し尿処理手数料徴収業務を専門業者へ委託する
3	1	東京湾における第3次「化学的酸素要求量に係る総量削減基本方針」策定	3	11	「航空機騒音に係る環境基準」の地域類型指定の一部改正を県告示	3	4	鎌ケ谷市廃棄物減容・資源化施設（リサイクルセンター）稼働開始
	4	「再生資源の利用の促進に関する法律（リサイクル法）」制定		"	悪臭防止法に基づく規制地域を県告示		6	環境衛生課（衛生係、環境保全係、処理係）に組織改正
	8	「土壌の汚染に係る環境基準」告示（3.8.23 施行）		"			11	「航空機騒音に係る環境基準」の地域類型の指定を受ける
	10	「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令」一部改正（4.4.1 施行）		"			"	「悪臭防止法に基づく悪臭物質の排出の規制地域」の指定を受ける（用途地域）
	"	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正（4.7.4 施行）		"				
	11	「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」の制定（3.11.25 施行）		"				
	12	「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令」一部改正（4.1.6 施行）		"				
4	6	「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（自動車NOx削減法）制定（4.12.1 施行）	4	2	「ふるさと千葉のゴミ問題を考える懇談会」（トーク・ザ・クリーンちば）の提言	4	4	「水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域」の指定を受ける（下水道処理区域を除く）
	"	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」制定（5.4.1 施行）		"	「千葉県自動車交通公害防止計画」策定			
	"	環境と開発に関する国連会議（於リオデジャネイロ）開催		3	「千葉県環境学習基本方針」策定			
	"			"	「千葉県定置型内燃機関窒素酸化物対策指導要綱」制定			
	"			4	「水質汚濁防止法」に基づく生活排水対策重点地域に市川市、船橋市、流山市、我孫子市、鎌ケ谷市及び沼南町を指定			
	"			"	「千葉県化学物質環境保全対策指導指針」の施行			

年 月		国の動向	年 月		県の動向	年 月		鎌ケ谷市の動向
			4	6	「千葉県環境会議」の設置			
				8	「千葉県環境調整検討委員会」の設置			
				12	「地球環境フェスティバルちば92」の開催			
5	1	「自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関する基本方針」策定	5	2	「千葉県環境憲章」の制定	5	12	「鎌ケ谷市環境保全基本条例」制定（6.4.1 施行）
	3	「水質汚濁に係る環境基準」一部改正（健康項目 15 項目の追加等）（5.3.8 施行）		3	「千葉地域公害防止計画」（4～8年度）策定		〃	「鎌ケ谷市あき地の雑草等除去に関する条例」制定（6.4.1 施行）
	5	生物の多様性に関する条約の締結		〃	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定等を県告示（高滝ダム貯水池等）			
	6	「悪臭防止法施行令」の一部改正（6.4.1 施行）		〃	「水質汚濁防止法」に基づく生活排水対策重点地域に成田市、佐倉市、八千代市、四街道市、八街市、富里町及び白井町を指定			
	8	「水質汚濁に係る環境基準」（環境庁告示）及び「水質汚濁防止法施行令」の一部改正（海域の窒素及びリンに係る環境基準及び排水基準（5.10.1 施行）の設定）		〃	「ふるさと千葉のゴミ減量推進協議会」の設置			
	11	「環境基本法」制定（5.11.19 施行）		〃	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」一部改正（5.3.23 施行）			
	12	「アジェンダ 21 行動計画」策定		4	「(財)千葉県公害防止協会」が「(財)千葉県環境財団」に名称変更（5.4.1）			
	〃	「水質汚濁防止法施行令」等の一部改正（ジクロロエタン等 13 物質の排水基準設定）（6.2.1 施行）		〃	「千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」一部改正（5.5.1 施行）			
	〃	「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」が我が国に発効		6	「アジア・太平洋環境会議」の開催（環境庁と共催）			
				7	「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」（上乗せ条例）一部改正（5.12.1 施行）			
				8	「湖沼水質保全特別措置法に基づく汚濁負荷量に係る規制基準」（窒素含有量及びリン含有量）制定（5.12.1 施行）			
				11	「湖沼水質保全特別措置法に基づく汚濁負荷量に係る規制基準」（COD 含有量）の一部改正（トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設及び蒸留施設を追加）（5.12.1 施行）			
				〃	「千葉県地球環境保全行動計画」策定			
				〃	自動車NOx削減法に基づき「千葉県自動車排出窒素酸化物総量削減計画」策定			

年 月		国の動向	年 月		県の動向	年 月		鎌ケ谷市の動向
			6	1	「計量法」施行に伴い騒音規制法の規制基準の一部改正告示（ホン→デンベル）	6	3	鎌ケ谷市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」制定（6.4.1 施行）
				3	悪臭防止法に基づく規制基準告示（追加10物質）（6.7.1 施行）		〃	「鎌ケ谷市生活排水対策推進計画」策定
				〃	「ふるさと千葉のゴミ減量推進協議会」の提言		4	環境衛生課、市民生活課及びクリーンセンターを「環境生活課」（環境保全係、「クリーン課」（計画係、衛生係、指導係、クリーンセンター）に組織改正
				4	「千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」一部改正（6.5.1 施行）		7	「鎌ケ谷市環境審議会条例」制定（6.8.1 施行）
				〃	「千葉県廃棄物情報技術センター」発足			
				6	かずさDNA研究所と「かずさ環境協定」を締結			
				7	「(社)千葉県公害防止管理者協議会」が「(社)千葉県環境保全協議会」に名称変更（6.7.1）			
			7	3	千葉県環境保全条例」制定（7.4.1 施行）			
				4	犬の登録事務を市町村に事務委任（全面）			
						8	3	「鎌ケ谷市公害防止条例施行規則」一部改正（8.4.1 施行）
9	3	「地下水の水質の汚濁に係る環境基準」告示	9	3	「千葉県環境保全率先行動計画～ちば新時代エコ・オフィスプラン～」策定	9	12	「鎌ケ谷市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」制定（10.4.1 施行）
	6	「環境影響評価法」制定						
	8	「ダイオキシン対策に関する5カ年計画」公表						
	12	気候変動枠組条約第3回締約国会議（地球温暖化防止京都会議、COP3）開催						
10	9	「騒音に係る環境基準」改正（11.4.1 改正）	10	1	「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」施行	10	3	「鎌ケ谷市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則」制定（10.4.1 施行）
	10	「地球温暖化対策の推進に関する法律」制定（11.4.8 施行）						
11	7	「ダイオキシン類対策特別措置法」制定（12.1.15 施行）	11	3	「騒音規制法」、「振動規制法」及び「悪臭防止法」に基づく規制地域の拡大等を告示（11.4.1 施行）	11	3	「アクアセンターあじさい」稼働開始
				〃	「騒音に係る環境基準」の地域類型の指示を告示（11.4.1 施行）			
12	6	「循環型社会形成推進基本法」制定（12.6.2 施行）	12	3	「ちば21 ごみゼロプラン」策定	12	4	環境生活課及びクリーン課を「環境保全課」（衛生管理係、環境保全係、リサイクル推進係）に組織改正
				12	「千葉県地球温暖化防止計画」策定		〃	「クリーンセンターしらさぎ」本格稼働開始

年 月		国の動向	年 月		県の動向	年 月		鎌ケ谷市の動向
13	4	「PRTR制度」施行	13	5	「千葉県レッドデータブック 普及版」公表	13	5	「さわやかプラザ軽井沢」開館
	6	「家電リサイクル法」本格施行 「自動車NOX・PM法」制定 (自動車NOX法の改正法)						
14	5	「土壌汚染対策法」制定(15.2.15 施行)	14	2	「ちば環境再生計画」策定	14	3	「鎌ケ谷市生活排水処理基本計 画」策定
	7	「自動車リサイクル法」制定		3	「千葉県廃棄物の処理の適正化等 に関する条例」制定			
	12	「自然再生推進法」制定(15.1.1 施行)		〃	「千葉県ディーゼル自動車から排 出される粒子状物質の抑制に関す る条例」制定			
				〃	「千葉県資源循環型社会づくり計 画」策定			
			15	3	「千葉県土砂等の埋立て等による 土壌の汚染及び災害の発生の防止 に関する条例」改正	15	3	「鎌ケ谷市環境基本計画」策定
16	3	「ヒートアイランド対策大綱」 決定	16	4	各支庁の廃止に伴い、各県民セン ター(地域環境保全課)設置	16	4	環境保全課に「廃棄物・衛生対策 室」を設置
	10	第1回グリーン購入世界会議 in 仙台開催						
17	4	「京都議定書目標達成計画」策定	17	11	千葉県ホームページ「アスベスト 専用ページ」の開設	17	3	沼南・白井・鎌ケ谷環境衛生組合 が「柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組 合」に組織改正(沼南町、柏市と 合併)
						4	4	環境保全課を「環境課(環境計 画係、環境保全係)、「クリーン推 進課(計画管理係、業務係)に 組織改正、廃棄物・衛生対策室解 散
						9	9	「鎌ケ谷市ごみの散乱のない快適 なまちづくりに関する条例」制定 (18.4.1施行)
18	2	「石綿による健康被害の救済に関 する法律」制定	18	6	「千葉県地球温暖化防止計画」改 定～ちばCO2CO2(こつこつ) ダイエット計画～	18	4	「鎌ケ谷市地球温暖化対策実行計 画」策定
	7	一般廃棄物、下水汚泥又はそれら の焼却灰を溶融固化したコンクリ ート用溶融スラグ骨材 (JISA5031) JIS規格化 (18.7.20公示)		12	三番瀬再生計画(基本計画)策定			
	〃	一般廃棄物、下水汚泥又はそれら の焼却灰を溶融固化した道路用溶 融スラグ(JISA5032) JIS規格 化(18.7.20公示)						
20	3	「京都議定書目標達成計画」全部 改定	20	3	「千葉県環境基本計画」策定	20	3	「鎌ケ谷市環境基本条例」制定 (20.3.24施行)
	6	「生物多様性基本法」制定 (20.6.6施行)		〃	「生物多様性ちば県戦略」策定		4	市民部を「市民生活部」に組織改 正
	〃	「地球温暖化対策の推進に関する 法律」の一部改正(21.4.1施行)						
	7	G8北海道洞爺湖サミット開催						

年 月		国の動向	年 月		県の動向	年 月		鎌ヶ谷市の動向
22	3	「生物多様性国家戦略 2010」策定	22	1	「印旛沼流域水循環健全化計画」の策定	22	3	「鎌ヶ谷市地球温暖化対策実行計画（区域施策）」策定
				2	県内企業48社と「環境の保全に関する協定」「環境の保全に関する細目協定」を締結（22.4.1 施行）（公害防止協定及び同細目協定を改定）			
				3	「千葉県中小企業環境保全施設整備資金融資等規則」の廃止（千葉県中小企業振興資金に統合し環境保全資金を創設）			
						23	3	「鎌ヶ谷市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画」「鎌ヶ谷市生活排水対策推進計画」改訂版 策定
23	3	東北地方太平洋沖地震（23.3.11）						
23	8	「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」制定（24.1.1 施行）				23	9	市民生活部に「放射線対策室」を設置
24	9	「生物多様性国家戦略 2012－2020」策定	24	3	「千葉県浄化槽取扱指導要綱」全面改正（24.4.1 施行）	24	4	「鎌ヶ谷市除染実施計画・第1版」策定
				12	「千葉県小規模水道条例」の一部改正（25.4.1 施行）			
25	6	放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律（環境関係法令における放射性物質に関する適用除外規定の削除等）	25	3	「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」の一部改正（上乗せ対象の特定施設を追加）（25.4.1 施行）	25	1	「鎌ヶ谷市小規模水道条例」制定（25.4.1 施行）
	〃	「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」制定（27.4.1 施行）					3	「鎌ヶ谷市小規模水道条例施行規則」制定（25.4.1 施行）
							〃	「鎌ヶ谷市第二次環境基本計画」策定
			26	12	「千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例」制定		9	「鎌ヶ谷市除染実施計画・第2版」策定
27	6	「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」制定（29.8.16 施行）	27	3	「千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」の一部改正（ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更に伴う改正）	27	4	市民生活部放射線対策室を環境課内室に変更
				〃	「千葉県環境基本計画（改訂版）」策定			
			28	9	「千葉県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）～CO2CO2（コッポ）スマートプラン～」策定			
29	6	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正				29	4	放射線対策室を廃止し、所管事務を環境保全係に移管

年 月		国の動向	年 月		県の動向	年 月		鎌ヶ谷市の動向
30	4	「土壌汚染対策法」及び「大気汚染防止法」の一部改正	30	3	「千葉県災害廃棄物処理計画」策定 「千葉県の気候変動影響と適応の取組方針」の策定	30	3	「鎌ヶ谷市公共施設エコアクションプラン 鎌ヶ谷市地球温暖化対策実行計画（事務事業）」策定
	6	「気候変動適応法」の制定（30.12.1 施行）		〃				
			31	3	「千葉県環境基本計画（第三次）」の策定			
令和元	6	「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」の一部改正	令和			令和		
	10	「食品ロスの削減の推進に関する法律」施行						
2	10	「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」を表明				2	1	「鎌ヶ谷市ふれあい収集事業実施要綱」制定(2.10.1 施行)
3	3	「地球温暖化対策の推進に関する法律」の一部改正（4.4.1 施行）	3	2	2050年二酸化炭素排出ゼロ宣言 千葉県地球温暖化対策実行計画事務事業編（第4次）～千葉県エコオフィスプランへの策定			
	6	「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」制定（4.4.1 施行）		4				
6	5	「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」の一部改正（7.4.1 施行）	5	3	千葉県地球温暖化対策実行計画事務事業編（第4次）～千葉県エコオフィスプランへの一部改定	5	3	「鎌ヶ谷市第3次環境基本計画」策定
							10	狂犬病予防法の特例制度に参加（犬の登録）
							11	鎌ヶ谷市ゼロカーボンシティ宣言
						6	3	「鎌ヶ谷市公共施設エコアクションプラン 鎌ヶ谷市地球温暖化対策実行計画（事務事業）」の一部改訂
7	7	「地球温暖化対策の推進に関する法律」の一部改正（8.1.1 施行）				7	12	「太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン」策定

環境関係用語

<環境一般>

公害

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる①大気の汚染②水質の汚濁③土壌の汚染④騒音⑤振動⑥地盤の沈下⑦悪臭によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること。これら7つの公害を「典型7公害」といい、建築物による日照権の阻害、電波障害、食品公害など社会的な公害事象と区別されている。

環境基準

大気汚染、水質汚濁、騒音及び土壌汚染に関する環境上の条件で、人間の健康を保護し、生活環境を保全するために維持されていることが望ましい基準のこと。

環境影響評価（環境アセスメント）

開発行為等が空気・水・土・生物等の環境に与える影響の程度と範囲、その防止策等について事前に予測・評価を行うことで、具体的には開発行為等の計画や事業の実施に伴う様々な環境の変化を予測し人間の健康や生活環境にどのような変化を与えるかという評価を行うこと。

上乘せ基準

ばい煙又は排出水の規制に関して地方公共団体が条例で定めたもので、法令よりも厳しい排出基準又は排水基準のこと。

p p m

単位容積中に含まれている物質の量を表す単位で、大気汚染や水質汚濁の汚染物の濃度を表示するのに使用される。例えば1立方メートルの大気中に1立方センチメートル、もしくは1トンの水中に1グラムの汚染物質が含まれている場合を1 p p mという。

<大 気>

ばい煙

一般的に、煙突等から放出されるすすやばいじんを含んだ燃焼排ガスをいうが、大気汚染防止法では次のように定義されている。

- ① 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物。
- ② 燃料その他の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん。
- ③ 物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生する物質のうち、人の健康

又は生活環境に係る被害を生ずる恐れのある物質。

粉じん

物の破碎、選別その他の機械的処理等に伴い発生、飛散する物質で、一般粉じんと浮遊粉じんがある。

窒素酸化物

石油、石炭等の燃焼に伴って発生する一酸化窒素と二酸化窒素が主なもので、工場や自動車から排出される燃料が高温で燃焼すると、まず一酸化窒素となって排出され、大気中の酸素と結びついて二酸化窒素となるが、この反応はすぐには起こらないので、大気中には一酸化窒素と二酸化窒素の両方が存在する。二酸化窒素は、太陽光の紫外線の下で炭化水等と結びついて、光化学スモッグを発生させるので、大気汚染防止法により有害物質及び自動車排気ガスとして、排出量が規制されている。

一酸化炭素

酸素が不足の状態では燃料が燃焼する際に必ず発生するもので、人体に対する毒性は大気中の濃度と暴露時間とによって違うが、安全限界は50 p p m。自動車からの発生が最も多く、そのため自動車に一酸化炭素の規制が行われている。

オキシダント

光化学スモッグの原因物質といわれるオゾン、アルデヒド等の総称。人間の目や喉を刺激し、植物にも影響を与える。

光化学スモッグ

太陽光線を引き金とする大気中の一連の複雑な化学反応に由来するオキシダントが、ある気象条件の下で視野を悪化させるスモッグ状態をいう。日射しが強くても風の弱い日に特に発生しやすく、晴天なのに霧ができて太陽は白っぽくどんよりと濁った感じになり、ばい煙等の黒いスモッグと対比させて白いスモッグといわれている。人間に対しては気管支等の粘膜に刺激を与え、植物に対しては葉を枯れさせ、実がならない等の被害を与える。

PM2.5

大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ は1mmの千分の1)以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質 (SPM: $10\mu\text{m}$ 以下の粒子) よりも小さな粒子をいう。PM2.5は髪の毛の太さの1/30程度と非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系・循環器系への影響が懸念されている。

P A N

オゾンやアルデヒドやアクロインと共に光化学オキシダントを構成する物質の一つ。排出ガス中の炭化水素と窒素酸化物が太陽光の紫外線により、化学変化を起こしたもので人間の目やのどに刺激を与える。

天然ガス

主として天然に産出する硫化水素、低級炭化水素等を主成分とする燃性ガスを天然ガスと呼んでいるが、二酸化いおう、二酸化炭素、窒素等を主成分とする不燃性天然ガスをいう場合もある。

逆転層

大気はふつう上空に行くほど気温が低くなるが、場合によって高くなることがあり、この気温が上空に行くほど高くなっている空間をいう。逆転層の中では対流による拡散が起きないので、地上から排出されたばい煙等はこの層と地表の間に閉じこめられて汚染がひどくなる。

<水 質>

B O D (生物化学的酸素要求量)

河川や排水中の汚濁物質が、微生物によって無機性酸化物とガスとに分解し、安定化されるときに必要な酸素量。単位は mg/L でこの数値が大きくなれば、その河川等の水中に汚濁物質が多く、汚濁が進んでいることを意味する。

C O D (化学的酸素要求量)

水中の有機物等、汚染源となる物質を酸化剤で酸化するとき消費される酸素量。海、河川、排水の汚れ具合を示す指標の一つで、単位は mg/L 。この数値が高いほど水中の汚濁物質の量も多くなる。

富栄養化

川、海、湖沼の水域が微生物による有機物の分解産物等により栄養を増していく現象。

閉鎖性水域では、下水や工場排水等が流入して水中の窒素やリン等が増えくると、これらを栄養分としている植物性プランクトンや藻類等が増加し、これらの微生物が腐敗していくときに窒素やリンを放出し、水中の栄養塩類が増加して赤潮の発生となる。

閉鎖性水域

東京湾等のように大海と非常に狭い開

口部でしか接していない海域は、水の入れ替わりが少なく沿岸からの汚濁を受け易いため、このような海域や湖沼等を閉鎖性水域と呼ぶ。閉鎖性水域は沿岸からの汚濁が蓄積され、ヘドロの体積や富栄養化が進行し赤潮が発生しやすくなる。

P H

液体中の水素イオン濃度を表す値。1リットル中の水素のグラム、イオン数の逆数の常用対数をとった数値のこと。

7を中性とし、7より小さいものは酸性、7より大きいものはアルカリ性。

S S (浮遊物質量)

水中に浮遊している直径2mm以下の粒子状物質をいう。

水中に浮遊する不溶性の物質は、単に水質汚濁の原因となるだけでなく、河川に汚いで床を形成し、浮遊物が有機物質である場合には腐敗し、水中の酸素を消費する。また、魚類のエラに付着して窒息死させる一方、植物の光合成に障害を与える。

六価クロム

強い酸化力を持っており、その性質ゆえに毒性が強く、鼻中隔穿孔、皮膚の潰瘍や浮腫、肺がんなどの原因になる。

赤潮

プランクトンが異常増殖して海水が赤褐色となる現象。河川の注ぐ湾内や湖沼に、しかも雨後に強い日射と海面の静かな日が続くときに発生し易い。この原因は明らかではないが、その一つとして水中に流入した家庭排水、工場排水に含まれる窒素やリン、ビタミン類による水中の栄養塩類の増加に、適度の水温が絡み合って発生すると考えられている。

赤潮が発生すると、プランクトンが魚介類のエラを塞ぎ、死んで腐敗し酸素不足を起こす等して、魚介類を窒息死させ大きな被害を及ぼす。

合成洗剤

石けん以外の人工的に合成された洗浄剤。石けんがアルカリ性なのに対して、大部分の合成洗剤は中性なので中性洗剤ともいう。石油化学の発達により、原料が安価に供給されるようになり急速に普及したが、合成洗剤の中に含まれるリン酸塩が水質の富栄養化をもたらし、赤潮の原因になるとして石けん使用への転換が図られている。

自浄作用

河川が汚染を受けた場合に、河川自体が時間とともに水の汚れをきれいにしていく働き。

主な作用として、希釈作用、沈殿作用、水中の容存酸素等による酸化作用。日光中の紫外線による殺菌作用、微生物の生存競争等である。これらの作用により、汚濁物質は時間とともに水底に沈殿し、また有機質は酸化により無機化され、特に最近では浮遊物質に付着した状態、又、それ自体で沈降し、伝染病の病原菌等は数日または1週間程度で死滅するといわれている。これらの自浄作用の中で沈殿作用は特に重要で、河川よりも湖水のほうが自浄作用は大きい。

オイルフェンス

タンカーや工場からの流出油をせき止め、広がるのを防ぐために用いる帯状のチューブをいう。

<騒音・振動>

デシベル

対象とする音の強さが、基準とする音の何倍であるかを比較するための、音圧レベルの単位。具体的には、基準値とその音の強さとの比をとって対数表にし、その数値を10倍する。この表示方法は、電話を発明したベルが考え出したものといわれ、対数表示した値を10倍しているのでD E C I (10)をかぶせてデシベルと呼ぶようになった。騒音計で測定した騒音レベルの単位として使用されており、表示するときは「dB」と表す。また、デシベルは振動レベルの単位としても使われ、振動規制法施行規則には、“デシベルを振動レベルの計量単位とする”ことが記されている。

暗騒音・暗振動

ある騒音（振動）を対象とするとき、その対象騒音（振動）が停止したときにもその場所に存在する騒音（振動）を対象とする騒音（振動）に対して、暗騒音（暗振動）という。

<地盤沈下>

水準点

土地の標高を表す標石で、水準測量の基準として用いられている。地盤の変動状況を測定するには、この水準点を用い、標高の変化を精密水準測量によって測り変動を出す。

自然圧密

堆積年代の新しい沖積層や盛土部分で生じる沈下現象。土粒子自体の重量により、自然に圧密が進行する。

天然ガスかん水

天然ガスを容存している塩分の濃い地下水で、太古の海水が陸封されたもの。ヨウ素の含有量も多く、本県下一体の、第三紀層中に存在している。

<ごみ>

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚でい、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等の廃棄物。

<し尿>

定額制

し尿処理世帯のうち、一般家庭（改良トイレを除く。）を対象としたもので、定期的に汲み取りを行い、世帯人数に応じた定額料金を、手数料として徴収する制度。

従量制

し尿処理世帯のうち改良トイレの家庭及び事業所等を対象としたもので、随時汲み取りを行い、収集量に応じた料金を手数料として徴収する制度。

合併処理浄化槽

し尿（水洗便所の污水）と生活雑排水（台所、風呂、洗濯などの排水）を併せて処理する浄化槽。

単独処理浄化槽

し尿（水洗便所の污水）だけを処理する浄化槽。

鎌ヶ谷市環境基本条例

(平成20年3月24日 条例第5号)

私たちのまち鎌ヶ谷は、「緑とふれあいのあるふるさと」をめざすべき都市像に掲げ、緑を守り育て、産業を興し、歴史や文化を育みながら、安全かつ快適で便利なまちづくりを進めてきました。また、都心と成田空港を結ぶ要の地にあることから、千葉県北西部における新たな人と物の広域交流拠点として発展を続けています。

しかし、社会の成熟が進む中、物のゆたかさや生活の利便性を過度に優先した経済活動や日常生活が、少なからず環境に対する負荷を増大させています。この結果、地域の誇りであるゆたかな緑や、いにしえより続いてきた農のある風景も失われつつあると同時に、地球規模の環境に深刻な影響を及ぼすまでに至っています。

私たちは今、得たものの大きさとともに失ったものの大きさを省みる必要があります。そして、私たち自身の生活や事業活動のあり方を問い直すことなしには、その解決が図られないことを認識しなければなりません。

こうした自覚のもとで、市民、市民団体、事業者及び行政を含む鎌ヶ谷市に関わるすべての者が、互いに協働し、それぞれの役割を果たしながら、健康で安全かつ快適な生活を送ることのできる、社会と自然が調和した良好な環境を創造するとともに、将来の世代に引き継いでいくため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全及び創造(以下「良好な環境の保全等」という。)について基本理念を定め、市、市民、市民団体及び事業者の役割を明らかにし、良好な環境の保全等の施策の基本となる事項を定め、総合的かつ計画的に推進し、もって市において良好な環境を実現するとともに、地球環境及び広域的な環境の保全に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 良好な環境 社会環境と自然環境が調和し、そこで生まれた独自の歴史や文化、景観やまちなみ等が守られ創出される中で、現在及び将来の市民が健康を維持し、安全で快適かつ文化的な生活を送ることができる環境をいう。

(2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動及びその他の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭等によって、人の健康又は生活環境に被害が生ずることをいう。

(4) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。

(5) 持続的発展が可能な循環型社会 有限な資源から商品を大量に生産し、これを大量に消費し、又は廃棄する一方通行の流れを改め、将来の世代のために限りある資源を有効活用するとともに、廃棄物の発生を抑制し、環境への負荷をできる限り低減した社会をいう。

(6) 市民団体 設立目的に関わらず、良好な環境の保全等のための活動を行う、市民を中心に組織された団体をいう。

(7) 協働 市民、市民団体、事業者(以下「市民等」という。)及び市が、共通の課題・目的に対し、それぞれの果たすべき役割を自覚し、相互に補完し、協力しあって取り組むことをいう。

(基本理念)

第3条 環境はすべての生命を育む母体であり、かつ、生態系の微妙な均衡により成り立つ有限なものであることから、これを健全で恵みゆたかなものとして維持することが、環境に対する市民の権利の確保につながるため、市に関わるすべての者が、人と人とのふれあいを基本とした地域力を結集し、協働して良好な環境の保全等に資することを基本理念とする。

(基本方針)

第4条 市に関わるすべての者が、主体的に前条の基本理念(以下「基本理念」という。)を具体化していくための基本方針を、次のとおり定める。

(1) 人の健康の保護及び安全な生活環境の保全の確保を旨とし、公害の防止及び廃棄物の適正処理等により、大気、水、土壌その他の環境の自然的な構成要素を良好な状態に保持すること。

(2) 人と自然の共生の確保を旨とし、森林、農地、水辺等における多様な自然環境を保全するとともに、野生生物の保護その他、生物の多様性の確保を図ること。

(3) うるおい、安らぎ、ゆとり等の心のゆたかさの確保を旨とし、身近にある緑や水辺とのふれあいができる環境づくり、地域の個性を活かした良好な景観の形成、魅力的なまちなみの形成及び歴史的文化遺産の保全と活用等を推進すること。

(4) 資源と環境復元力の有限性を認識し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の構築を目指した活動及び施策を自主的かつ積極的に推進すること。

(5) 事業活動及び日常生活による地球環境への影響を認識し、地球環境の保全のために行動すること。

(6) 人と環境との関わりについて理解と認識を深め、良好な環境への主体的な取組みを啓発することを旨とし、環境に関する系統的な教育及び学習の推進を図ること。

(7) 市に関わるすべての者の相互の理解と協力のもとに、対等の立場で参加し、協働して前各号に規定する活動を進めること。

第2章 各主体の連携及び役割

(市の役割)

第5条 市は、市域の自然的・社会的条件に応じた良好な環境の保全等に関する施策を策定し、計画的に実施する役割を有する。

2 市は、市民等が行う自発的かつ良好な環境の保全等に関する活動に対する支援に努めなければならない。

3 市は、市民等との連携及び協働に努めなければならない。

(市民の役割)

第6条 市民は、住み良い生活環境を築くため、自らの行動によって良好な環境を損なうことのないよう互いに配慮するとともに、日常生活において、資源及びエネルギーの使用並びに廃棄物の排出等による環境への負荷の低減に努めるものとする。

2 前項に掲げるもののほか、市民は、市、市民団体及び事業者と協働し、環境保全活動に努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全等に関する施策に協力するものとする。

(市民団体の役割)

第7条 市民団体は、市民の先導的な役割を担うため、市民が参画できる体制の整備、情報の提供、活動機会の充実を図り、市、市民及び事業者と協働して環境保全活動に努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全等に関する施策に協力するものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、自らの責任と負担において、事業活動に伴って生ずる公害を防止するための必要な措置を講ずるとともに、積極的に環境保全対策に努めるものとする。

2 事業者は、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の発生抑制等により、環境への負荷を低減するよう努めるものとする。

3 事業者は、事業活動に係る製品その他のものが廃棄物となった場合には、循環的な利用が促進されるよう、適正かつ必要な措置を講ずるものとする。

4 事業者は、公害その他の良好な環境の保全等に支障を及ぼす行為に係る紛争が生じたときは、誠意をもって解決に当たるものとする。

5 前各項に掲げるもののほか、事業者は、市、市民及び市民団体と協働し、環境保全活動に努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全等に関する施策に協力するものとする。

第3章 良好な環境の保全等に関する基本的施策

第1節 環境に関する基本的な計画の策定

(環境基本計画)

第9条 市長は、第5条に規定する良好な環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 良好な環境の保全等に関する長期的な施策の大綱

(2) 前号に定めるもののほか、良好な環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市民等の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、第15条に規定する鎌ヶ谷市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

(他の計画との整合)

第10条 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るよう努めなければならない。

2 市長は、環境基本計画の実施に当たっては、効果的な推進及び総合的な調整を行うために必要な措置を講じなければならない。

(年次報告)

第11条 市長は、毎年、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第2節 良好な環境の保全等のための施策

(開発事業等への措置)

第12条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者に対し、あらかじめ当該事業に係る環境への影響について自ら適正に調査し、その結果に基づき、当該事業に係る環境の保全等について適正に配慮するよう促すため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(規制等の措置)

第13条 市は、公害の原因となる行為並びに良好な環境の保全等に支障を及ぼすおそれのある行為に対し、必要な規制等の措置を講ずるものとする。

2 市は、前項に定めるもののほか、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(経済的措置)

第14条 市は、市民等が自ら行う環境への負荷の低減その他の環境の保全に資する活動を促進するため、必要な経済的措置を講ずるよう努めるものとする。

第3節 環境審議会

(環境審議会)

第15条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定により、鎌ヶ谷市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全等に関すること。

3 審議会は、前項各号に定める事項のほか、良好な環境の保全等に関する重要な事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、市民、事業者、環境の保全に関し学識経験のある者又は市長が認める者のうちから、市長が委嘱する委員12人以内をもって構成する。

5 審議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第4節 地球環境の保全のための施策

(資源の循環的な利用の促進)

第16条 市は、持続的発展が可能な循環型社会の構築を図るため、廃棄物の減量及び資源化が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(地球温暖化対策の推進)

第17条 市は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものとの認識のもと、地球環境の保全のため、市民等と協働して地球温暖化対策に関する施策を推進するものとする。

(行動指針の促進)

第18条 市は、市民等との協働により、それぞれの役割に応じて地球環境の保全のための行動指針を定め、その普及に努めるとともに、当該指針に即した行動を促進するための必要な措置を講ずるものとする。

第4章 市民等との協働のための施策

(協働の促進)

第19条 市は、市民等との協働を促進するため、各主体がそれぞれの役割を果たし、良好な環境の保全等に対する施策及び環境保全活動を、地域ぐるみで推進するための措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育等の振興及び普及啓発の推進)

第20条 市は、環境教育及び環境学習(以下「環境教育等」という。)の振興及び充実を図るため、次に掲げる事項を総合的かつ計画的に実施するとともに、市民等の良好な環境の保全等に関する活動への意欲が増進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(1) 学校教育における環境教育等の推進のための施策

(2) 良好な環境の保全等に関する生涯学習の支援のための施策

(3) 良好な環境の保全等に関する広報啓発活動

(4) 前各号に掲げるもののほか、環境教育等の推進のために必要な施策

2 市民及び市民団体は、良好な環境の保全等のため環境教育等が重要な役割を果たすことを認識し、環境に配慮した活動を自ら実践できるよう、環境教育等への主体的な取組みに努めるものとする。

3 事業者は、良好な環境の保全等のため環境教育等が重要な役割を果たすことを認識し、環境教育等を通じて従業員の環境への意識を高めるよう努めるものとする。

(自発的な活動の促進)

第21条 市は、市民等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収、地域の環境美化、その他の良好な環境の保全等に関する活動が促進されるよう、技術的指導、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報の収集及び提供)

第22条 市は、環境の状況及び良好な環境の保全等に役立つ情報の収集に努めるとともに、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境教育等の推進及び市民等の自発的な活動の促進に必要な情報を、適切に提供するよう努めるものとする。

(意見の反映)

第23条 市は、良好な環境の保全等に関する施策を推進するため、市民等の意見を反映するよう努めるものとする。

第5章 推進体制等

(推進体制)

第24条 市は、良好な環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、調整するため、必要な体制を整備するものとする。

(監視等の体制の整備)

第25条 市は、環境の状況を把握し、良好な環境の保全等に関する施策を実効性のあるものとするため、必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(財政措置)

第26条 市は、良好な環境の保全等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第27条 市は、良好な環境の保全等を図るために、広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。
(鎌ヶ谷市環境保全基本条例及び鎌ヶ谷市環境審議会条例の廃止)

- 2 次に掲げる条例は廃止する。
- (1) 鎌ヶ谷市環境保全基本条例（平成5年鎌ヶ谷市条例第21号）
- (2) 鎌ヶ谷市環境審議会条例（平成6年鎌ヶ谷市条例第11号）
（経過措置）
- 3 この条例の施行の際に、現に策定されている鎌ヶ谷市環境基本計画は、第9条第1項の規定により定められた環境基本計画とみなす。
- 4 この条例の施行の際に、廃止前の鎌ヶ谷市環境審議会条例（以下この項において「旧審議会条例」という。）第3条第1項の規定により委嘱された鎌ヶ谷市環境審議会（以下「旧審議会」という。）の委員は、この条例施行の日に、第15条第4項の規定により委嘱された者とみなす。この場合において、この委嘱されたとみなされる者の任期は、同条第5項の規定にかかわらず旧審議会条例第3条第1項の規定により委嘱された審議会委員の残任期間とする。
- 5 この条例の施行前に、旧審議会に付託された諮問で、この条例の施行の際に、当該諮問に対する答申がされていないものは、鎌ヶ谷市環境審議会に付託された諮問とみなし、当該諮問について旧審議会がした調査審議の手続きは、鎌ヶ谷市環境審議会がした調査審議の手続きとみなす。

鎌ヶ谷市公害防止条例

（昭和47年10月5日 条例第34号）

改正 昭和53年10月5日 条例第27号

昭和57年3月31日 条例第13号

平成6年7月4日 条例第11号

平成9年3月25日 条例第2号

平成13年6月29日 条例第10号

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、公害の防止について必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公害 事業活動その他の人の活動によって生ずる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- (2) ばい煙 次に掲げる物質をいう。

- イ 燃料その他の物の燃焼によって発生するいおう酸化物
- ロ 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
- ハ 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、
カドミウム、塩素、弗化水素、鉛、窒素酸化物、硫化水素その他の健康又は、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（イに掲げるものを除く。）であって規則で定めるもの。
- (3) 粉じん 物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。
- (4) ばい煙等 ばい煙、粉じん、汚水、廃液、土壌汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下及び悪臭をいう。
- (5) 特定施設 工場又は事業場（以下「工場等」という。）に設置される機械及び施設のうち、ばい煙等を発生し、及び排出し、又は飛散させる機械若しくは施設であって規則で定めるものをいう。
- (6) 特定作業 ばい煙等を発生し、及び排出し、又は飛散させる作業のうち、業として行われる作業であって規則で定めるものをいう。
- (7) 特定建設作業 建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生する作業であって規則で定めるものをいう。
- (8) 規則基準 発生し、及び排出され、又は飛散するばい煙等の量、濃度又は程度（以下「ばい煙等の量等」という。）の許容限度（地下水位の著しい低下及び地盤の沈下にあつては、これらを発生する方法の許容限度）をいう。

第2章 公害防止に関する責務

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理等公害を防止するために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、規制基準に違反しないことを理由として、公害の防止のための努力を怠ってはならない。

（市の責務）

第4条 市は、公害の防止に関し、千葉県と密接な連携のもとに積極的な施策を講じ、もって市民の健康で安全かつ快適な生活を確保するものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、公害を発生させることのないように努めるとともに、市が実施する公害の防止に関する施策に協力する等公害の防止に寄与するよう努めなければならない。

第3章 公害の防止に関する基本的施策

(地域開発等における公害防止の配慮)

第6条 市長は、土地利用計画等地域の開発及び整備に関する施策の策定及び実施に当たっては、公害の防止について配慮しなければならない。

(他の地方公共団体との協力)

第7条 市長は、他の地方公共団体に協力を求め、公害の発生原因、発生状況等についての監視調査及び研究等を共同して行うよう努めるとともに、他の地方公共団体からの協力の求めに応じなければならない。

2 市長は、公害を防止する上において、千葉県の措置が必要であると認めるときは、千葉県知事に対し必要な措置を執るべきことを要請するものとする。

第4章 公害の事前防止

(事前協議)

第8条 法令、千葉県公害防止条例(昭和46年千葉県条例第31号。以下「県条例」という。)及びこの条例に係る工場等を設置しようとする者は、設置しようとする日の70日前(建築確認を要する場合にあっては、その申請する日の50日前)までに、その内容について市長と事前に協議しなければならない。

2 市長は、前項に規定する事前協議がなされたときは、当該施設の設置に係る必要な助言及び指導をしなければならない。

(公害防止協定)

第9条 市長は、前条第1項の規定による事前協議を受けた者のうち、必要があると認めると公害防止協定を締結しなければならない。

2 市長は、工場等において法令、県条例及びこの条例に係るばい煙等施設を設置している者のうち、当該施設により生活環境を損なうおそれがあると認められる施設を設置している者と、前項に規定する公害防止協定を締結するものとする。

第5章 ばい煙等の排出等の規制

第1節 規制基準等

(規制基準の制定)

第10条 市長は、公害を防止するために必要な規制基準を規則で定めるものとする。

2 市長は、前項の規定により規制基準を定めようとするときは、鎌ヶ谷市環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

(規制基準の遵守義務)

第11条 ばい煙等を発生し、及び排出し、又は飛散させる者は、規制基準を遵守しなければならない。

(規制基準の定めがない公害の措置)

第12条 市長は、第10条の規定による規制基準の定めがないばい煙等により現に公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、当該公害に係るばい煙等を発生し、及び排出し、又は飛散させる者に対し、公害を防止するため

必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

(ばい煙等の測定)

第13条 特定施設を設置している者のうち規則で定めるものは、規則で定めるところにより、当該特定施設に係るばい煙等の量等を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(事故時における措置)

第14条 特定施設を設置している者は、当該特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、当

該事故に係る特定施設から発生し、及び排出され、又は飛散するばい煙等の量等が規制基準に適合しないものとなったとき、又はそのおそれがあるときは、直ちに、その事故について応急の措置を講ずるとともに、その旨を市長に届け出て、その事故を速やかに復旧するよう努めなければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事故について復旧工事を完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(異常気象等の発生時における措置)

第15条 市長は、濃霧の発生、異常渇水の続継等特別の事情の発生により、ばい煙等の発生及び排出又は飛散が住民の健康を害し、又は生活環境を著しく損なうおそれがあると認めるときは、ばい煙等を発生し、又は排出し、又は飛散させる者に対し、必要な措置を執るべきことを求めなければならない。

第2節 特定施設及び特定作業の規制

(特定施設の設置の届出)

第16条 特定施設を設置しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

(1) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(2) 特定施設の設置に係る工場等の名称及び所在地

(3) 特定施設の種類及びその種類ごとの数

(4) 特定施設の構造

(5) 特定施設の使用の方法

(6) ばい煙等の防止又は処理の方法(以下「ばい煙等の防止方法」という。)

(7) その他規則で定める事項

2 前項に規定する届出書には、当該特定施設の配置図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(特定作業の実施の届出)

第17条 特定作業を行おうとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書により、市長に届け出なければならない。

(1) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(2) 特定作業の場所、実施の期間及び作業の時間

(3) 特定作業の目的に係る施設

- (4) ばい煙等の防止方法
 - (5) その他規則で定める事項
- 2 前項に規定する届出書には、当該特定作業の場所の付近の見取図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。
(経過措置)

第18条 一の施設が特定施設となった際現に工場等にその特定施設を設置している者（その設置の工事を行っている者を含む。）又は一の作業が特定作業となった際現にその作業を行っている者（その作業の目的に係る施設の設置の工事を行っている者を含む。）は、当該施設が特定施設となった日又は当該作業が特定作業となった日から30日以内にそれぞれ第16条第1項各号、又は前条第1項各号に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

- 2 第16条第2項の規定は、前項に規定する特定施設に係る届出書について、前条第2項の規定は前項に規定する特定作業に係る届出書について準用する。
(構造等の変更等の届出)

第19条 第16条第1項、第17条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第16条第1項第3号から第7号まで又は第17条第1項第3号から第5号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、当該事項の変更が当該特定施設又は当該特定作業に係るばい煙等の量等の増加を伴わない場合は、この限りでない。

- 2 第16条第1項、第17条第1項、又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第16条第1項第1号若しくは第2号又は第17条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る特定施設又は特定作業（以下「特定施設等」という。）を廃止したときは、その変更又は廃止の日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。
- 3 第16条第2項の規定は、第1項の規定による特定施設に係る変更の届出について、第17条第2項の規定は第1項の規定による特定作業に係る変更の届出について準用する。
(計画変更命令等)

第20条 市長は、第16条第1項、第17条第1項又は前条第1項の規定による届出（騒音又は振動に係る届出を除く。以下この項において同じ。）があった場合において、その届出に係る特定施設等に係るばい煙等の量等が規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設等の構造若しくは使用の方法又はばい煙等の防止方法（以下「特定施設等の使用の方法等」という。）に関する計画の変更又は廃止を命ずることができる。

- 2 市長は、騒音又は振動に係る第16条第1項、第17条第1項又は前条第1項の規定による届出

があった場合において、その届出に係る特定施設等に係る騒音又は振動が規制基準に適合しないことにより、その特定施設が設置されている工場等又は特定作業の場所の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音又は振動の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画の変更を勧告することができる。

- 3 前2項の規定による命令又は勧告を受けた者は、当該命令又は当該勧告に従い、当該措置を講じたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。
(実施の制限)

第21条 第16条第1項、第17条第1項、又は第19条第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日（騒音又は振動に係る届出にあつては、30日）を経過した後でなければ、それぞれの届出に係る特定施設を設置し、特定作業を開始し、又は特定施設等の使用の方法等を変更してはならない。

- 2 市長は、第16条第1項、第17条第1項、又は第19条第1項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。
(承継)

第22条 第16条第1項、第17条第1項、又は第18条第1項の規定による届出をした者から、その届出に係る特定施設又は特定作業の目的に係る施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設等に係る当該届出をした者の地位を承継する。

- 2 第16条第1項、第17条第1項又は第18条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る特定施設等を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設等を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
- 3 第2項の規定により、第16条第1項、第17条第1項又は第18条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。
(改善命令等)

第23条 市長は、特定施設等（騒音又は振動に係るものを除く。）に係るばい煙等の量等が規制基準に適合しないと認めるときは、当該ばい煙等を発生し、及び排出し、又は飛散させる者に対し、期限を定めて当該特定施設等の使用の方法等の改善を命ずることができる。

- 2 市長は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、審議会の意見を聞いて当該特定施設の使用の一時停止又は当該特定作業の一時停止を命ずることができる。

- 3 市長は、特定施設等に係る騒音又は振動が規制基準に適合しないことにより、その特定施設が設置されている工場等又は特定作業の場所の周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該特定施設を設置している者又は当該特定作業を行う者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、期限を定めて騒音又は振動の防止の方法の改善、特定施設の使用の方法若しくは配置の変更又は特定作業の作業時間の変更を勧告することができる。
- 4 市長は、第20条第2項又は前項の規定により勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置し、又は特定作業を行っているときは、同条第2項又は前項の事態を除去するために必要な限度において、期限を定めて騒音又は振動の防止の方法の改善、特定施設の使用の方法若しくは配置の変更又は特定作業の作業時間の変更を命ずることができる。
- 5 第1項から第4項までの規定は、第18条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定施設等については、同項に規定する特定施設等となった日から6月間（規則で定める施設等である場合にあっては、1年間）は適用しない。ただし、その者が第19条第1項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から60日間（騒音又は振動に係る届出にあっては、30日）を経過したときは、この限りでない。

第24条 削除

（改善措置の届出）

- 第25条 第23条第1項、第3項又は第4項の規定による命令又は勧告を受けた者は、当該命令又は当該勧告に従い、当該措置を講じたときは、速やかにその旨を市長に届け出て確認を受けなければならない。

第3節 特定建設作業の規制

（特定建設作業の実施の届出）

- 第26条 病院、学校等の施設の周辺の区域その他特に騒音又は振動の防止を図る必要がある区域であって、規則で定める区域内において、特定建設作業を伴う建設工事を施行しようとするものは、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに（災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合にあっては、速やかに）、次の各号に掲げる事項を記載した届出書により、市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (2) 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
- (3) 特定建設作業の場所及び実施の期間
- (4) 騒音又は振動の防止の方法
- (5) その他規則で定める事項

- 2 前項に規定する届出書には、当該特定建設作業の場所の付近の見取図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。
（改善勧告及び改善命令）

- 第27条 市長は、前条第1項の規則で定める区域内において行われる特定建設作業に係る騒音又は振動が規制基準に適合しないことにより、その特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、当該建設工事を施行する者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、期限を定めて騒音又は振動の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、同項の事態を除去するために必要な限度において、期限を定めて騒音又は振動の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。

第4節 拡声機使用等の規制

（拡声機の使用の制限）

- 第28条 何人も、拡声機を使用する場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、拡声機の使用法、使用の時間等について規則で定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 病院、学校その他これらに類する施設の周辺の区域であつて規則で定める区域において商業宣伝を目的として拡声機を使用するとき。
- (2) 前号に規定するもののほか、屋外において又は屋内から屋外に向けて拡声機を使用するとき。

- 2 前項第2号の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

- (1) 法令により認められた目的のために使用するとき。
- (2) 広報その他の公共の目的のために使用するとき。
- (3) 官公署、学校、工場等において時報等のために使用するとき。
- (4) 祭礼、盆踊り、運動会その他の社会生活において相当と認められる一時的行事のために使用するとき。

（深夜騒音に係る営業時間の制限命令等）

- 第29条 市長は、飲食店営業その他の規則で定める営業に係る深夜（午後11時から翌日の午前6時までの間をいう。）における騒音（音響機器音、楽器音、その他客の出入りに伴う騒音を含む。以下この項において同じ。）が規制基準に適合しないことにより、当該騒音を発生する場所の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、当該営業を行う者に対し、期限を定めて当該営業時間の制限又は騒音の防止の方法の改善を命ずることができる。

- 2 第25条の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(屋外燃焼行為の禁止)

第30条 何人も、ゴム、いおう、ピッチ、皮革、合成樹脂その他の燃焼の際著しくばい煙又は悪臭を発生するおそれのある物質を屋外において多量に燃焼させてはならない。ただし、焼却炉の使用その他のばい煙又は悪臭の発生を最小限にする方法により燃焼させるときは、この限りでない。
(警告及び命令)

第31条 市長は、第28条の規定に違反して拡声機が使用され、又は前条の規定に違反して屋外における燃焼行為が行われていることにより、その周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該違反行為を行っている者に対し、必要な警告を發し、又はその事態を除去するために必要な限度において、施設の改善その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

第6章 雑則

(報告の徴収)

第32条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、ばい煙等を発生し、及び排出し、若しくは飛散させる者に対し、ばい煙等の発生及び排出若しくは飛散の状況若しくはばい煙等の量等その他必要な事項に関し報告させることができる。

(立入検査)

第33条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、ばい煙等を発生し、及び排出し若しくは飛散させる工場等に立ち入り、帳簿書類若しくはばい煙等を発生し、及び排出し、若しくは飛散させる施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(苦情の相談)

第34条 市長は公害苦情相談員を置き、公害に関する苦情について市民の相談に応じるものとする。

(規則への委任)

第35条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

(罰則)

第36条 第20条第1項又は第23条第1項、第2項若しくは第4項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第37条 第16条第1項、第17条第1項若しくは第26条第1項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者、又は第27条第2項、第29条第1項、若しくは第31条の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第13条の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者

(2) 第14条第1項、第18条第1項、又は第19条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3) 第21条第1項の規定に違反した者

(4) 第32条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(5) 第33条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第39条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から6月以内において、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 千葉県公害防止条例(昭和45年千葉県条例第4号。以下「旧県条例」という。)の規定に基づいてなされた届出、勧告、命令、調査その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定に基づいてなされたものとみなす。この条例の施行の際現になされている届出、勧告、命令、調査その他の行為も同様とする。

3 この条例の施行の際現に旧県条例第2条第6号の特定建設作業が行われているときは、当該特定建設作業が終了するまでの間、旧県条例第29条の規定を適用する。

4 この条例の施行の際現に旧県条例第25条第6項の規定により同条第1項から第4項までの規定を適用しないこととされている特定施設等については、この条例の第23条第1項から第4項までの規定は、この条例の施行の日からその適用しないこととされている期間の末日までの期間又はこの条例の施行の日から6月間(当該特定施設等が規則で定めるものである場合にあっては、1年間)のいずれか短い期間は、適用しない。

附 則(昭和53年10月5日条例第27号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年3月31日条例第13号)抄
(施行期日)

1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(平成6年7月4日条例第11号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

附 則(平成9年3月25日条例第2号)

この条例は、平成9年10月1日から施行する。

附 則(平成13年6月29日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

鎌ヶ谷市廃棄物の減量及び 適正処理等に関する条例

(平成6年3月31日 条例第6号)

改正 平成6年9月28日条例第13号
平成8年3月22日条例第2号
平成9年7月1日条例第12号
平成12年3月27日条例第5号
平成12年12月22日条例第28号
平成21年9月24日条例第10号

目次

第1章 総則（第1条―第6条）
第2章 市民参加（第7条―第10条）
第3章 再利用等による減量（第11条―第16条）
第4章 一般廃棄物の適正処理（第17条―第25条）
第5章 一般廃棄物処理業等の許可（第26条―第33条）
第6章 削除
第7章 地域の清潔の保持（第36条―第42条）
第8章 雑則（第43条―第45条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の減量及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に関し必要な事項を定めることにより、資源の有効利用、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もってきれいで快適なより住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物をいう。

（2） 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた一般廃棄物をいう。

（3） 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

（市の責務）

第3条 市は、一般廃棄物の減量及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に関し必要な措置を講じなければならない。

2 市は、一般廃棄物の減量及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に関し、市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、廃棄物の発生及び排出を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

4 事業者は、一般廃棄物の減量及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に関し市が実施する施策に協力しなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、一般廃棄物の排出を抑制し、分別排出を徹底するとともに、再生品の使用又は不用品の活用を図ることにより、自ら一般廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、一般廃棄物の減量及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に関し、市が実施する施策に協力しなければならない。

（相互協力）

第6条 市、事業者及び市民は、一般廃棄物の減量及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に関し、相互に協力し、及び連携しなければならない。

2 市は、廃棄物の適正処理に関し、関係地方公共団体と協力しなければならない。

第2章 市民参加

（市民の参加及び協力）

第7条 市は、一般廃棄物の減量及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に関する施策の策定及び実施に当たっては、市民の参加及び協力の下で行うものとする。

（廃棄物減量等推進審議会）

第8条 一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ調査審議するため、鎌ヶ谷市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議会の組織）

第9条 審議会は、委員15人以内で組織し、委員は、学識経験者、市民の代表者及び民間諸団体の推薦を受けた者のうちから市長が委嘱する。

（委員の任期等）

第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会の事務は、廃棄物処理主管課において処理する。

第3章 再利用等による減量

（市による減量）

第11条 市は、分別収集等により、一般廃棄物の減量に努めなければならない。

（自主的活動の促進）

第12条 市は、市民及び事業者に対し必要な情報を提供する等により、一般廃棄物の減量に関する市

民及び事業者の自主的な活動の促進を図るように努めるものとする。

(資源回収業者等への協力要請及び支援)

第 13 条 市は、資源回収等を業とする事業者に対し、再利用を図るために必要な協力を求めるとともに、その者を支援するよう努めるものとする。(事業者による減量)

第 14 条 事業者は、再利用できる物の分別の徹底を図り、再利用を促進するために必要な措置を講ずることにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保など廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるとともに、再資源化(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第6項に規定する再資源化をいう。)したものを利用するように努めるものとする。

3 事業者は、市民が商品の購入に際して、当該商品について、適正な包装又は容器等を選択できるように努めるとともに、市民が包装を不要とし、又はそれらを返却する場合には、その回収に努めるものとする。

(事業用大規模建築物等の所有者又は占有者の義務)

第 15 条 事業用の大規模建築物等で規則で定めるもの(以下「事業用大規模建築物等」という。)の所有者又は占有者は、市長の指示に従い、再生利用を促進する等により、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量に努めるものとする。

2 事業用大規模建築物等の所有者又は占有者は、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、廃棄物管理責任者を選任しなければならない。

3 事業用大規模建築物等の所有者又は占有者は、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量に関する計画書を作成しなければならない。

4 事業用大規模建築物等の所有者又は占有者は、前3項に規定する義務の履行に関し相互に協力しなければならない。

(市民による減量)

第 16 条 市民は、再利用できる物の分別を行うとともに、集団資源回収等の再利用を促進するための市民の自主的な活動に参加し、協力することにより、一般廃棄物の減量に努めるものとする。

2 市民は、商品を選択するに際しては、当該商品の内容、包装及び容器等を勘案し、一般廃棄物の減量に配慮した商品の選択に努めるものとする。

第 4 章 一般廃棄物の適正処理

(一般廃棄物処理計画)

第 17 条 市長は、一般廃棄物の処理に関する計画(し尿及び浄化槽汚泥に限る。以下「一般廃棄

物処理計画」という。)を定め、これを告示しなければならない。

(家庭廃棄物の処理)

第 18 条 市は、一般廃棄物処理計画に従って、家庭廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬しなければならない。

2 市は、家庭廃棄物の収集及び運搬に関する業務を廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第4条及び別に定める基準により委託することができる。

(占有者の義務)

第 19 条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ。)は、その土地又は建物内の家庭廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分できる家庭廃棄物については、自ら処分するよう努めるものとする。

2 土地又は建物の占有者は、自ら処分しない家庭廃棄物については、一般廃棄物処理計画に従い当該家庭廃棄物を適正に分別し、保管し、及び家庭廃棄物を集積しておく所定の場所(次項において「集積場所」という。)に搬出しなければならない。

3 土地又は建物の占有者は、集積場所において家庭廃棄物が飛散し、流出し、又は悪臭を発することのないようにするとともに、集積場所を常に清潔にしておかなければならない。

(小動物の死体)

第 20 条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の小動物の死体を自らの責任で処理できないときは、遅滞なく市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(事業者の義務)

第 21 条 事業者は、事業系一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行うことができる者に処理させなければならない。

第 22 条及び第 23 条 削除

(手数料)

第 24 条 市長は、一般廃棄物の収集及び運搬に関し、別表に定めるところにより算出した額に100分の105を乗じて得た額を手数料として徴収する。

2 前項の場合において、手数料に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てる。

3 市長は、災害その他やむを得ない事情があると認める者に対しては、第1項に規定する手数料を減免することができる。

第 25 条 削除

第 5 章 一般廃棄物処理業等の許可

(一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可)

第 26 条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める法律の規定に基づき、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 浄化槽汚泥の収集若しくは運搬又は処分の事業（以下「一般廃棄物処理業」という。）を行おうとする者 法第7条第1項又は同条第4項
- (2) 一般廃棄物処理業の範囲を変更しようとする者 法第7条の2第1項
- (3) 浄化槽清掃業を行おうとする者 浄化槽法第35条第1項
- 2 市長は、法第7条第7項、第7条の2第2項又は浄化槽法第35条第2項の規定により、前項に規定する許可に必要な条件を付することができる。
(許可証の交付)
- 第27条** 市長は、前条第1項に規定する許可をしたときは、許可証を交付する。
- 2 前項の許可証の交付を受けた者が、当該許可証を亡失し、破損し、又は汚損したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出て許可証の再交付を受けなければならない。
(業務の廃止及び休止)
- 第28条** 一般廃棄物処理業の許可を受けた者が、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部若しくは一部を廃止又は休止したときは、その旨を市長に届け出なければならない。
(許可内容の変更)
- 第29条** 一般廃棄物処理業の許可を受けた者が、住所その他規則で定める事項を変更したときは、その旨を市長に申請し承認を受けなければならない。
- 2 浄化槽清掃業の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を市長に申請し承認を受けなければならない。
- (1) 浄化槽法第35条第3項の規定による申請書及び添付書類の記載事項に変更があったとき。
- (2) 浄化槽法第38条各号のいずれかに該当することになったとき。
- 3 市長は、前2項の申請内容を審査の上、承認したときは、申請者にその旨を通知する。
(許可の取消し等)
- 第30条** 市長は、第26条に規定する許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、法第7条の3又は浄化槽法第41条第2項の規定により、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命じることができる。
- (1) 一般廃棄物処理業の許可を受けた者が、法若しくは法に基づく処分に違反する行為をしたとき、又はこれらの者が法第7条第3項第4号イからチまでのいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 浄化槽清掃業の許可を受けた者の能力が、浄化槽法第36条第1号の基準に適合しなくなったとき、又はこの者が同法第41条第2項各号のいずれかに該当するとき。

- 2 市長は、前項の場合において、許可の取消しをしようとするときは、聴聞を行い、事業の全部若しくは一部の停止を命じようとするときは、弁明の機会を与えなければならない。
(許可証の返納)

第31条 第27条の規定により許可証の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を市長に返納しなければならない。

- (1) 許可証の有効期間が満了したとき。
- (2) 許可を受けた事業の全部を廃止したとき。
- (3) 許可を取り消され、又は許可を受けた事業の全部の停止を命じられたとき。

(実績報告)

第32条 第26条第1項に規定する許可を受けた者は、毎月それぞれの業務の実績を市長に報告しなければならない。

(申請手数料)

第33条 市長は、第26条第1項に規定する許可又は第27条第2項の規定による許可証の再交付を受けようとする者から、次に掲げる手数料を徴収する。

- (1) 許可申請手数料 1件につき 10,000円
- (2) 許可証再交付申請手数料 1件につき 5,000円

第6章 削除

第34条及び第35条 削除

第7章 地域の清潔の保持

(公共の場所の清潔の保持)

第36条 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚してはならない。

- 2 前項に規定する公共の場所の管理者は、当該公共の場所を清潔に保持するよう努めなければならない。

(土地、建物の清潔の保持)

第37条 土地又は建物の占有者は、その占有し、又は管理する土地又は建物を清潔に保つように努めなければならない。

(空き地等の管理)

第38条 空き地、山林その他廃棄物が捨てられやすい場所で規則で定めるもの（以下この条において「空き地等」という。）の所有者又は占有者は、その所有し、占有し、又は管理する空き地等にみだりに廃棄物が捨てられることのないよう、その適正な管理に努めなければならない。

(投棄の禁止等)

第39条 何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない。

- 2 市は、前項に違反する行為を未然に防止するため、市民及び事業者に対し、意識の啓発を図るなど必要な措置を講ずるものとする。

(指導又は勧告)

第40条 市長は、第36条、第37条、第38条又は第39条第1項の規定に違反し、市民の良好な生活環境を阻害し、又は阻害するおそれのある者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。
(措置命令)

第41条 市長は、第39条第1項の規定に違反した者が前条の規定による指導又は勧告に従わないときは、当該違反をした者に対し、必要な措置を講ずるよう命ずることができる。
(公表)

第42条 市長は、第39条第1項の規定に違反した者が前条の規定による措置命令に従わないときは、その事実を公表することができる。

第8章 雑則
(報告の徴収)

第43条 市長は、法第18条及び浄化槽法第53条第1項に定める場合のほか、この条例の施行に必要な限度において、関係人に対し、必要な報告を求めることができる。
(立入検査)

第44条 市長は、法第19条第1項及び浄化槽法第53条第2項に定める場合のほか、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、必要な検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(委任)

第45条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則
(施行期日)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。
(鎌ヶ谷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の廃止)

2 鎌ヶ谷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和48年鎌ヶ谷市条例第8号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。
(鎌ヶ谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 鎌ヶ谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年鎌ヶ谷市条例第9号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(経過措置)

4 この条例の施行の際、旧条例の規定により徴収すべきであった手数料については、なお従前の例による。

5 旧条例第11条第1項及び同条第3項の規定による交付又は再交付された許可証は、第27条の規定により交付された許可証とみなす。

附 則 (平成6年9月28日条例第13号)

この条例は、行政手続法(平成5年法律第88号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成6年10月1日)

附 則 (平成8年3月22日条例第2号)
(施行期日)

1 この条例は、平成8年7月1日から施行する。
ただし、別表第1に一般家庭から排出された粗大ごみの項を加える改正規定は、平成8年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、改正前の条例の規定により徴収すべきであった手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年7月1日条例第12号) 抄
(施行期日)

1 この条例は、平成9年10月1日から施行する。
(経過措置)

2 第13条の規定の施行前に改正前の鎌ヶ谷市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定により、徴収すべきであった一般廃棄物の収集、運搬及び処分手数料並びに産業廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年3月27日条例第5号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月22日条例第28号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

鎌ヶ谷市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例

(平成9年12月22日 条例第24号)

改正 平成13年6月29日条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例(平成9年千葉県条例第12号。以下「県条例」という。)その他土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止を目的とする他の法令と相まって、市内における土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、市民の生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「土砂等の埋立て等」とは、土砂等(土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。以下同じ。)による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等のたい積(製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。)を行う行為をいう。

2 この条例において「小規模埋立て等」とは、土砂等の埋立て等に供する区域(宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域内の土壌から採取された土砂等を当該事業のために利用す

るものであるときにあっては、当該事業を行う区域)以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であって、土砂等の埋立て等に供する区域の面積が500平方メートル以上3,000平方メートル未満であるものをいう。

(小規模埋立て等の許可)

第3条 小規模埋立て等を行おうとする者は、小規模埋立て等に供する区域ごとに、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、当該小規模埋立て等が次の各号に掲げる事業である場合にあっては、この限りでない。

(1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う事業(以下「公共事業」という。)

(2) 採石法(昭和25年法律第291号)、砂利採取法(昭和43年法律第74号)、千葉県土採取条例(昭和49年千葉県条例第1号)その他の法令及び条例(以下第5条第2項において「法令等」という。)に基づき許認可等(許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。)がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等のたい積を行う事業

(3) その他許可が必要ないものと市長が認めた事業

(許可の申請)

第4条 前条の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に小規模埋立て等に供する区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 小規模埋立て等に供する区域の位置及び面積

(3) 小規模埋立て等に使用される土砂等の量及びその期間

(4) 小規模埋立て等が完了した場合の小規模埋立て等に供する区域の構造

(5) 小規模埋立て等に使用される土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画に関する事項

(6) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、前条の許可を受けようとする小規模埋立て等が他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う小規模埋立て等

(以下「一時たい積」という。)である場合にあっては、当該許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に小規模埋立て等に供する区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 前項第1号及び第2号に掲げる事項

(2) 年間の小規模埋立て等に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量

(3) 小規模埋立て等に使用される土砂等のたい積の構造

(4) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

(許可の基準)

第5条 市長は、第3条の許可の申請が次の各号に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

(1) 当該申請に係る小規模埋立て等に使用される土砂等のたい積の構造が、当該小規模埋立て等に供する区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

(2) 一時たい積以外的小規模埋立て等にあっては、小規模埋立て等に使用される土砂等の採取場所が特定していること。

2 第3条の許可の申請が、法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定めるものである場合にあっては、前項第1号の規定は、適用しない。

(変更の許認可等)

第6条 第3条の許可を受けた者は、第4条各号に掲げる事項を変更しようとするときは、市長の許可

を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 変更の内容及びその理由

(3) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

3 第3条の許可を受けた者は、第1項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

4 前条の規定は、第1項の許可について準用する。

(許可の条件)

第7条 第3条の許可(前条第1項の許可を含む。以下第19条までにおいて同じ。)には、条件を付することができる。この場合において、その条件は、当該第3条の許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。

(土砂等の搬入の届出)

第8条 第3条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模埋立て等に供する区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取場所ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取された土

砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が汚染されていないこと（当該土砂等が県条例第7条第1項に規定する安全基準に適合する土砂等であることをいう。以下同じ。）を証するために必要な書面で規則で定めるものを添付して市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該土砂等が汚染されていないことを証するために必要な書面で規則で定めるものの添付は、これを省略することができる。

- (1) 当該土砂等が、公共事業により採取された土砂等である場合であって、当該土砂等が汚染されていないことについて事前に市長の承認を受けたものであるとき。
- (2) 当該土砂等が、採石法、砂利採取法、千葉県土採取条例その他の法令等に基づき許認可等がなされた土砂等の採取場から採取された土砂等である場合であって、当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。
- (3) 当該土砂等が、他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う場所（当該場所において土砂等の採取場所が明確に区分されているものに限る。）から採取された土砂等である場合であって、当該採取場所から採取されたことを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び汚染されていないことを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。
- (4) その他当該土砂等について、土壌の汚染のおそれがないと市長が認めた場合
（小規模埋立て等に使用された土砂等の量等の報告）

第9条 第3条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る小規模埋立て等に使用された土砂等の量（当該小規模埋立て等が一時たい積である場合にあつては、搬入され、及び搬出された土砂等の量）を市長に報告しなければならない。
（地質検査の報告）

第10条 第3条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る小規模埋立て等に供する区域の土壌についての地質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。
（関係書類等の縦覧）

第11条 第3条の許可を受けた者は、市長が指定する場所において、当該許可に係る小規模埋立て等が施工されている間、当該小規模埋立て等に関しこの条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写しを近隣の住民その他当該小規模埋立て等について利害関係を有する者の縦覧に供しなければならない。
（標識の提示等）

第12条 第3条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模埋立て等に供する区域の見やすい場所

に、当該許可に係る小規模埋立て等が施工されている間、氏名又は名称、小規模埋立て等に使用される土砂等の採取場所その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

- 2 第3条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模埋立て等に供する区域と当該区域以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。

（小規模埋立て等の廃止等）

第13条 第3条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模埋立て等を廃止し、又は中止しようとするときは、当該小規模埋立て等の廃止又は中止後の当該小規模埋立て等による土壌の汚染又は当該小規模埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 第3条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模埋立て等を廃止したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。小規模埋立て等を2月以上中止しようとするときも、同様とする。
- 3 前項の規定による廃止の届出があつたときは、第3条の許可は、その効力を失う。
- 4 市長は、第2項の規定による小規模埋立て等の廃止の届出があつたときは、速やかに、当該小規模埋立て等について、第1項の措置が講じられているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。
- 5 前項の規定により、第1項の措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第2項の規定による廃止の届出に係る小規模埋立て等による土壌の汚染又は当該小規模埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。
（小規模埋立て等の完了等）

第14条 第3条の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模埋立て等を完了したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があつたときは、速やかに、当該届出に係る小規模埋立て等による土壌の汚染がないかどうか及び当該届出に係る小規模埋立て等区域が第3条の許可の内容に適合しているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。
- 3 前項の規定により、小規模埋立て等による土壌の汚染又は小規模埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第1項の規定による届出に係る小規模埋立て等による土壌の汚染又は小規模埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。
（承継）

第15条 第3条の許可を受けた者が当該許可に係

る小規模埋立て等の全部を譲り渡し、又は第3条の許可を受けた者について相続、合併若しくは分割（その小規模埋立て等の全部を承継させるものに限る。）があったときは、その小規模埋立て等の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその小規模埋立て等の全部を承継した法人は、その第3条の許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。

2 前項の規定により第3条の許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添付して、その旨を市長に届け出なければならない。
（措置命令等）

第16条 市長は、小規模埋立て等に供された区域の土壌が汚染され、又は汚染のおそれがあると認めるときは、直ちに、当該小規模埋立て等を行い、又は行った者に対し、当該区域について現状を保全するために必要な措置を命ずるとともに、千葉県知事にその旨を通報しなければならない。

2 市長は、小規模埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該小規模埋立て等を行う第3条の許可を受けた者（第6条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更した者を除く。）に対し、当該小規模埋立て等を停止し、又は当該小規模埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

3 市長は、第3条又は第6条第1項の規定に違反して小規模埋立て等を行った者に対し、当該小規模埋立て等に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は当該小規模埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。
（許可の取消し等）

第17条 市長は、第3条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る小規模埋立て等の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により第3条又は第6条第1項の許可を受けたとき。
- (2) 第6条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。
- (3) 第7条の条件に違反したとき。
- (4) 第8条から第12条までの規定に違反したとき。

(5) 前条第1項、第2項又は第3項の規定による命令に違反したとき。

2 前項の規定により第3条の許可の取消しを受けた者（当該取消しに係る小規模埋立て等について前条第1項、第2項又は第3項の規定による命令を受けた者を除く。）は、当該取消しに係る小規模埋立て等による土壌の汚染又は小規模埋立て等を使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。
（廃止、完了又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令等）

第18条 市長は、第13条第5項、第14条第3項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、その小規模埋立て等を停止し、又は小規模埋立て等を使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 市長は、第13条第5項、第14条第3項又は前条第2項の規定に違反した者が行った小規模埋立て等により、当該小規模埋立て等に供された区域の土壌が汚染され、又は汚染のおそれがあると認めるときは、直ちに、当該小規模埋立て等を行った者に対し、当該区域について現状を保全するために必要な措置を命ずるとともに、千葉県知事にその旨を通報しなければならない。
（関係書類等の保存）

第19条 第3条の許可を受けた者は、当該小規模埋立て等について第13条第2項の規定による廃止の届出若しくは第14条第1項の規定による完了

の届出をした日又は第17条第1項の規定による第3条の許可の取消しの通知を受けた日から5年間、当該小規模埋立て等に関しこの条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写しを保存しなければならない。

（報告の徴収）

第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者に対し、その業務に関し報告させることができる。
（立入検査）

第21条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、土砂等の埋立て等を行う者の事務所、事業場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第22条 第3条又は第6条第1項の許可を受けようとする者は、次の各号に定めるところにより、手数料を納めなければならない。

- (1) 小規模埋立て等許可申請手数料
1件につき 20,000円
- (2) 小規模埋立て等変更許可申請手数料
1件につき 10,000円

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条又は第6条第1項の規定に違反して小規模埋立て等を行った者
- (2) 第16条第1項、第2項若しくは第3項、第17条第1項又は第18条第1項の規定による命令に違反した者

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第9条、第10条又は第20条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第21条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第6条第3項、第13条第2項、第14条第1項又は第15条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第19条の規定に違反した者

(両罰規定)

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(鎌ヶ谷市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例の廃止)

2 鎌ヶ谷市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例(昭和57年鎌ヶ谷市条例第14号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に旧条例第5条第1項又は第12条第1項の規定による許可を受けて小規

模埋立て等を行っている者は、第3条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して3月間は、なお従前の例により当該小規模埋立て等を行うことができる。その者がその期間内に同条の許可を申請した場合において、許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

4 この条例の施行の際現に発せられている旧条例第10条及び第16条の規定による命令は、なお効力を有する。前項の期間経過の際現に旧条例第10条及び第16条の規定により発せられている命令についても、同様とする。

5 この条例の施行前にした行為、附則第3項の規定により従前の例によることとされる小規模埋立て等に係るこの条例の施行後にした行為及び前項の規定によりなお効力を有することとされる命令に違反した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成13年6月29日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

鎌ヶ谷市あき地の雑草等の

除去に関する条例

(平成5年12月22日 条例第22号)

(目的)

第1条 この条例は、あき地の管理不良状態を解消することにより、市民の生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) あき地 宅地化された土地又はその他の空閑地で、現に所有者等が使用していない土地をいう。

(2) 雑草等 雑草、枯れ草及びこれに類するかん木をいう。

(3) 所有者等 あき地の所有者又は管理について権限を有する者をいう。

(4) 管理不良状態 雑草等が繁茂することにより、良好な生活環境を保持することができない状態をいう。

(所有者等の責務)

第3条 所有者等は、管理不良状態にならないようにその土地を適正に管理しなければならない。

(助言又は指導)

第4条 市長は、あき地が管理不良状態になるおそれがある場合は、所有者等に対し、雑草等の除去について、必要な措置を講ずるよう助言又は指導をすることができる。

(勧告)

第5条 市長は、あき地が管理不良状態にあると認められるときは、所有者等に対し、雑草等を除去すべきことを勧告することができる。

(立入調査)

第6条 市長は、この条例の目的を達成するため、必要な限度において、市職員をして、あき地に立ち入って調査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

鎌ヶ谷市ごみの散乱のない 快適なまちづくりに関する条例 (平成17年9月30日 条例第34号)

(目的)

第1条 この条例は、市、市民等、事業者及び土地所有者等が一体となって、空き缶等のポイ捨てによるごみの散乱防止策を講ずることにより、市内の環境美化を図るとともに、あわせて家庭、地域、学校等を通じ、環境美化の高揚運動を展開し、もってひととまちの資質の向上を促し、市民参加による快適な環境のまちづくりを確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き缶等 飲料を収納し、又は収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムの噛みかす、紙くず、ペットのふんその他これらに類する物で、投棄されることによって、ごみの散乱の原因となるものをいう。

(2) ポイ捨て 空き缶等をみだりに捨てることをいう。

(3) ごみの散乱 空き缶等がみだりに捨てられること及び散らかされることによって、生活環境の悪化をもたらしている状態又はそのおそれのある状態をいう。

(4) 路上喫煙 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路及び同法の適用を受けない公共の用に供されている道路(以下「道路等」という。)上において、たばこを吸うこと及び火の付いたたばこを持つことをいう。

(5) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。

(6) 事業者 市内において事業活動を行うすべての者をいう。

(7) 土地所有者等 土地を所有若しくは占有し、又は管理する者をいう。

(8) 自主的活動団体 ごみの散乱の防止のための自主的かつ継続的な活動を実施する市民団体をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、空き缶等のポイ捨て及びごみの散乱の防止に関し、総合的な施策を実施しなければならない。

2 市は、空き缶等のポイ捨て及びごみの散乱の防止について、市民等、事業者及び土地所有者等に対して意識の啓発を図るとともに、家庭、地域、学校等を通じて市民等による自主的な活動及び協力を求めるものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は適正に処理しなければならない。

2 市民等は、喫煙をしようとするときは、吸殻入れが設置されている場所において喫煙をし、又は携帯用吸殻入れを使用するように努めなければならない。

3 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施するごみの散乱の防止に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たり、自己の施設及び事業活動を行う場所並びにその周辺を清掃し、清潔な状態を保持しなければならない。

2 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施するごみの散乱の防止に関する施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、その所有若しくは占有し、又は管理する土地に空き缶等のポイ捨てが行われぬようにするため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 土地所有者等は、この条例の目的を達成するため、市が実施するごみの散乱の防止に関する施策に協力しなければならない。

(ポイ捨ての禁止)

第7条 何人も、空き缶等のポイ捨てをしてはならない。

(推進地区の指定等)

第8条 市長は、特にごみの散乱を防止する必要があると認められる区域を、ごみの散乱のない快適なまちづくり推進地区(以下「推進地区」という。)として指定することができる。

2 市長は、推進地区を指定したときは、これを公表しなければならない。

3 前項の規定は、推進地区の区域を変更し、又は推進地区の指定を解除する場合について準用する。

4 何人も、推進地区においては、路上喫煙をしてはならない。ただし、次に掲げる喫煙を除く。

(1) 道路等の場所を管理する者が指定した場所における喫煙

(2) 自動車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車(同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く)をいう。)内における喫煙(推進団体の認定)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

第9条 自主的活動団体は、ごみの散乱のない快適なまちづくり推進団体(以下「推進団体」という。)である旨の認定を受けることができる。

- 2 前項の推進団体の認定を受けようとするものは、活動内容に関する実施計画書を添付して、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により申請があったときは、実施計画書の内容が第1条の目的に照らし適切なものであり、かつ、当該計画が確実に実施される見込みがあると認めるときは、推進団体として認定するものとする。
- 4 推進団体は、第2項の実施計画書を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
- 5 市長は、第2項の実施計画書(前項の承認を受けた場合は、変更後の実施計画書)に従ってごみの散乱を防止するための活動を実施していないと認めるときは、推進団体の認定を取り消すことができる。

(推進団体への支援)

第10条 市長は、推進団体に対し、ごみ袋その他市長が定める清掃用具の贈与又は貸与等の支援をすることができる。

- 2 市は、推進団体の要請により、収集された空き缶等の運搬を行うものとする。
- 3 推進団体は、ごみの散乱の防止のための広報活動、研究その他のごみの散乱のない快適なまちづくりに関する活動を行おうとするときは、市長に対し、協力の依頼をすることができる。

(子どもの意見を聞く機会の実施)

第11条 市長は、小学生及び中学生がごみの散乱のない快適なまちづくりについて意見又は提言ができる機会を設けるよう努めるものとする。

(表彰)

第12条 市長は、この条例の目的を達成するための運動と実践に顕著な実績が認められるもの及び有益な意見又は提言をしたものを表彰することができる。

- 2 表彰に関する手続については、鎌ヶ谷市表彰条例(昭和60年鎌ヶ谷市条例第1号)に準ずる。

(指導及び勧告)

第13条 市長は、第7条及び第8条第4項の規定に違反している者に対し、ごみの散乱防止、喫煙マナー等の徹底を図るため、口頭又は書面により必要な指導又は勧告をすることができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

減量リサイクルキャラクター「むだなしくん」



平成9年1月22日誕生

鎌ヶ谷市環境の概況

令和7年版

令和8年3月発行

編集・発行 鎌ヶ谷市 市民生活部 環境課
クリーン推進課

千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1

電話 047-445-1141(代表)